## 獄丁服章圖

前面

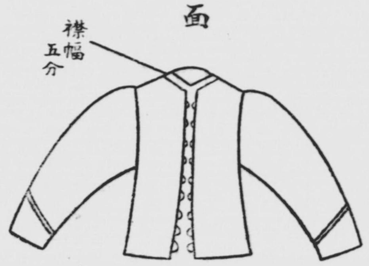


橫

前

背面

| | 帽章 | 袖章 | 袴 | 地色 |
|---|---|---|---|---|
| 一等獄丁 | 眞鍮徑壹寸 | 白 幅四分一本<br>同二分三本 | 無章 | 夏 上 紺小倉 本<br>下 白雲齋 本<br>冬 上下 紺小倉 |
| 二等獄丁 | 同 | 同 同 同<br>同 二本 | 同 | 同 同<br>同 同<br>同 |
| 三等獄丁 | 同 | 同 同 同<br>同 一本 | 同 | 同 同<br>同 同<br>同 |
| 四等獄丁 | 同 | 同 同四分一本 | 同 | 同 同<br>同 同<br>同 |

甲第拾四號

當集治監使丁服章別紙雛形之通相定候條此段及御屆候也

明治十二年七月十八日

宮城集治監

三等獄司　石澤謹吾

內務卿

| 使丁服章 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 等級 | 帽章 | 袖章 | 袴 | 地色 |
| 一等使丁 | 白横筋幅壹分壹本 | 白幅壹分四本 | 無章 | 夏上下 紺小倉<br>冬上下 白雲斎小倉<br>帽覆 紺黒絹フクリン |
| 二等使丁 | 同 | 同　三本 | 同 | 同 |
| 三等使丁 | 同 | 同　二本 | 同 | 同 |
| 四等使丁 | 同 | 一本 | 同 | 同 |



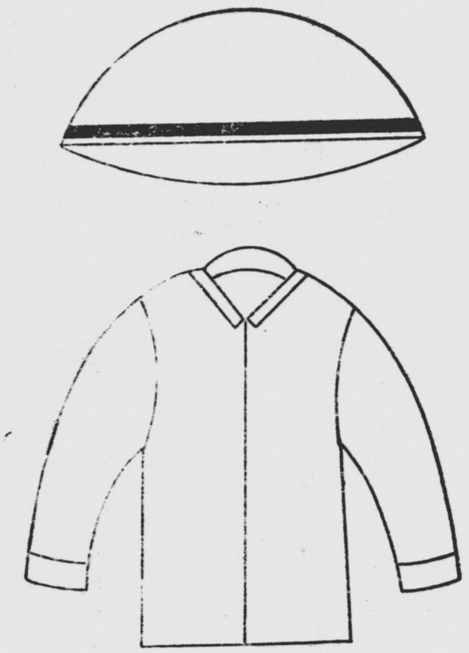

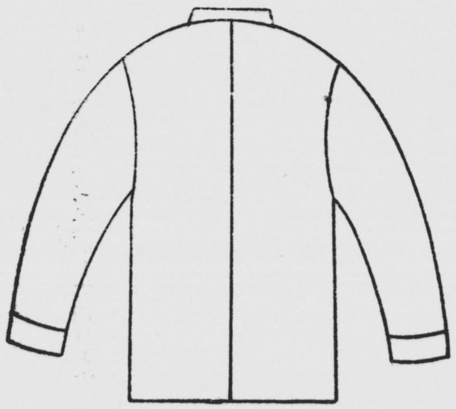

**十二年七月監獄局を創置し、次て其の職制及事務章程を定む**　明治十二年七月に至り創めて內務省內に監獄局を設け、(一)府縣囚獄の事務及集治監の事務を專管せしめ、翌十三年十月左記の如く監獄局職制及事務章程を定めた。これは集治監の管理並に獄務統一の急務等當面の必要に基くことは勿論であるが、當時世界に澎湃たる監獄改良思潮の(二)刺戟並に刑法改正事業等の(三)影響を受けて、大に獄制の整備改良を圖らんことを期したものと思はれる。(四)

▲監獄局職制及事務章程（十三年十月六日）

監獄局は一般の未已決監に關する各廳の申請を調査し諸規則を起草することを掌る。其の事務を大別して四課とす。

庶務、會計、計表、受付。

○職制

局長

一、本局の官員を指揮し局中の諸課を監督し、一切の事務を調理する事を掌る。

二、局中官員の能否勤惰を監視し、其の黜陟を要する時は之を內務卿に具狀す。

屬

一、局長の指揮を受け事務を分掌す。

○事務章程

局中の事務を大別して上下二款となす。其の上款は局長意見を具申し、內務卿の判決を經て施行するものとす。其の下款は局長に委任して決判施行するを得。

上款

**第一條**　囚徒取締及處遇に關する事項其他諸規則を改正增補する事。

**第二條**　司獄官吏の配置方法及之に關する諸規則を創立改正する事。

**第三條**　監獄費を增減調査する事。

**第四條**　囚徒護送の方法及獄事計表の式等を改革增補する事。

**第五條**　懲治人の敎養に係る制を更始し及無籍者刑餘の就業方法を創立し又は之を改增する事。

**第六條**　各地未已決兩監の位置及新築改造の適否を査定する事。

**第七條**　甲地方に在る囚徒を乙地方に遷徙する事。

**第八條**　各地の司獄官を招集して遇囚の方法に關する議會を開設する事。

**第九條**　萬國獄制公會へ委員を派出し及其の公會へ監獄計表等を贈る事。

**第十條**　局員を派出し各地監獄の景況を巡視せしむる事。

**第十一條**　局中の各課を廢置し及局規外の事件を處分する事。

**第十二條**　本局掌管の事務に係り府縣及集治監に指令布達し又は官院省使へ稟議照會する事。

下款

**第一條**　局中官員の課務を交替せしむる事。

**第二條**　局中官員の俸給、旅費其他諸費の部類を各別して月計、年計の算額表を製する事。

**第三條**　局中事務の部類を各別して年報等の諸表を製する事。

**第四條**　局中一切の費用は簿冊に詳錄し每件に就き局長檢印する事。

**第五條**　監獄司管の各廳より內務卿に申報する獄事計表を調査し、其の總計表を製する事。

**第六條**　既定の獄舍營繕費を府縣及集治監に交付する事。

**第七條**　局規に照據の事件を處分する事。

第八條　局中の要書を編纂製冊する事。

第九條　本局掌管の事務に係り府縣へ推問又は申報を督促し及官省院使の推問疑議に答ふる事。

第十條　本局掌管の事務にして他局課に交渉の諸件を合議辨理する事。

（一）明治二年十二月創めて刑部省に囚獄司を置き全國囚獄の事務を總轄せしめ兼て東京府下所在の囚獄を直轄せしめしが翌四年八月囚獄司を廢止し司法省は單に全國囚獄を總轄し囚獄規定の制定改廢等を管掌するに止めた。其後七年十一月に至り監倉を除くの外未決既決兩監を內務省の總轄と爲し庶務課に屬せしめた。爾來、省內屢々局課の改設ありて監獄の所屬亦從て左の如き變遷を見しが十二年に至り遂に監獄局の專管となつたのである。

七年十一月十五日第二局第一課に屬せしむ。

第一課囚獄懲役

1、囚獄懲役場に關する一切の規則取扱ふ事

2、囚獄懲役場諸費の事

3、囚人護送費の事

4、牢醫牢場監使劊子等給料、增減の事

5、所刑に付ての諸費の事

八年五月三十日　第一局に屬せしむ。（第二局を第一局と爲す）

八年十一月二十五日　警保寮の主管に屬せしむ。

九年二月三日　監倉を內務省の總轄に移す。

九年四月十七日　警保寮を廢し警保局を置く。

九年十月十七日　囚獄懲役場の營繕の事務は自今警保局をして管理せしむ。

十年一月十一日　內務省に警視局を置く。（警保局廢止）

十二年四月四日　集治監の事務を當分警視局に幹理せしむ。

（二）該事務章程中に萬國獄制公會へ委員を派出し云々の規程ありて當時萬國監獄會議に對し多大の關心を寄せ居りたることを推知し得るのである。

（三）當時刑法改正に備ふる爲北海道集治監建築計畫を進めつゝあつた。

（四）事務章程中には前記萬國公會委員派遣の外典獄會議開設、各監獄の巡閱、懲治監制度の改革、出獄人保護制度の創設等に關する事項を列擧しありて、當時內務當局が如何に新獄制建設の意氣に燃えてゐたかを窺ふことが出來る。

## 明治十三年四月第四課を警察本署と改稱せしが、却て監獄署の獨立を促進す

明治九年各種獄舍の內務省移管に伴ひ監獄の機構漸く大を加へ、監獄獨立の機運を醸成し、囚獄、監倉、懲役場の名稱も漸次監獄署と改稱せらるゝや、府縣の分課廢合に伴ひ監獄、警察分離の傾向いよ〳〵顯著となり、愛媛縣の如きは明治十二年一月早くも之が分離を斷行し、第四課を警察課及松山監獄署とに分ち、茨城縣又十三年二月監獄本署を創設し警察本署より之を分離するに至つた。(二)其の後明治十三年四月內務省は府縣從前の第四課を全國的に警察本署と改稱せしめしが、(三)却て監獄署の獨立を促進し之を一轉期として漸次獨立の監獄官廳を置くもの續出し、翌十四年愈監獄官の名稱統一せられ名實共に監獄署の獨立を見るに至つた。

（一）本稿明治十一年七月府縣官職制發布の項參照。

（二）1、之より先愛媛縣に於ては十一年六月愛媛縣廳第四課監獄科の事務は爾來松山懲役場內に於て取扱ふことゝなり、同年十二月縣下各警察署長を召集し會議を開き警察監獄の分離を決議す。（松山刑務所長報告）

2、茨城縣に於ては十三年二月從來警察本署に於て取扱ひ來りし監獄本署、水戸上市及下市兩支署の事務一切を監獄本署に於て取扱ふことゝなり、監獄本署を警察本署より分離す。（水戸刑務所長報告）

（三）明治十三年四月內務省達乙第十八號を以て府縣從前の第四課を警察本署と改稱せしめ、從て多くの府縣は一時監獄事務を之に隷屬せしめしが、間もなく獨立の監獄署を置くに至つた。

**明治十三年以後各府縣監獄職制分課を定む**　前記の如く各府縣監獄の漸次獨立官廳としての體裁を備ふるに伴ひ、監獄署事務章程、職務章程の類を制定し、其の職制、分課等を定むるものあるに至りしが、十三年に入り警察、監獄の分離漸く顯著となるや各府縣は相次で分課を定め官廳としての組織も亦漸次整備せらるゝに至つた。(一)

(一)　1、明治十年十二月埼玉縣監獄署事務章程を定め、署務を分ちて庶務、會計、授業の三掛と爲す。明治十三年三月之を改定し監獄署の署務を分ちて庶務、守警、會計　授業の四掛と爲す。(埼玉縣監獄署規則章程)
2、明治十一年四月滋賀縣監獄署職制章程を定め、署長を置き事務を四部に分ち第一部庶務、第二部看守、第三部工業、第四部出納と爲す。(滋賀刑務所沿革)
3、明治十二年十二月小松監獄署分課を分ちて庶務係、會計係、雜事係の三係と爲す。(金澤刑務所舊記)
4、明治十三年十月函館監獄署中庶務、出納、監守、授産、用度、販賣の各科を置く。(函館刑務所沿革)
5、明治十三年(月不詳)警視監獄第二支署(市谷)署務を庶務、名籍(附領置係)會計係(附工業係)看守所(附使役係)及醫局に分つた。(廳府縣警察沿革史)

## 第三節　監獄獨立時代

**十四年三月全國司獄官の名稱を統一し典獄以下の官等俸給等を定む**　明治十三年七月改正刑法の發布に伴ひ監獄改良の益々急務なるものありしを以て、内務省は先づ多年の懸案たる司獄官の名稱の統一を圖り、集治監、廳府縣監獄共に同一の官名を用ひ、且廳府縣監獄にも漸次專任司獄官を配置し獨立官廳としての存在を明かならしむることゝした。即ち警視廳は十四年一月、地方府縣は同年三月各其の職制中に典獄、副典獄、書記、看守長及看守を置き同時に集治監職員の官名、官等、俸給並職制を改定し、集治監典獄は月俸八十圓より百五十圓に至り全部奏任官と爲し、府縣典獄は月俸五十圓より七十五圓に至り判任官の上位に置き、看守は巡査と同樣等外と爲し、俸給は十圓以下と定めた。(一)(但し警視廳看守は六圓以上十圓以下と定む)

新定監獄官官等俸給及其の職制分掌等は左の如くであつた。

一、集治監典獄以下官等俸給(明治十四年三月)

| | 奏任 | | | | | | 判任 | | | | | | 等外 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 官等 | 典獄 | | | 副典獄 | | | 書記 | | | 看守長 | | | 看守 |
| 月俸 | 一五〇円 | 一二〇円 | 一〇〇円 | 八〇円 | 七五円 | 六〇円 | 五〇円 | 四五円 | 四〇円 | 三五円 | 三〇円 | 二五円 | 二〇円 | 一五円 | 一二円 | 一〇円以下 |

二、集治監職制(明治十四年三月)

典獄
(一)内務卿の指揮を受け書記看守長以下を統率し監署の事務を總理す。
(二)判任官の進退黜陟は内務卿に具狀し等外吏及傭人の進退黜陟は之を專行す。

副典獄
掌典獄に亞ぐ。

書記
各其の主務に從事す。

看守長

監獄の戒護を掌り兼て看守の勤惰を視察す。

看　守

監獄の戒護に従事す。

三、書記看守長以下分掌例（明治十四年三月内務省達乙第一五號）

書　記

在監人の名籍を調理し囚徒の携有物を檢收し工業に關する庶用を辨し簿計其他の署務を分掌す。

看守長

(一)看守授業手押丁の勤惰を監督し囚徒の出入增減、病故及び其犯則の有無を稽査し監房内外の洒掃を査閲し飲食の配與、器具の點檢等に臨監す。

(二)服役の囚に課する工業の科程を典獄に稟議して其作業を督勵す。

看　守

(一)晝夜交番して受持場を巡警し及び監門を守り監外に押發の囚徒を戒護し病囚の醫治に立會ひ日々監中の器具を點檢す。

(二)服役の囚徒作業に關せざる他事を交談し或は路人に聲語し或は漫りに部外の工場に入り或は押丁等をして囚徒と相狃るゝの狀なからしむるを要す。若し犯す者あるときは看守長に具狀すべし。

(三)文字を書する能はざる囚徒の爲に願訴の書面を代書す。

四、傭人分課例（明治十四年三月内務省達乙第一五號）

教誨師



改過遷善の道を講説して囚徒を教誨す。

醫　師

(一)囚徒の疾病を診察治療し其癈篤疾若くは重病急症に至れば診斷書に處方箋を添へ典獄に致すべし。

(二)病囚の氏名病性徵候治否及び處方は調治簿に詳記すべし。

(三)毎朝一次各監を巡り囚徒の飲食衣類を看視し健康に害ありと認る事あるときは改良の意見を典獄に具狀すべし。

(四)診察手術を施すときは病者に向つて攝生の方法を示すべし。

授業手

服役の囚徒に農業工藝等を教へしむ。

押　丁

囚徒監房出入の際其身體、衣服を搜檢し服役者を督使し控繩、戒護等に従事す。

女監取締

(一)女監を監視し婦女入監の際は典獄の臨監を得て其身體衣服を搜檢す。

(二)飲食を配與し及び女囚の作業を督勵す。

五、雜　則（明治一四年三月内務省達乙一五號）

(一)官吏傭人を問はず漫りに在監人と談言し又は其聽得可き所に於て檢束上に係ることを辯論し若くは雜話等を爲すを禁ず。

(二)授業手及押丁を傭ふには必ず保人の押印を具したる證書を納れしむべし　但證書には監署の規則を遵奉し特に在監人の囑託を受け他人に通信し或は物件の贈答に媒介せざることを詳記せしむべし

(三)官廳若くは人民より服役の囚徒を工事に傭役せんと求むることあるときは便否得失を考へ條約をなして其求に應すべし

（四）在監人死亡し假葬したる遺骸を改葬せんと請ふ者あるときは之を許可し其旨を警察官に通告すべし

六、府縣監獄官官等俸給（明治十四年三月）

| 官等 | 判任 | | | | | | | | | | 等外 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 典獄 | | | 副典獄 | | | 書記・看守長 | | | | 看守 |
| 月俸 | 七五円 | 六〇円 | 五〇円 | 四五円 | 四〇円 | 三五円 | 三〇円 | 二五円 | 二〇円 | 一五円 | 一二円 | 一〇円以下 |

七、府縣職制中抄（明治十四年三月）

典　獄

典獄は事を府知事縣令に受け監署の事務を總理す。

副典獄

掌典獄に亞ぐ。

書　記

各其主務に從事す。

看守長

監獄の戒護を掌り兼て看守の勤惰を視察す。

看　守

監獄の戒護に從事す。

八、廳府縣監獄書記看守長以下分掌例傭人分課例

〔既記集治監の部に同じ〕

九、集治監事務章程（内務號外　一四、四、一）

集治監の事務内務卿の准許を經て施行すべきもの左の條件とす其他は典獄之を專行す

（一）判任官の褒賞及懲戒の事

（二）五拾圓以上の費額を要する官舍監獄新營の事

（三）三百圓以上の費額を要する官舍監獄修繕の事

（四）新に事を創め又は舊記を變更する事

**警部等の監獄官へ轉官任用ありて、監獄は漸く獨立官廳としての體裁を具ふ**

かくて從來地方監獄配置の警部、警部補、屬等は監獄書記、看守長に、巡査丁長等は看守に共々任用若しくは兼務を命ぜられ、（一）茲に始めて地方監獄は警察從屬の地位を脱し獨立官廳としての組織體裁を具へ、我國獄制の基礎漸く確立を見るに至つた。

當時の全國監獄職員配置は左表の如くであつた。

○全國監獄職員配置表

| 年次 | 監獄 | 官員 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 典獄及副典獄 | 書記 | 看守長及看守副長 | 看守 | 傭 | 女監取締 | 教誨師及授業手 | 醫師 | 押丁 | 合計 |
| 明治十四年 | 一八六 | 三七×三三 | 二〇四×六三 | 一〇五×三二 | 二、七九三 | 一、〇八二×五 | 四二 | 一四九 | 一四一 | 三、〇一五 | 七、五六八×一三三 |
| 明治十五年 | 一九一 | 四三×二六 | 三〇二×八五 | 一一四×七五 | 三、二六四×六 | 八八九×九 | 七四 | 二〇三 | 二一五 | 三、六三五 | 八、七三七×二〇一 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同十六年 | 一九二 | 五五×一九 | 三九二×六〇 | 一四九×六六 | 四、〇二五×四 | 一、〇三三×二 | 一〇三 | 二三四 | 二三二 | 四、三八九 | 一〇、六一二×一五一 |
| 同十七年 | 二〇一 | 五九×一二 | 四二五×六六 | 一八七×三四 | 五、一六〇 | 一、一一三×二 | 一二八 | 二六三×二 | 二三五×二六 | 五、三七八 | 一二、九四八×一四二 |
| 同十八年 | 二〇二 | 五五×一六 | 四五二×七五 | 一八八×三三 | 六、〇三二 | 一、一四三×一 | 一六〇 | 二七六×一 | 二八八×三四 | 六、二〇三 | 一四、七九七×一六〇 |
| 同十九年 | 一九五 | 六七×一六 | 三三六×一一六 | 二六九×一三四 | 六、〇三四×八三 | 九七七×三 | 一七三 | 二七九×二 | 二六一×一四 | 六、二四二×一一 | 一四、六三八×三七九 |
| 同二十年 | 一九三 | 六三×一 | 三五七×一九六 | 三九一×一四七 | 五、六三一 | 九三一×八 | 一八三 | 三一二×三 | 二六一×三 | 五、七八二×九 | 一三、九一一×三六七 |
| 同二十一年 | 一九二 | 六二×一 | 三三〇×一九四 | 三八二×一二七 | 五、一〇五 | 八七七×一四 | 一八七 | 三三九×一 | 二九二×一 | 五、二三九×三 | 一二、八一三×三四二 |

備考　十四年は開拓使所管の調を闕く又官員中×印を附するは兼務の者なり。官員の欄十九年前は書記の欄に准判任御用掛を算入し傭の欄は等外及び准等外傭の數なり。

（一）1、群馬縣、明治十四年四月六等警部兼六等屬近藤清典獄に任ぜられ六等屬澁谷某副典獄に兼任、八等警部兼八等屬一名書記兼看守長に九等警部兼九等屬一名警部兼書記看守長に、十等警部兼十等屬一名及十等警部一名書記兼看守長に、十等警部一名九等警部兼書記看守長に任ぜらる。

年末現在監獄官吏は典獄一、副典獄一、書記八、判任兼務一、等外、准等外八七、雇四〇計一三八名。（前橋監獄沿革誌）

2、德島縣、明治十四年十二月四等警部三村實兼任副典獄、八等屬兼警部小松原某監獄書記兼七等警部副典獄心得、十等屬一名監獄書記、等外一等出仕一名看守長兼監獄書記心得を命ぜらる。（德島監獄沿革史）

3、埼玉縣、明治十五年六月末日現員典獄一、書記一〇、看守一三二、等外四、傭二、女監取締一、教誨師一、醫師四、授業師七、押丁七四、使丁一五。計二四四名（浦和刑務支所舊記）

、明治十四年末市谷監獄署職員配置表（豐多摩刑務所舊記）（資料一）

5、三重縣は明治十四年四月丁長以下を廢し更に看守押丁を置き看守月俸は六圓七圓八圓十圓の四級となし押丁月給は五圓及六圓とした。（公文編年錄）

## 資料一

### ▲市谷監獄署職員配置表（明治十四年末）

| 署長 | 副典獄大串保 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 分科／職員 | 書記 | 看守長 | 看守副長 | 看守 | 等外出仕 | 雇員 | 押丁 | 日給雇 | 計 |
| 庶務掛 | 和田正明 山田吉亮 | | | 伊東義路 中村梅橋 | | | | 鈴木金次郎 道山末吉 | 六 |
| 名籍掛 | 鈴木乙 | | | | 高柳省三 西山鉚太郎 前野繁次郎 | | 小宅元忠 内田美功 | | 六 |
| 名籍掛ノ内領置 | | | | | | | 磯崎友三郎 藤森恭敬 | | 二 |
| 會計掛 | 波多野彦助 山本尹德 | | | | 青木庄三郎 中川榮五郎 清水國三郎 柳部勝吉 | 足利基永 | 山本作太郎 岸爲之助 | | 九 |
| 會計掛ノ内工業掛 | 屋代斐 | | | | 井浦可興 久保市兵工 永澤正造 橋本勝賢 橋本友記 | | 鈴木大三郎 桑名砂茂木安太郎 大堀卯一郎 新井繁太郎 | | 一一 |
| 看守所 | | 江原則明 | 高木敬賢 飯島邦基 | 田澤英眞 外二 常務三拾人 | | | 常務六十三人 | | 九七 |
| 看守所ノ内使役掛 | | | 河村甲子太郎 金子政長 | 石川新七 酒井金次郎 | | | 土岐脩 | | 五 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 醫局 | | | | | 谷島三省 光井定次 千布玄珉 細野見勇 | | | | 四 |
| 計 | 六 | 一 | 四 | 三五 | 一二 | 五 | 七五 | 二 | 一四一 |

本表は年末の分科員を掲げ而して其年内の重もなる事故を附記するものなり（以下倣之）
一月十四日元少警部大串保監獄署書記に（以下監獄署の三字を略す）元權少警部稻田正明看守長兼書記に元警部補屋代斐坂崎雅彌（石川島）九等警視屬波多野彥助等外鈴木乙書記に元警部試補高木敬賢飯島邦基河村甲子太郎（以上二名石川島より）巡査水谷保詮看守副長に任ぜられ元警部試補岡田眞與憲兵軍曹と爲る〇一月十八日元巡査廿九名看守を命ぜらる警視屬山本伊德外三名簿記として會計部より派出〇二月四日巡査部長江原則明看守長に和田正明本官を免ぜられ書記專任と爲る〇二月廿四日書記坂崎雅彌警視屬に轉ず〇三月四日看守副長水谷保詮死亡〇同十一日看守金子政長看守副長に任ぜらる〇四月十六日獄丁を更に押丁に採用す〇六月廿二日書記大串保副典獄に〇七月一日警視屬山本尹德書記に〇八月十五日等外山田吉亮書記に任ぜらる。

**司獄官及傭人設置程度押丁女監取締俸給を定む**

尙此の月司獄官吏及傭人設置程度及押丁、女監取締（當時共に傭人なり）俸給を定め集治監、警視廳及各府縣に對し左の如き職員配置の標準を示した。（一）

◎司獄官吏、傭人設置程度（十四年三月三十日內務省乙第一六號達）

判任官　在監人二百人以下五名を置く。以上は百五十人毎に一名を增す。
看守　在監人十五人に三名を置く。
教誨師　人員俸金適宜。
醫師　人員俸金適宜。（二）
授業師　人員俸金適宜。



押丁　在監人十人に一名を置き俸金は八圓以下を以て月給又は日給とす。
女監取締　行狀善良にして四十歲以上若しくは司獄官吏の婦女を選み在監人二十人に一名を置き、俸金は十五圓以下を以て月給又は日給とす。

（一）1、職員設置程度の規程は各府縣に對し職員配置の基準を示したるものにして極めて重要なる意義を有せしが各府縣の財政狀態等に制せられて必ずしも之が遵守を見なかつた。
2、其の後本規程を參酌し明治二十三年十月勅令第二二八及第二二九號を以て看守人員及俸給の制を定め、次で二十九年十一月勅令第三六二號を以て看守定員を定めた。

（二）地方の府縣に於ては財政處理困難の爲容易に常置醫師を配置し得ざりしも內務省直轄の集治監に於ては其の俸錄を厚くして（待遇は依然傭人）適材の招致に努めた。

東京集治監は明治十六年十二月病院醫師以下俸給を左の如く定めた。

| | |
|---|---|
| 院長 | 八拾圓、七拾圓、六拾圓、五拾五圓 |
| 副院長 | 五拾圓、四拾五圓、四拾圓 |
| 當直醫 | 三拾五圓、三拾圓、廿五圓、廿圓 |
| 副當直醫 | 拾八圓、拾五圓、拾貳圓 |
| 藥劑生取締 | 廿圓、拾八圓、拾五圓、拾貳圓、拾壹圓、拾圓 |
| 藥劑生 | 八圓、七圓、六圓、五圓 |
| 見習 | 四圓五拾錢 |

備考　右俸給は凡て官吏月俸規則に准し給すべしと雖ども院長の給料は別に條約あるときは其條約に從ひ此概表の額を准とし日給とすることあるべし。

## 十四年三月監獄官の服制等を定む

曩に集治監の設置と共に集治監守長以下服制並獄司以下提燈徽章を制定せしが、明治十四年三月監獄官の名稱を全國的に統一するや、太政官達第十七號を以て看守長及看守の服制提燈徽章を定め、(一)看守長は集治監守長の制に依り看守は同監守の制に依らしめ、尚同時に看守長看守帶劍の制を定め、(二)次で七月看守長及看守の夏服として便宜白色服着用し得るの途を開いた。(三)看守制服等は各府縣共之を貸與品として取扱ひたるも、看守長に對しては判任官服裝、貸與の例なきを以て之を自辨せしめた。併し乍ら當時の物價を以てしても之が調製には二三十圓を要し、下級看守長は各れも之が調製に多大の困難を感じたるを以て、各府縣は概ね「看守長制服、劍調製金借用手續」を定め、便宜之が調製資金の月賦貸與を認めた。(四)越て十九年十月看守副長の新設に伴ひ廳府縣集治監假留監看守長及看守副長服制並提燈徽章を改定し、(五)その袖章及帽章に部分改正を加へた。尚押丁の服裝は筒袖法被股引饅頭笠とし雨衣手帳縛繩呼子笛と共に之を給與した。(六)

(一) 太政官達第一七號（資料一）

(二) 1、看守長看守帶劍の制（太政官達第一八號）（資料二）

2、巡査は明治八年十一月全國的に服制を統一せられ、警視警部に帶劍せしめ巡査には棍棒を携帶せしめた。但し警視廳に於ては一等巡査に制服着用の時に限り帶劍を許した。越て十年三月巡査にして警部の職務を行ふ節は帶劍を許し明治十五年十二月全國一齊に巡査に帶劍を許した。

(三) 内務省達乙三一號（資料三）

(四) 前橋監獄沿革誌。（資料四）福岡刑務所舊記（資料五）

(五) 内務省令第二〇號（資料六）

(六) 1、内務省乙第一七號達（資料七）

2、押丁の被服は法被の定めなりしも各府縣の上申に對し洋服を許せり。但し帽子の着用は之を許さず。（資料八）

3、警視廳に對し在來の使用の物に限り押丁帽着用を許した。（資料九）



### 資料一

▲監獄看守長及び看守の服制等（太政官達第一七號）（明治一四、三、一八）

監獄看守長及び看守の服制幷に提燈徽章左の通相定候條此旨相達候事。

一、看守長の服制提燈徽章は總て明治十二年六月第二十五號達守長の制を用ふべし。

一、看守の服制提燈徽章は同達監守の制を用ふべし。但し帽は前章を存し共横線及び衣袴の章は總て廢止す。

### 資料二

▲看守長看守帶劍の件

○第拾八號達　十四年三月十八日　警視廳　府縣　東京府を除く

監獄看守長看守に爲取締帶劍可爲致此旨相達候事

但劍制は適宜たるべし

○内務乙第二十一號　十四年四月十五日　警視廳　府縣　東京府を除く

本年第十七號第十八號を以て看守被服及び帶劍の義御達相成候に付ては被服は適宜保存期限を定め給與し帶劍は貸與候儀と可相心得此旨相達候事

### 資料三

▲白色服着用ノ件

○内務乙第三十一號　十四年七月九日　警視廳　府　縣　東京府を除く　集治監

本年第十七號公達を以看守長及看守の制服被定候處自今夏季に限り便宜白色服相用不苦候此旨爲心得相達候事

○内務乙第三十二號　十五年五月廿二日　警視廳　府　縣　東京府を除く　集治監

客年當省乙第三十一號達に從ひ看守長制服に白地相用候節は徽章も白色の品相用候義と可心得爲念此旨相達候事

## 資料四

▲看守長制服劍調製金借用手續（明治十四年六月群馬縣）

第一條　看守長制服劍調製費金借用は金額貳拾圓を限りとす、但前借を皆納するも再借用を許さず

第二條　借用を願はんとする者は第一號式の願書を差出すべし

第三條　監獄署長出納課長該願書を點檢し不都合なきものと認むるときは之に添申書を附し長官に出し聽可を得たる後第三號の證書を差出さしめ金員貸渡を爲すべし

第四條　貸渡しの翌月より左の給額に依り返納すべし

俸給額　三十圓　二十五圓　二十圓　十五圓　十圓

返納額　四圓五拾錢　參圓五拾錢　貳圓五拾錢　壹圓　壹圓五拾錢

第五條　給額の增減或は屬官出仕等に轉ずるも返納方は該等に依るべし

第六條　轉免等にて本縣を去る者は一時に皆納すべし

（書式略）

## 資料五

▲制服料拜借願（福岡刑務所舊記）

一、金貳拾五圓也

右者今般看守長拜命に付制服調製候條本行の金額拜借仕度此段奉願候也

明治十九年四月十四日　警部補兼看守長　○○○○

福岡縣令　安場保和　殿

## 資料六

▲看守正副長制服徽章の件

○内務省令第二十號　十九年十月五日　廳府縣　東京府を除く　集治監　假留監

看守長及看守副長服制並に提燈徽章左の通改定す

服制（法規第二類第一參看）

| | 帽章 | 袖章 | 袴章 | 地色 | 地質 |
|---|---|---|---|---|---|
| 看守長 | 眞鍮徑一寸三分金横線巾三分一條一分二條 | 黒蛇腹但線數は帽章に同し | なし | 紺黒適宜 | 絨 |

| | |
|---|---|
| 看守副長 | 同　同　同<br>同　同　同<br>一分一條 |

| | | |
|---|---|---|
| 外套 | 同 | 釦 |
| 看守長 | 無徽章 | 金櫻形但其數圖の如し |
| 看守副長 | | 紺黒絨 |
| | | 無徽章 |
| | 雨覆 | 同地質 |
| | 日覆 | 同地質 |

雨覆紺黒絨
日覆適宜白地

凡例　外套は丈け踵上五寸後裂け服上二寸に止る但し便宜黒紺地引回し合羽を以て之に代用する事を得其丈けは手を垂下して手根に至るを度とす

提燈

| | | | |
|---|---|---|---|
| 看守長 | 黒 | 横筋 | 八分 |
| | 同 | 同 | 三分 |
| | 朱 | 同 | 同 |
| | 十 | 同 | 同 |
| | 竪山道 | 同 | 同 |
| | 同 | | 同 |
| 看守副長 | 同 | 同 | 同 |
| | 同 | 同 | 同 |
| | 同 | 同 | 同 |
| | 同 | 同 | 同 |
| | 同 | 同 | 同 |
| | 二本同 | | 同 |

| | | |
|---|---|---|
| 一寸 | 本 | |
| 二寸五分 | 本 | |
| 三寸 | 本 | 四方三所 |



## 看守長服制圖式

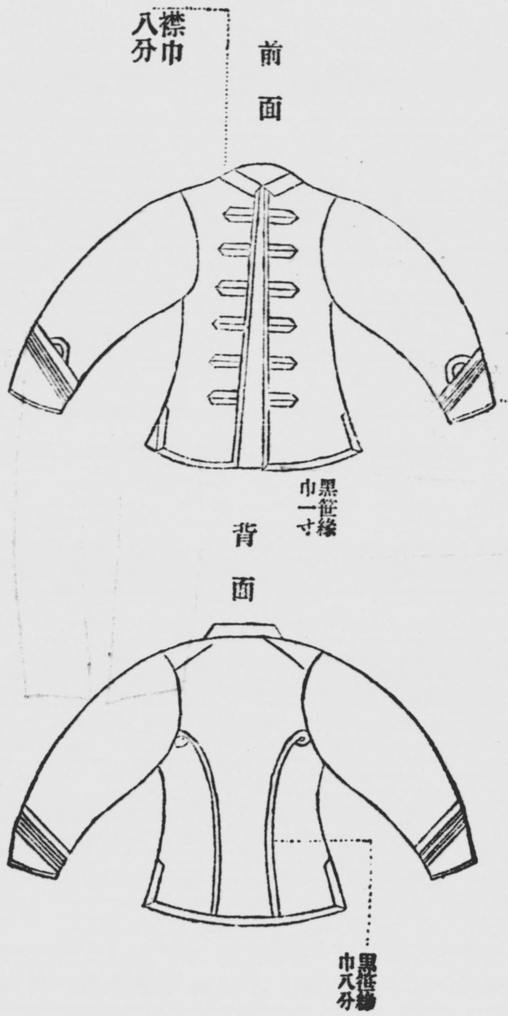


黒笹縁

看守長帽章

前　　横

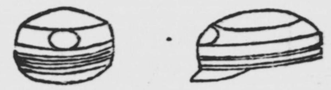

看守副長袖章

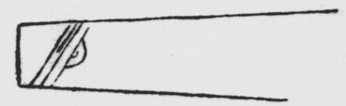

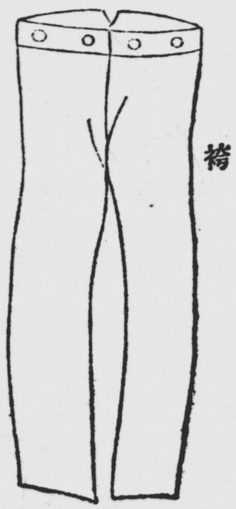

袴



外套圖式

前面

白日覆

後面

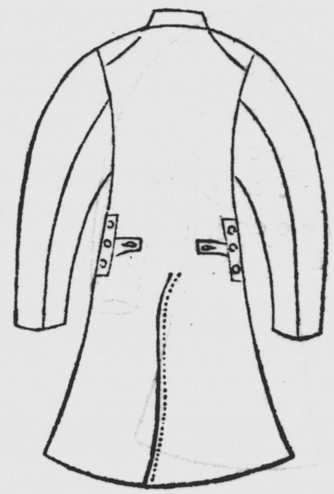

雨覆

看守副長帽

前

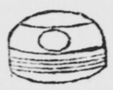

横

帽章眞鍮

卸紐

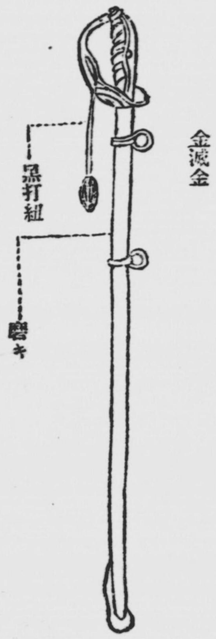

看守長提燈

看守副長提燈

**資料七**

▲押丁給與品の件（内務省達乙第一七號 明治一四、四、）

監獄署押丁給與品左之通相定候條此旨相達候事

押丁給與品

一、笠 饅頭 晴雨 笠 共用

一、筒袖法被 色紺地 質木綿

一、股引 同上

一、雨衣 桐油 色黑

一、縛繩

一、手帖

一、呼子笛

**資料八**

▲押丁服製之義に付伺（公文編年錄 青森縣伺 一四、一一、一七達濟）

右前例に依り御指令左に相伺候也

案

書面伺之趣笠を帽に換る儀は難聞屆其他伺之通

五月五日付を以て上申

御參考

岩手縣伺指令摘要

第四條押丁給與品之儀は本年御省乙第十七號を以て御達相成然るに筒袖法被の義和服仕立にては囚徒取扱等に於て甚だ不便と被存就而は洋服に模擬し調製致し不苦哉

御指令

伺之通

五月二十日　　內務卿

## 資料九　▲押丁給與笠之義に付伺（公文編纂）

御省本年乙第十七號御達押丁給與品中饅頭笠之義は實際往々不便之廉有之候のみならず破損し易き故其都度引換渡し巨多之費用相掛り且體裁も宜しからざる義に付是迄當廳に於て給與致し來候別紙圖面之分相用ひ度尤無徽章之積りに有之候此段相伺候條至急仰御指令候也

明治十四年六月十五日　　警視總監　樺山資紀

內務卿　松方正義殿

追て御省本年乙第十六號御達之義は豫算上差支之廉有之候間十四年度迄從前之通据置候將又押丁帽子之義も差向最前給與之分破損候迄其儘爲相用候條此段併せて御聞置相成度候也



地合緋小倉

內務省より警視廳へ明治十四年七月五日達濟

押丁給與笠之義に付伺

右伺は成規に戻り御聞屆難相成筋と被存且追而書中豫算之都合を以十四年度迄從前之通据置候義は御聞置之積左に御指令案相伺候也　本文据置云々は司獄官程度の義に而既に當分增減之義は各地方へ御允可相成居候事

案

書面之趣難聞屆候事

但司獄官吏程度据置は伺之通押丁帽子は最前支給したるものに限り其保存中用ひしむる等は不苦

**十五年六月看守副長を置き監獄職員漸次增加す**　翌十五年六月看守副長を置き、（警視廳は十四年一月之を置く（一））之に仲ひ看守長の俸給一部改正があつた。當時在監者は地方監獄に於て笞杖實決を廢止せる爲漸次增加の一路を辿り、監獄職員の配置又從て著しく增加し、明治

十八年に於ては總計一萬四千人を超え、明治十四年に比し殆ど倍加するに至つた。(二)

(一) 明治十四年一月十四日太政官達第二號（資料一）

(二) 前掲全國監獄職員配置表參照。

## 資料一

▲警視廳官等俸給表（太政官達第二號一四、一、一四）

| 衙署＼官等 | 勅任 | 奏任 | | | | | | 判任 | 等外 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 三等 | 四等 | 五等 | 六等 | 七等 | 八等 | 九等 | | |
| 本廳 | 警視總監 | 警視副總監 | 一等警視 | 二等警視 | 三等警視 | 四等警視 | 五等警視 | 警視屬 | |
| 巡査本部 | | | 巡査總長 | 巡査副總長 | | 方面監督 | | 巡査長 | 巡査 |
| 警察署 | | | | | | 一等警察使 | 二等警察使 | 警察副使 | 巡査副長 |
| 消防本署 | | | | | 消防司令長 | 消防司令副長 | | 書記 | 巡査部長 |
| 監獄署 | | | | | | | | 典獄 | 消防大司令 |
| | | | | | | | | 副典獄 | 消防中司令 |
| | | | | | | | | 書記 | 消防少司令 |
| | | | | | | | | 看守長 | 看守 |
| | | | | | | | | 看守副長 | 看守 |

月給

七十五圓以下十二圓以上

| 月給 | 等外 |
|---|---|
| 一等四十圓 二等三十五圓 三等三十圓 | |
| 一等二十五圓 二等二十圓 | 巡査 十圓以下六圓以上 |
| 一等十五圓 二等十二圓 | |
| 一等四十五圓 二等四十圓 三等三十五圓 | |
| 三十圓以下十二圓以上 | |
| 一等五十圓 二等四十五圓 三等四十圓 | |
| 一等三十五圓 二等三七圓 三等二十五圓 | |
| 一等十五圓 二等十二圓 | |
| 一等七十五圓 二等六十圓 三等五十圓 | |
| 一等四十五圓 二等四十圓 三等三十五圓 | |
| 三十圓以下十二圓以上 | |
| 一等三十圓 二等二十五圓 三等二十圓 | 看守 十圓以下六圓以上 |
| 一等十五圓 二等十二圓 | |



奏任官以上の月給は文官一般の例規に從ふ

**十七年三月看守押丁功勞者賞與の事を定む**

監獄職員は囚徒の教化幷獄內治安の確保に當り、常に一身一家を犧牲にし國務奉仕するの重責を有し、其の職務の困難且危險なる事警察官に異らざるものあるを以て、明治十七年三月內務省は「看守押丁にして巡査賞與規則に準ずべき功勞ある者は右規則に準じ賞與すべき旨」を訓達し、次で明治二十一年警察賞與規則の制定に伴ひ翌年一月看守押丁に對し該規則に據り功勞の適度に應じ金十五圓以下を賞與することとした。(一)(二)

(一) 1、明治七年 第一〇〇號公達巡査賞與規則（資料一）
2、明治十七年三月內務岡監甲第三四二號（同）
3、明治十七年以前に於ても各集治監各府縣等は其の都度巡査賞與規則に準じ賞與方上申認可を受けたり。（資料二）

(二) 1、明治二十二年一月內務省訓令第一號（資料三）
2、爾來久しく警察賞與規則を準用せるも大正十一年諸般制度の改正と共に司法省令を以て獨立せる刑務賞與規則を制定するに至つた。

## 資料一

▲看守押丁賞與の件

○內務岡監甲第三四二號 十七年三月廿七日 警視廳

看守押丁にして七年第百號公達巡査賞與規則に準ずべき功勞ある者は右規則に準じ監獄費中より賞與濟の上一ヶ月宛取纏め可屆出此旨訓示候也

○第百號達　七月廿九日　府　縣

明治六年十一月第三百九十二號達書中邏卒番人賞與規則左之通改正候條此旨相達候事（八年番人を邏卒と改め、次で邏卒を巡査と改正す）

巡査賞與規則

一　拒捕の賊を獲る者
　金十圓以下　一賊を獲るの賞とす
一　貨幣贋造の者を獲る者
一　放火或は人殺の者を獲る者
一　强盜を獲る者
　金五圓以下　一賊を獲るの賞とす
一　危難に臨んで人命を救援する等其他職務上に付功勞ある者
　金五圓以下
一　强盜竊盜其他兇徒探索方及び竊盜逮捕に格別盡力せし者（八年本項追加）
　金五圓以下
右の金高を限りとし實際の難易に依り功勞の輕重を審定し等差を分け遞減賞與すべし若し本人死する時は追賞として其父母妻子或は親族に給す但し拔群の功勞ありて此限を越る者は伺出べし（八年改正）

## 資料二

▲反獄之節功勞ある守卒御賞與之儀上申（公文編纂）

客年十二月十八日監獄水戸下市未決監に於て有名の兇漢眞壁郡羽島村平民○○右衞門外十餘名反獄を企て已に監內の扉を押し拔き守卒小使を打倒し外鞘の扉を破らんとするに堅くして果さず。○右衞門等數名監の天井に登りたるを早くも同署詰二等守卒莊司德三之れを見認め彼等は天井より屋上を破り脫出せんとの目算ならんと察し之れを支んとするに官棒にては非常の用具に供し難きを計り獄署に在り合たる刀を携へ屋上に登り擧動相窺居る處果して兇徒等益猖獗を極め在り合せたる木材を以て屋上を撞き破り些しく破れし場所より○○右衞門首を出したるを德三直に切付些少の疵を負はせたるに依り又首を出さず。之に恐怖し遂に天井より脫出の念を斷ちたり。斯くする內監獄署吏は勿論巡査消防組等馳せ集り鎭定に屬し候。若し德三をして○右衞門を切付るの擧なかるしめば如何なる變動に及ぶも亦知る可からず。畢竟德三が奮發して屋上に登り惡徒の首魁者○右衞門を疵つけしより兇徒等屈し力疲れて容易に平定に及びたる義に有之右德三之如き看守の職務誠に然る可き者なれども其職務に勉勵せし者に付本人の面目と將來他の奬勵上にも關係候間特別の御詮議を以て相當御賞與之儀其筋へ御上申相成度此段上申候也

監獄本署長　六等警部　堀內久保

茨城縣

明治十四年四月廿一日

茨城縣令　人見寧　殿

內務卿より茨城縣へ明治十四年五月十三日達濟

反獄之節防禦に盡力したる守卒へ賞與之義伺

右縣伺審案候處明治七年第百號公達中職務上功勞ある者五圓以下之項に依り可然と存候に付左案之通御指令相成度此段相伺候也

御指令案

書面之趣聞屆候條施行濟可屆出候事

但獄署諸費を以て支辨する義と心得べし

月　日

内務卿



## 資料三

○内務省訓令第一號　明治二十二年一月

廳府縣　集治監　假留監

看守押丁にして左の各項に該當する者は明治二十一年十月内務省訓令第二十一號警察賞與規則に據り功勞の適度に應じ金拾五圓以下を賞與すべし

一　反獄を鎭制するに當て其功勞著しき者

二　自己の監守に非らざる在監人にして逃走する者を捕獲し其の功勞著しき者

三　監獄内の水火風震及流行病に付其の功勞著しき者

四　自己の危難を顧みず在監人の生命を救援したる者

## 警察賞與規則（明治二十一年十月内務省訓令第二十一號）

第一條　警察上功勞ある者は本則に依り賞與すべきものとす

第二條　警察賞與を分て左の三種とす

甲種　金三圓以上十五圓以下

乙種　金五圓以下

特別賞　金十五圓以上三十圓以下

特別賞與は事の重要に渉り功勞の特に著明なる者に限り之を給することを得

第三條　犯罪事件に關する賞與は左の各項に依る

甲種

一　國事犯に關する重罪犯

二　兇徒聚衆に關する重罪犯

三　貨幣僞造變造に關する重罪犯

四　人命に關する重罪犯

五　放火に關する重罪犯

六　强盜に關する重罪犯

乙種

一　貨幣僞造變造に關する輕罪犯

二　竊盜に關する罪犯

第二項　前項の罪犯を分明に訴出たる者亦前項の區別に同じ

第三項　第一項の場合にして罪犯暴行脅迫を以て抗拒したるときは其難易に因り及第一項に揭ぐる罪犯にして共未遂の時に訴出たる者は其乙種は金三圓以上十圓以下甲種は五圓以上二十圓以下の金額を賞與することを得

第四項　前項の外其功勞の前數項に比し相下らざるものは其適度に應じ賞與することを得

第五項　前數項に該當するものと雖も事の最輕きもの又は功勞の最も尠きもの若しくは金圓を賞與し難き事情ある者は賞詞を與ふることを得

第四條　水火災其他犯罪に關せざる功勞は乙種の賞を給與すべし但其功勞の大なる者は甲種の賞を與ふることを得

第五條　罪犯判決前に逃亡又は死去したる場合若しくは賞與すべき事件の完結せざる前と雖も其疑なきものは賞與を施行することを得

第六條　賞與は何等の場合を問はず一旦施行したる後は之を變更することを得ず

第七條　本則に定めたる賞與の金額は一事件の賞とす但第三條第一項の場合は一罪犯に付ての賞とす

數事件數罪犯にて功勞者一人なるときは數事件數罪犯の賞を各別に給與すべし

一事件若しくは數事件一名若くは數名の罪犯にして功勞者數人なるときは之を賞與するには一事件若しくは一罪犯に對する金額又は數事件若しくは數罪犯に對する金額を適宜功勞者の人員に配當給與すべし

第八條　功勞者賞與施行前に死亡したるときは賞與の金額は親屬の最近なる者に給す若し親屬なきときは戶長に交付して祭祀料に充用せしむべし

共所在不分明なるとき亦同じ但親屬なき者にして三十六ケ月を經過したるときは賞與を施行せず

第九條　公權を剝奪せられたる者には賞を與へず

第十條　自己又は親屬の利害に關する事件に付ては賞を與へず但其功勞の特に著明にして一般に洪益を及ぼすものは時宜により之を賞與することを得其被害者と利害を共にする者亦同じ

第十一條　罪犯其親屬に係るときは總て賞與することを得ず

第十二條　第八條第十條第十一條に於て親屬と稱するは刑法第百十四條第百十五條に記載したる者を云ふ

第十三條　巡査にして左の各項に該當する者は本則に定むる賞與の區別に從ひ甲種以下及特別賞を與ふることを得

第一項　第三條に揭ぐる罪犯を搜査し又は捕獲し其功勞著しき者

第二項　前項に該當せずと雖も其功勞の前項に比し相下らざる者



第三項　第四條に揭ぐる事項及流行病に付其功勞著しき者

第四項　自己の危難を顧みず人命を救援したる者

第十四條　巡査犯罪を捕獲して功勞ありと雖も未だ留置せざる前に逃走せしめたる者は賞與することを得ず

護送中に逃走せしめ其護送者に於て捕獲したるとき亦同じ

第十五條　巡査私事旅行中其管內に於て賞與すべき功勞ありたるときは共職務上に於て爲したるものと同一の賞を與ふべし

第十六條　巡査にして一般人民共に人命を救援したるときは賞與すべき金額を救援者の全數に分賦し其巡査に屬する金額を賞與すべし

第十七條　本則第七條乃至第十一條は巡査の賞與に付ても亦之を適用す

第十八條　巡査の賞與は共所屬廳に於て施行し其他は左の區別により各管轄廳東京府は警視廳に於て施行すべし

第一項　訴を受けたる地の管轄廳

第二項　罪犯を最初に受取りたる地の管轄廳

第三項　犯罪事件に屬せざるものは其事件の生じたる地の管轄廳

第十九條　賞與すべき事件若しくは功勞者の數官廳に牽連するものは互に協議を盡し其金額を定めたるときは巡査の例に準じ賞與することを得

の多少に依り適宜分割し各其廳に於て賞與すべし

第二十條　警部其他警察事務に從事する者にして功勞あるときは一箇年取纏め翌年一月三十一日迄に當省へ報告すべし但特別賞與に屬するものは其都度報告すべし

第二十一條　賞與を行ひたるときは一箇年取纏め翌年一月三十一日迄に當省へ報告すべし但特別賞與に屬するものは其都度報告すべし

第二十二條　賞與の費額は其所屬の經費を以て支辨すべし

**十七年七月假留監創設**　兵庫縣兵庫に假留監を設置し(一)內務省の直轄となし、尙同時に東京、宮城、三池の三集治監中に假留監を附設し、各れも北海道集治監に發遣すべき囚徒を一時拘禁する所とした。(二)內務一等屬阪部寔を典獄に任じ兵庫假留監に勤務を命じ、假留監典獄以下官等、俸給、職制及服制は總て集治監に準據せしめた。(三)

(一)　太政官達第六二號

(二)　假留監設置に伴ひ徒刑、流刑及禁獄の刑に處せられたる囚徒押送順序及聯合地方の區分を定め、此等の刑に處せられたる囚徒裁判確定せし時は、之を管束せし地方より警察邏傳を以て直に其聯合假留監に押送することゝした。本制度創設當時の聯合地方區分は左の如くであつた。

一　兵庫假留監
　京都及大阪府、兵庫、滋賀、石川、富山、福井、島根、鳥取、岡山、廣島、山口、和歌山、德島、高知、愛媛の各縣。
一　東京假留監
　警視廳、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、三重、愛知、靜岡、山梨、岐阜、長野の各縣。
一　宮城假留監
　新潟、福島、宮城、岩手、青森、秋田、山形の各縣。
一　三池假留監
　長崎、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島の各縣。

(三)　太政官達第六三號

**十八年六月監獄局廢止となる**　內務省は局課の廢合を行ひ內局、圖書局、庶務局、統計課及監獄局を廢止し監獄事務は警保局第三部に屬せしめた。改正內務省處務條例中警保局の組織は左の如くであつた。

警保局長　一人、次長　一人

第一部、長一人、課僚若干名。
1、行政警察事務に關する諸規則の事、2、警察に關する府縣の規則並施行方法を調査する事、3、警察官吏の職務に關する規則の事、4、警察官及警察署配置の事。

第二部、長一人、課僚若干名。
1、新聞雜誌雜報等の檢閱並發行に關する事、2、政治風俗に關する圖書檢閱の事、3、政治に關する結社集會の事。

第三部、長一人、課僚若干名
1、監獄を管理する事、2、司獄官吏の職務に關する事、3、監獄建築方法の事、4、囚徒押送並發遣の事、5、囚徒假出獄の事。

監獄局廢止事情は明かでないが、當時內閣組織の改正、內務省の內部組織の改革及監獄費地方稅支辨に伴ふ事務減少、其の他內外の情勢已むを得さるものがあつたと推せられる。然るに當時は在監者增加に伴ふ拘禁並に作業經營の困難、其他刑法及監獄則改正に伴ふ囚情の動搖等ありて、眞に內外多事多難の重大時期であつたのであるが、幸にして當時の警保局長は淸浦奎吾氏の如き達識鍛練の士なりし爲、克く縮少後の監獄課員を鞭撻して監獄事務の整備を圖り、尙進んで條約改正の準備的事業として監獄改良計畫を立てたる爲、警察改良と相俟つて監獄界も亦幾多の改善進步を遂るに至つた。

**十八年七月巡査看守休暇概則を定む**　當時各府縣共既にそれぞれ認可を受け巡査看守又は看守押丁休暇規則を制定しありしも、(一)休暇の條件等頗る區々に亘り運用上遺憾少からざりしを以て之が準則を定め(二)其の細則順序等は各府縣の實際に則し適宜定めしむることゝしたのである。

（一）1、滋賀縣監獄看守押丁休暇規則（資料一）
2、長崎縣より看守慰勞休暇賜給の儀に付伺（資料二）
（二）明治十八年七月内務省番外巡査看守休暇概則（資料三）

## 資料一　▲監獄看守押丁休暇規則（公文編年錄）

第一條　滿三ケ月以上皆勤の者及滿一ケ年以上勤續のものは公務の都合に依り左の區別に從ひ休暇を賜るべし。尤累年休暇をなさゞる者一時日數增賜する圖左の如し。

| 年月數 | 三ケ月 | 六ケ月 | 一年 | 一年半 | 二年 | 二年半 | 三年 | 三年半 | 四年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 皆勤休暇 看守 | 二日 | 五日 | 十二日 | 二十日 | 廿九日 | 卅九日 | 五十日 | 六十一日 | 七十四日 |
| 皆勤休暇 押丁 | 一日 | 三日 | 六日 | 十日 | 十五日 | 二十日 | 二十五日 | 三十二日 | 三十七日 |
| 勤續休暇 一年内六日以上不勤なきもの 看守 | | | 十五日 | | | | 五十日 | | 六十九日 |
| 勤續休暇 一年内六日以上不勤なきもの 押丁 | | | | | 八日 | | | | |
| 勤續休暇 一年内十一日以上不勤なきもの 看守 | | | | | | | | | 三十五日 |
| 勤續休暇 一年内十一日以上不勤なきもの 押丁 | | | 十日 | | | | | | |
| | | | | | 十六日 | | 廿五日 | | |
| | | | | | | 廿九日 | | 三十二日 | |
| | | | | | 廿二日 | | | | |
| | | | | | | 三十五日 | | | 四十九日 |
| | | | 五日 | | | | | | |
| | | | | | 十一日 | | | | |
| | | | | | | 十八日 | | | 廿五日 |

第二條　一ケ年内十一日以上不勤あるものは勤續休暇は賜らさるべし

第三條　凡そ三ケ月と稱するは滿十二ケ月を云ふ假令ば二月一日拜命のもの五月一日に至れば滿三ケ月皆勤となすと雖も二月二日拜命のものは三月一日より起算するを以て六月一日に至らざれば滿三ケ月皆勤となすを得ず、又二月一日拜命のもの翌年二月一日に至れば滿一ケ年勤續となすと雖も二月二日拜命のものは翌年三月一日に至らざれば滿一ケ年勤續となすを得ず

第四條　賜暇の日數は不勤に算入せずと雖も皆勤々續とも既に賜暇濟の年月は既往に遡り再算するを得ず
但皆勤休暇の月數を勤續休暇に算するは此限にあらず

第五條　職務上傷痍を受け療養中の日數父母祭日忌等の日數は不勤の部に算入せず

第六條　休暇中は歸鄉又は旅行するも本人の志願に任すと雖も必ず典獄の允許を受くべきものとす

第七條　休暇中歸署延引願は一切差許さざるべし
但病氣又は差支等にて止むを得ず賜暇限内歸署する事能はざれば宜しく事實を證明すべし
其證據明確ならざるものは嚴重取糺すべし

第八條　無故歸署の期限を過るものは取糺し懲戒に處す

明治十四年五月三十一日
司獄官吏賜暇之儀に付伺

滋賀縣

右調査候處不都合の廉無之に付伺之通御聞屆相成度御指令案左に相伺候也

案

書面之趣伺之通

年　月　日

鄉

## 資料二　▲看守へ慰勞休暇賜給の儀に付伺（公文編年錄）

看守之儀は其勤務の方法等巡査に等しく、隨て避暑休暇をなさしむるときは事務差支、去迚一般の恩惠に浴せしめさるは亦悶然候次第に有之就ては巡査の例に倣ひ避暑休暇に換るに慰勞休暇を以てし滿三ケ月皆勤の者へは五日以內便宜賜暇致度此段相伺候也

明治十四年八月五日　縣令內海忠勝代理
長崎縣少書記官　今井俊行

內務卿　松方正義　殿

明治十四年八月十八日　八等屬　齋藤寬行

（八月廿三日達濟）

卿
輔
內局書記官
監獄局長
廿二日
取調局
看守へ慰勞休暇賜給之件

長崎縣

## 資料三　▲休暇の件

○內務番外　十八年七月三十日　警視廳府縣（東京府を除く）

巡査看守休暇概則左の通相定候條其細目順序は適宜相定可屆出此旨相達候事

但本文に牴觸する從前の指令は取消候事

巡査看守休暇概則

第一條　巡査看守は常に定員の充足を要するを以て休暇を許さゞるべきものなれども其勤務上差支なきに於ては皆勤の者に限り特に慰勞の爲め休暇を與ることを得

第二條　休暇の日數は左の割合に從ふ

休暇日數

一ケ年間皆勤の者　三週間
半ケ年間皆勤の者　壹週間

第三條　非番父母祭日及職務上負傷者の欠勤は欠勤日數に算入せず

第四條　休暇日數は數年に通算して併與するを得ず

右は類例も有之候に付御聞屆相成可然依て御指令案左に相伺候也

案

書面之趣聞屆候事

○内務省番外　十八年七月三十日　集治監　假留監

看守休暇概則左之通相定候條其細目順序は適宜相定可屆出此旨相達候事

但本文に牴觸する從前の指令は取消候事

（看守休暇概則は前項番外達巡査看守休暇概則に同じ）

**十九年二月監獄巡閲官を置く**　爰に監獄費を地方稅支辨に移したる爲(十四年度より)各府縣在監者の處遇は寬嚴其の程度を異にし、內外に批難少なからざりしを以て、(一)內務省は監獄制度の全國的統制を企て、先づ省內に監獄巡閲官を置き參事官を以て之を兼ねしめ、次で四月監獄巡閲官處務規程を定めた。

監獄巡閲官處務規程

**第一條**　監獄巡閲官は內務大臣の命に依り隨時巡閲するものとす。

**第二條**　全國の監獄を左の四區に分ち以て巡閲區となす。

第一巡閲區　警視廳、東京集治監、神奈川、千葉、茨城、栃木、群馬、埼玉、靜岡、山梨、長野、新潟の各縣

第二巡閲區　大阪及京都府、兵庫假留監、愛知、三重、滋賀、兵庫、和歌山、石川、富山、福井、岐阜、德島、高知、愛媛、廣島、岡山、鳥取、島根、山口の各縣。

第三巡閲區　三池集治監、熊本、長崎、福岡、大分、佐賀、宮崎、鹿兒島、沖繩の各縣。

第四巡閲區　宮城集治監、北海道廳、福島、山形、秋田、岩手、青森の各縣。

**第三條**　監獄巡閲官の視察すべき事項を概別して左に揭ぐ。

1、在監人の特赦又は假出獄に關する事項。2、在監人の檢束に關する事項。3、在監人の感化に關する事項。4在監人の賞罰に關する事項。5、在監人の衞生に關する事項。6、在監人の作業に關する事項。7、監署及監房の構造に關する事項。8、監獄統計に關する事項。9、監獄の經費及工錢に關する事項。10、監獄に關する法律規則及司獄官吏の職務に係る事項。

**第四條**　監獄本署支署の巡閲時限は三日以內たるべし。但特に精查を要する事項あるときは此限にあらず。

**第五條**　監獄巡閲官は第三條に依り視察したる狀況を詳細に記載し內務大臣に復命すべし。

**第六條**　監獄巡閲官に於て視察上改良すべしと認むる事項あるときは其改正方案を具して內務大臣に呈出すべし。

（一）加之之が中央監督機關も警保局の一課に縮少せられ僅に屬官數人を以て一切を處理するの狀態にして監督指導も勢不徹底たるを免れなかつた。

**十九年七月地方官々等俸給令に伴ふ監獄職員俸給改正**　十九年五月警視廳官制、(勅令第四九號)同七月地方官々制、同官等俸給令(勅令第四五五號)の公布を見、地方典獄は判任一等(月俸七五圓六〇圓)及二等(月俸五〇圓)とし、副典獄は同五等より三等、監獄書記は同十等乃至六等、看守長は同七等乃至五等、看守副長は同十等乃至八等とし、(一)典獄、副典獄、監獄書記の俸給は一般判任官々等俸給令に依り看守長及看守副長に付ては別表を定めた。

越て二十一年十月警視廳官制及地方官官等俸給令中を改正し、(二)看守長及看守副長の官等俸給に一部改正を加へ、看守長は八等乃至五等、俸給は十五圓以上三十五圓とし、各官等毎に俸給を三級に分ち、看守副長は九等十五圓十等十二圓と改め、看守長の待遇は幾分の改善を見た。其後二十三年四月再び是等職員の官等俸給の改正ありて(三)看守長は判任四等若は五等看守副長は判任六等となり、官等俸給共は判任官々等俸給令に依ることゝなつたが實質上に於ては何等待遇の改善を齎らさなかつた。

## 一、地方官官等俸給令中別表（明治十九年七月）

| 判任官 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 官等 | 一等 | 二等 | 三等 | 四等 | 五等 | 六等 | 七等 | 八等 | 九等 | 十等 |
| 警部 | 四五円 | 四〇円 | 三六円 | 三二円 | 二八円 | 二四円 | 二一円 | | | |
| 看守長 | | | | | | | | 一八円 | 一五円 | 一二円 |
| 警部補 | | | | | | | | | | |
| 看守副長 | | | | | | | | | | |

## 二、判任官官等俸給令中別表（明治十九年四月）

| 判任官 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一等 | 二等 | 三等 | 四等 | 五等 | 六等 | 七等 | 八等 | 九等 | 十等 | |
| 上 七五円 | 五〇円 | 四五円 | 四〇円 | 三五円 | 三〇円 | 二五円 | 二〇円 | 一五円 | 一二円 | |
| 下 六〇円 | | | | | | | | | | |

（一）從來各廳官吏は勅、奏、判任を通じ一等より十七等に至る官等區分を定めしを、明治十九年より勅任官を二等、奏任官を六等、判任官を十等に區分することに改められ、尚監獄官に付ては從來何等官等の配當なかりしを、今回各官に付官等區分を明定せられたるものなり。但し其俸給に至りては十四年當時に比し何等改善を見るに至らざりしものなり。

（二）明治二十一年十月警視廳官制中改正（勅令第六九號）地方官官等俸給令中改正（勅令第六八號）（資料一）

（三）勅令第七四號



## 資料一

▲地方官々等俸給令及警視廳官制中を改定す（明治二十一年十月十二日 勅令第六八、六九號）

看守長は判任五等より八等と爲し、等毎に俸給を上中下の三級に分ち五等を三十圓、三十圓、二十五圓、二十圓とし七等を二十五圓、二十圓、十八圓とし八等を二十圓、十八圓、十五圓と爲す。看守副長は判任九等十等とし其俸給を十五圓十二圓と爲す。

**十九年十月看守長及看守副長服制等を改正す**　本節「十四年三月監獄官の服制等を定む」の項末段參照

**十九年十二月集治監假留監官制を定め其の分課を統一す**　尚十九年十二月集治監官制を定め典獄は奏任三等又は四等とし、副典獄は判任一等、書記看守長及監獄醫は判任二等より十等とした。尚新に官制中に集治監の事務の分課を定め、庶務、警守、工役、會計の四課及醫務所を置き各課の分掌を規定した。

（一）勅令第七七號を以て集治監官制（明治十四年公達集治監職制及官等俸給に關する規程を併せ規定せるもの）を定め閣令第三三號に依り假留監官制は勅令第七七號に準據せしむ。

（二）從來傭人たりし監獄醫は玆に始めて判任官となるに至つたのである。（北海道廳に於ては同時に判任官となりたるも其他の廳府縣に於ては明治二十三年始めて判任待遇となる）。

（三）庶務課（1往復文書の授受發送、2公文圖書類の保存、3監獄の構造方法、4囚徒の出入、5名籍、刑期の調査、6囚徒の願訴、7領置、8給與品及差入品、9敎誨並衞生、10特赦及び假出獄、免關閉、11統計表の調製、12他課の主管に屬せざる事）

警守課（1戒護、2書信接見、3囚徒の疾病死亡逃走、4囚徒の賞罰、5行狀錄の調製、6作業督勵、7願訴受付）

工役課（1工業、2科程並工錢、3器具材料の調査、4製作物品審査）

會計課（1豫算決議、2金錢物品の出納、3工錢給與、4製作品の販賣、5一切の需要品供給、6建物其他の財產保管）

醫務所（囚徒の疾病診察治療及び藥劑に關する事）
因に府縣監獄署分課に付ては明治廿五年八月始めて監獄署分課標準を設定した。

**十九年十二月北海道廳官制を定む。**　又此の月北海道廳官制（勅令第八三號）を定め典獄は奏任三等、四等又は判任一等二等とし監獄醫は判任二等以下とした。これ此の年一月北海道廳設置に伴ひ全國集治監中北海道三集治監は道廳の所管に移したる結果是等集治監職員の待遇を維持せんが爲改正であつて、特に之が待遇の改善を圖つたものではなかつた。

**二十二年六月看守及監獄傭人分掌例制定**　明治十四年監獄署雜則並書記看守長以下分掌例及傭人分課例を定むる所ありしが今回は看守及監獄傭人（教誨師、醫師、女監取締、押丁、授業手）の職務分任事項を詳悉し一層服務內容を明確ならしめ、翌二十三年看守長訓授事項の制定と相俟ちて獄務の刷新改善の徹底を期したのである。

**資料一**

○內務省訓令第二九號　明治二十二年六月

（一）1、明治二二年六月內務省訓令第二九號（資料一）　明治二十三年八月內務省訓令第五六三號（同）
2、爾來十有余年間之が適用を見たるも教誨師醫師に付ては明治三十六年四月監獄醫教誨師教師藥劑師職務規程の制定あり
看守女監取締に付ては明治四十二年十二月に至り看守及女監取締職務規程及授業手職務規程の制定を見た。（第五節第六項資料一及本項資料二、三）

（一）長訓授事項の制定と相俟ちて獄務の刷新改善の徹底を期したのである。

看守及監獄傭人の分掌例左の通改む

## 第一章　看守の職務

第一條　晝夜交番にして警守受持場を巡警すべし
第二條　看守長若くは看守副長の立會を受け在監人員の點檢を爲すべし
第三條　看守長若くは看守副長の立會を受け監房を檢查し其常置器具等を點檢すべし
第四條　在監人の鄕貫、氏名、年齡、罪質、刑名等を記憶するは勿論日々の行狀を視察し其事項を手帳に詳記し看守長若くは看守副長の檢閱に供すべし
第五條　在監人の役業を督勵し其科程の了否を點檢すべし
第六條　服役者にして其作業に關せざる他事を交談し又は器具等を交換し或は漫りに部外の工場に到るが如き所爲なからしむべし
第七條　新に入監するものあるときは其身體衣服を搜檢すべし其入監後監房を出入するときも亦同じ
第八條　監門を守り其出入者に注目し漫りに通行せしむべからず
第九條　監房の開閉を掌り其異否を點檢すべし
第十條　工場、器械庫其の他にある物件排列の整否を注視し器具等の散失なき樣嚴密取締を爲すべし
第十一條　炊場、浴場等を巡視し火災の虞なき樣嚴密取締を爲すべし
第十二條　獄則違犯者又は應禁物藏匿等あることを認知したるときは嚴密に取糺し其證跡を明舉して看守長若くは看守副長に申告すべし

第十三條　密室監禁者及屏禁、闇室、獨愼者の動靜は特に之を視察し其狀況を看守長若くは看守副長に具申すべし

第十四條　戒具は日々點檢し不時の使用に支障なからしむべし

第十五條　食物の配與、獄衣其の他給與品及差入品等の受渡に立會ひ不正不良の所爲なからしむべし

第十六條　在監人の接見及敎誨の席に立會ひ其擧動を注視すべし

第十七條　病者の醫治に立會ひ其擧動を注視すべし

第十八條　在監人中に急發病者あるときは直に看守長若くは看守副長に申告すべし

第十九條　水火風震等非常の變災に際しては最も取締を嚴にし在監人を避けしむるの準備を爲し上官の指揮を待つべし
但事急遽に出で上官の指揮を待つの遑なきときは救護の爲め一時房外に出すことを得

第二十條　反獄逃走等あるときは非常の合圖を爲し直に鎭壓捕獲の手配をなすべし此場合には直に上官に報告すべし但事急遽に出で擱き難きときは直に追跡することを得

第二十一條　在監人の頭髮、身體、衣服に注目し垢染破損せし等のものあるときは直に看守長若くは看守副長に申告すべし

第二十二條　監房、炊場、厠圊、工場等の掃除に立會ひ不潔なからしむべし

第二十三條　押丁、授業手の在監人に接する狀態を視察し若し相狃るゝものあるを認むるときは直に看守長若くは看守副長に申告すべし

第二十四條　監內の異狀を見聞するときは直に看守長若くは看守副長に申告すべし
押丁より報告又は在監人等より密告を得たるときも亦同じ

第二十五條　在監人の押送を掌り其の押送中は在監人の路人と聲語し又は之を侮笑し又は步行を紊して行人を妨ぐる等不都合の所爲なからしむべし

第二十六條　在監人より願訴を爲さんとする者あるときは直に看守長若くは看守副長に申告すべし若し封書を出すときは直に看守長若くは看守副長に致すべし

第二十七條　文字を書する能はさる在監者の爲めに願訴の書面を代書し且之を本人に讀み聽すべし

## 第二章　敎誨師の職務

第二十八條　典獄の指揮を受け專ら已決囚及懲治人の敎誨に從事し又懲治人及十六歲未滿の已決囚に讀書、算術、習字等の學科を敎授すべきものとす

第二十九條　新に入監する已決囚若くは懲治人あるか又は賞表を受くべき者あるときは其の者に對し特に敎誨を爲すべし其の出獄するときも亦同じ

第三十條　在監人の起居、動靜、勤怠及其行狀の良否は時々其の狀を具して典獄に報告すべし

第三十一條　監房を巡回し修身齊家の講談を爲し又揭示條項等を解說すべし

第三十二條　懲治人の就學年月、卒業の科目、學業の優劣等を簿冊に記載し典獄の檢閱に供すべし

第三十三條　在監人の賞罰に付典獄より意見を問ふことあるときは之に報答すべし

第三十四條　獄則處分を受け受罰中の者あるときは其居所に就き敎誨を加へ又其狀況を視察して典獄に報告すべし

第三十五條　受罰者にして改悛の狀顯著なるを認知せしときは典獄に具狀すべし

第三十六條　授學上及敎誨上に要する書籍、器具等を管理し散失破損せさる樣注意すべし

第三十七條　特赦、免幽閉、假出獄、假出場、假免懲罰の言渡又は賞表授與式に立會ふべし

## 第三章　醫師の職務

第三十八條　典獄の指揮を受け在監人の疾病を診察治療し醫治に關する一切の事務に從事すべきものとす

第三十九條　常に監内一般の衞生事項に注目し其方法を考究して意見を典獄に具申すべし若し衞生上に關する事項に付典獄より諮問を受けたるときは之を詳査して報答すべし

第四十條　在監人を診斷したるときは其の氏名、病性、徴候治否及處方を調治簿に詳記し典獄の檢閲に供すべし

第四十一條　已決囚新に入監するときは其體質を檢査し其體質の强弱等を典獄に具申すべし

第四十二條　各監房及工場等を巡回し在監人の飲食物及び衣類等を注視して衞生上に害ありと認むる事あるときは改良の意見を典獄に具申すべし

第四十三條　流行病發生の兆あるか又は該患者あるときは直に典獄に稟議し其病症及感染の形狀を詳悉し豫防消毒を施行すべし

第四十四條　減食又は閉室等の懲罰に處せらるべき者を診察し其の身體に妨げなきや否やを詳記し其證明書を典獄に差出すべし

第四十五條　在監人中に急發病者あるの報知を受けたるときは直に其居所に就き診察治療すべし

第四十六條　服役すべき囚徒の疾病快復するときは其の堪ゆべき役業の種類を指定し典獄に具申すべし

第四十七條　患者攝生の爲め特別の衣食物品等を要するときは事由を詳記し典獄に具申すべし

第四十八條　施療上危險の恐れある手術を施すときは其の旨を典獄に具申して許可を受くべし

第四十九條　患者廢篤疾若くは危篤に至れば診斷書に處方箋を添へ之を典獄に差出すべし

第五十條　在監人中病死又は變死したるものあるときは典獄並に看守長と俱に驗屍し其死亡の原由及病症死狀等を詳記し死亡證書又は檢案書を添へ之を典獄に差出すべし

第五十一條　患者若し死後に解剖を請ふものあるときは速に之を典獄に具申すべし

第五十二條　在監人中詐病を構へ診察を乞ふものあるときは看守長若くは看守副長に申告すべし

第五十三條　差入飲食物あるときは之を檢査し其可否を典獄に具申すべし

第五十四條　看病者の適否を監視し意見あるときは直に典獄に具申すべし

第五十五條　醫療器械並に書籍等を管理し散失破損せざる樣注意すべし

第五十六條　患者の日表及月表を製し典獄の檢閲に供すべし

第五十七條　看守押丁志願者の體格を檢査すべし

## 第四章　女監取締の職務

第五十八條　看守長の指揮を受け女監の戒護其の他婦女の取締に關する一切の事務に從事するものとす

第五十九條　看守の職務第一條乃至第二十四條及第二十六條第二十七條は本職にも之を適用す

第六十條　病監に於て治療中の未決患者を看護すべし

第六十一條　作業器械及素品製品の受渡を爲すべし

## 第五章　押丁の職務

第六十二條　看守の助手となり新に入監する者の身體衣服を搜檢すべし入監後監房を出入するときも亦同じ

第六十三條　看守の指揮を受け監外押發の在監人に戒具を施し又は控繩戒護に從事すべし

第六十四條　死刑者あるときは上官の指揮を受け其の執行方に從事すべし

第六十五條　看守の助手となり監房の檢査を爲すべし

第六十六條　看守の指揮を受け監門及監房戸扉の開閉を爲すべし

第六十七條　看守の立會を受け食物の配與、獄衣其の他給與品及差入品の受渡を爲すべし

第六十八條　上官の指揮を受け病監に於て治療中の未決患者を看護すべし
第六十九條　上官の指揮を受け刑死者及死亡者の死體取片付方に從事すべし
第七十條　看守の立會を受け作業器械及素品製品の受渡をなすべし
第七十一條　工場内其の他にある諸器具其他の物件を排列し看守の點檢に供すべし
第七十二條　獄具及消防具等を監守し毀損紛亂せさる樣注意すべし
第七十三條　在監人の頭髮身體衣服に注目し若し垢染破損せし等のものあるときは直に看守に申告すべし
第七十四條　獄則違反者又は應禁物藏匿等あると認知したるときは直に看守に申告すべし
第七十五條　監内に異狀あるときは直に之を上官に申告すべし在監人より密告を得たるときも亦同じ
第七十六條　在監人の行狀の良否を認知したるときは之を手帖に記し置き看守に申告すべし
第七十七條　炊場浴場等に於ては火災の虞なき樣注意すべし

## 第六章　授業手の職務

第七十八條　工業掛員の指揮を受け農業工業等を教授すべし
第七十九條　受業囚を督勵し科程の了否を注視すべし
第八十條　授業上に要する器械雜具を整理し取扱上及保存方に注意すべし
第八十一條　役業の科程及工錢料定上に付ては意見を工業掛に開申すべし
第八十二條　役業の廢設及改良方に付意見あるときは之を典獄に具申すべし
第八十三條　役業を怠るか又は指導に從はさるものあるときは速に看守長に申告すべし
第八十四條　器具の新調及修繕を要するときは其買入又は修繕方を工業掛に申立つべし
第八十五條　每日受業囚の勤怠及技藝の優劣進否等を調査し之を看守長に具申すべし

○內務省訓令第五百六十三號　明治二十三年八月

　　廳府縣（東京府を除く）集治監假留監

看守を職務上必要の法令を諳知せしむるを要するは勿論在監人の處遇方に就ては殊に能く會得せしめさるべからさるに由り別紙に概示するが如き事項又は實際遭遇したるところの注意すべき事件に據りて適宜看守長をして訓授せしむる所あるべし右訓令す

（別紙）

一服裝及姿勢に關する心得
一禮式に關する心得
一帶劍に關する心得
一立番に關する心得
一巡警に關する心得
一交代時の心得
一行狀視察に關する心得
一作業の督勵に關する心得
一非常變災時の心得
一反獄逃走時の心得
一教誨時の心得

一接見に關する心得
一護送中の心得
一在監人疾病死亡時の心得
一在監人の身體衣服等搜檢に關する心得
一監房の檢査に關する心得
一在監人の理髮入浴に關する心得
一在監人への差入及給與品に關する心得
一記牒方の心得
一外人に對する注意事項
一監獄に關する法律命令の大要等

## 資料 二

### ○看守及び女監取締職務規程（明治四二年一二月司法省訓令監甲第一、五四三號）

第一條　看守は上官の指揮を受け監獄の警戒、在監者の戒護其他監獄事務に從事す可し

第二條　女監取締は上官の指揮を受け在監婦女の戒護其他監獄事務に從事す可し

第三條　事務に從事するときは敏速に其擔任事務を處理す可し

第四條　看守は監門を守衞し其出入者に注意し濫に通行せしむべからず



開監前、閉監後は典獄の許可あるに非ざれは監獄官吏以外の者は出入せしむ可からず監獄官吏と雖も正當の事由なきとき亦同じ必要ありと認むるときは出入者の携帶品を檢査す可し但檢査を肯ぜざるときは其出入を禁止す可し

第五條　上官の指揮を受け監獄の要所を守衞す可し

第六條　上官の指揮を受け受持區域を巡警す可し

第七條　鑰匙を保管し又は所持するときは濫に之を授受す可からず

第八條　他の監獄官吏の立會を受け房扉の開閉を掌り其の鎖鑰の整否を檢査す可し

第九條　看守長の立會を受け監房を檢査し物品の點檢を爲す可し

第十條　戒具及び銃は每日之を點檢す可し

戒具、劍又は銃使用法を練習し不時の使用に支障なからしむ可し

第十一條　消防器具は少くとも每月一回之を檢査し時々消防演習を爲す可し

第十二條　戒具を使用する必要あるときは上官に申告し典獄の指揮を受けて之を使用す可し

第十三條　劍又は銃を使用したる時は直に上官に申告す可し

第十四條　在監者逃走したるときは非常の合圖を爲し速に捕獲の手段を講じ直に上官に申告し其指揮を受く可し若し捕獲の機を失する虞あるときは直に之を追跡す可し

在監者騷擾したるときは非常の合圖を爲し鎭壓の手段を講じ直に上官に申告し其指揮を受く可し

第十五條　看守は上官の指揮を受け逃走者の逮捕に從事す可し

第十六條　天災事變に際しては特に在監者の戒護を嚴にし已むことを得ざる場合に於ては避難の準備を爲し上官の指揮

を受く可し但事急遽に出て其遑なきときは救護の爲め在監者をして應急の用務に就かしめ又は一時之を監房若くは工場の外に出すことを得

第十七條　天災事變の際又は非常召集の命に接したるときは直に昇廳し上官の指揮を受く可し

第十八條　看守長の立會を受け在監人員の點檢を爲す可し

第十九條　新に入監する者、工場又は監外より還房する者其他必要ありと認めたる者の身體、衣類等の檢査を爲す可し
但男子に付ては看守、婦女に付ては女監取締之を爲す可し

第二十條　炊場、浴場其他火氣を取扱ふ場所は特に嚴密に視察し火災の虞なき樣取締を爲す可し

第二十一條　在監者情願を爲さんことを申出でたるときは速に上官に申告す可し
典獄、看守長、監獄醫、教誨師に對し面接其他に付願出でたる場合亦同じ

第二十二條　在監者の暴行、脅迫、陰謀、變死、創傷、建物の破損其他總て拘禁に關する異狀を見聞したるときは直に之を上官に申告す可し在監者より密告を得たるとき亦同じ

第二十三條　受持在監者の住所、氏名、罪名、犯數、刑名、刑期其他行刑上必要なる事項は努めて之を記憶し每日其行狀を視察し細大となく其事故の概要を錄取し上官の檢閱に供す可し

第二十四條　看守は在監者の護送を掌り其護送中逃走其他不當の擧動を爲さしめざる樣嚴密に注意す可し

第二十五就　就業者に對し作業を督勵し不正怠慢の行爲なからしむ可し

第二十六條　每日終業の際作業の成績を檢査し且つ作業に使用したる器具、器械を點檢す可し

第二十七條　就業者其作業上必要なき交談を爲し又は故なく器具、器械、素品、製品其他の物を授受し若くは故なく就業の場所を離れしめざる樣嚴密に注意す可し

第二十八條　在監者器具、器械其他の物に損害を加へたるときは其事由を具し上官に申告す可し



第二十九條　授業手の在監者に接する態度を注視し若し疑はしき擧動ありと認むるときは直に上官に申告す可し

第三十條　工場、倉庫、物置等を清潔にし素品、製品、器具、器械、領置物品其他の排列整否を注視し亡失、毀損若くは紛亂せざる樣嚴密取締を爲す可し

第三十一條　在監者の敎誨に立會ひ其効果に注意す可し。在監者の敎育に立會ひ其勉否を視察すべし

第三十二條　看守長の立會を以て送致物又は差入物を檢査す可し但飮食物に對しては尙監獄醫の立會あるを要す

第三十三條　上官の立會を以て食物の配與、貸與品、給與品、送致物、差入物等の授受を爲す可し

第三十四條　衣類、臥具及び雜具に注意し汚染又は破損したるものあるを認めたるときは上官に申告し其指揮を受け交換、補綴、滌濯若くは消毒の手續を爲す可し

第三十五條　在監者の頭髮、鬚髯の翦剃又は梳理、爪、入浴、運動其他個人衞生に關し注意す可し但入浴は男子に付ては看守、婦女に付ては女監取締之を爲さしむ可し

第三十六條　病者の診斷、治療に立會ひ其擧動を注視す可し

第三十七條　在監者中精神病者若くは傳染病又は懷胎の疑ある者あるとき、急發病者若くは危篤に陷りたる者あるとき又は分娩したる者あるときは直に上官に申告す可し

第三十八條　上官の指揮を受け傳染病の豫防消毒及び傳染病者の取扱に從事す可し

第三十九條　在監者の接見に立會ひ其擧動及び談話の趣旨に注意す可し
看守長の立會はざる場合に於て疑はしき言行ありと認めたるときは一時接見を停止し上官の指揮を受く可し

第四十條　行刑上其他參考と爲る可き事項を發見したるときは其要旨を上官に申告す可し
文字を知らざる在監者の求に因り信書其他の書類を代書し又は之を讀聞かす可し

第四十一條　在監者より領置金品の交付、物品の購入、賣却、發信其他に付願出でたるときは直に上官に申告し其指揮を受けて相當の手續を爲す可し

第四十二條　在監者の私に所持する物を發見したるときは直に之を取り上げ其事實を上官に申告す可し藏匿物に付亦同じ

第四十三條　在監者中紀律に違ひたるものあるときは直に其事實を上官　申告す可し

他の監獄に護送中前項の行爲あるときは其監獄官吏に之を通告す可し

第四十四條　懲罰執行中に在る者は嚴重に之を視察し時々其狀況を上官に申告す可し

第四十五條　看守は上官の指揮を受け死刑の執行に從事す可し

**資料　三**

▲授業手職務規程（明治四二年一二月司法省訓令監甲一五四三ノ二）

第一條　授業手は上官の指揮を受け就業者に對し作業上の教授又は指導に從事す可し

第二條　就業者に對し嚴正、公平且つ親切に教授又は指導を爲す可し

第三條　就業者に對し作業上必要なき交談を爲す可からず

第四條　作業を督勵し其成績に注意す可し

第五條　作業に關する器具、器械其他の物品を整理し其取扱に注意す可し

第六條　素品の供給又は器具器械類の新調若くは修繕を要するときは其旨を上官に申告す可し

第七條　作業の科程及び工錢見積に關する意見を上官に開申す可し

第八條　作業の廢設施業方法其他作業の改良上に付意見あるときは上官に開申す可し

第九條　作業を怠り、素品を濫用し又は指示に從はず若くは素品、製品、器具、器械類を毀損したる者あるときは直に上官に申告す可し作業に關係なしと雖も紀律に違ひたる者あるとき亦同じ

第十條　就業者の勉否及技能の優劣を調査し上官に申告す可し

## 第四節　監獄改良時代

**二十三年一月國立監獄官練習所設置**　政府は條約改正準備として種々監獄改良刷新を企圖し、先づ之が第一着手として監獄則を改正し、次で我國中央に於ける最初の監獄官教育の機關を開設した。時の警保局長清浦奎吾氏は監獄改良の根底は繫つて司獄官の素質向上に在りとし、警察官練習所の例に倣ひ獨逸斯界の權威者を招聘して監獄官練習所を開設せんとし熱心提唱するところあつたが、遂に閣議の容るゝ所となり、獨逸滯在中の山縣內務大臣より直接普國政府に交涉の結果、クローネ博士の高弟ゼーバーバツハ氏の來朝となつたのである。練習所構成の概要は左の如くである。

1、組織　東京集治監構內に設置し、同集治監典獄石澤謹吾氏所長を兼ね內務省の直轄する所であつた。教師は前記ゼーバツハ氏の外小原重哉氏（元老院議官）穗積陳重氏（法科大學教授）倉富勇三郎氏（司法省參事官）等に囑託した。

2、練習期日　第一次は二ケ月、第二次は六ケ月であつた。

3、練習生

イ、第一次　廳府縣典獄（雜務の高等官を除く）副典獄（典獄を置かざる府縣に限る）及集治監、兵庫假留監の副典獄又は首席の書記、看守長の

內一人を召集し、北海道廳及空知、樺戸、釧路の三監獄署よりは首席書記、看守長の內一人を召集した。

ロ、第二次　廳府縣（東京府を除く）集治監、兵庫假留監書記、看守長中より地方長官又は集治監、假留監典獄をして撰拔せしめた。其の人員は警視廳は監獄本分署毎に、北海道は監獄署毎に、府縣は其の府縣毎に、集治監及兵庫假留監は其の監毎に二人以下とした。入所者は總計九十四人であつた。

4、課　程

第一次時間割表

| 時間 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 午前 | 御傭教師 講義 實務訓練 | 御傭教師 講義 實務訓練 | 御傭教師 講義 實務訓練 | 御傭教師 講義 實務訓練 | 獄務質疑 會 | 御傭教師 講義 實務訓練 |
| | 午前九時より午十時迄 | 午前九時より午十時迄 | 午前九時より午十時迄 | 凡そ二時間 | 午前九時より午十時迄 | 午前九時より午十時迄 |
| | | | | 警保局長 講演 | | |
| 午後 | 獄務質疑 會 午後一時より四時迄 | | 穗積博士 刑法理 講義 午後一時より二時迄 | 御傭教師 講義 實務訓練 午後一時より四時迄 | 獄務質疑 會 午後一時より四時迄 | |

第二次時間割表

| 時間 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 午前 | 午前九時より一時間 刑法 | 午前九時より三時間 獨逸監獄法附實習 | 午前九時より一時間半 刑法 | 午前九時より三時間 獨逸監獄法附實習 | 午前九時より三時間 獨逸監獄法附實習 | 午前九時より一時間 本邦監獄法 |
| 午後 | 午後一時より三時間 獨逸監獄法附實習 | | 午後一時より二時間 本邦監獄法 | | | |

備考　本表時間外の外臨時實習を行ふことあるべし

以上の如く教科目等は後の警察監獄學校の夫れに比し著しく貧弱であつたが、當時は未だ一般法制整備せず且授業は實務に練熟するを主眼とし、兼て學理を修めしむる趣旨なりしを以て、當時としては恐らく適當であつたと思はれる。

第一次は此年四月一日に開所し、五月末日に終り、第二次は同じく十月十六日開所し、翌年三月末日に終つたが、學期を重ねること僅に二回にして、ゼーバツハ氏の逝去に依り、廢所の運命に會したのは返す返すも遺憾である。乍併此間卒業生百四十九名を出し、殊に學務兼到のゼーバツハ氏が國境を超越し、蘊蓄を傾けて教授訓練の事に當りたる爲、練習生亦深く同氏に傾倒し、其人格的感化頗る大なるものがあつた。我國監獄が當時長足の進歩發達を遂げたるは、全く氏の熱烈なる訓練、指導の賜物であるといはれてゐる。

**二十三年十月府縣典獄は總て奏任官に昇格す**　かくて獄制改良の機運漸く熟し、政府は府縣を促して獄舍構造の改良を圖り、監獄官吏の待遇を進むる等着々その實績を擧ぐるに至つた。卽ち明治二十三年三月判任官官等俸給令改正に次で四月看守長及看守副長の官等俸給令を改め、十月地方官官制及地方官官等俸給令を改正し、多年の懸案たる地方府縣典獄の奏任昇格を斷行し、官等は奏任官四等以下、俸給は三府及開港場又は師團所在の各縣は八百圓、其の他の諸縣は六百圓とした。(一)(二)

（一）政府は條約改正準備として夙に監獄改良を企圖する所ありしが先づ之が第一着手として監獄則を改正し、次で多年の懸案たる監獄官練習所を開設し、並に典獄の昇格を實現せしめたのである。當時警察監獄學會雜誌は典獄の昇格を祝福して「十月十日こそは眞に吾人の永久忘るべからざる吉辰となれり」と狂喜してゐるが、從來一名の高等官を有せず兎角他の行政部門

に比し、卑視せられたる部内の歡びは如何許りなしや蓋し想像に難くない。

(二) 1、北海道は之より先十九年十二月典獄を奏任三等四等又は判任一、二等とし二十三年七月、典獄を奏任三等以下判任二等以上と改め、次で二十四年七月奏任八百圓と改めた。(資料一)

2、警視廳は二十四年四月奏任官となす。

**資料一**

▲北海道廳官制(明治二三、七、五勅令第一一九號)

第一條 北海道廳に左の職員を置く

| | |
|---|---|
| 長官 | 一人 |
| 理事官 | 三人 |
| 參事官 | 二人 |
| 技師 | 十三人 |
| 技師試補 | 三人 |
| 屬 | 百五十人 |
| 技手 | 八十人 |
| 警部警部補 | 四十二人 |

第三條 北海道廳に左の監獄官を置く

| | |
|---|---|
| 典獄 | 六人 |
| 副典獄 | 六人 |
| 書記 | 六十二人 |
| 看守長 | 百五人 |
| 監獄醫 | 十五人 |

第四條 長官は勅任とす內務大臣の指揮監督に屬し各省の主務に就ては各省大臣の指揮監督を承け法律命令を執行し北海道の拓地殖民竝部內の行政及警察に關する一切の事務を統理す

第二十五條 典獄は奏任三等以下判任二等以上とす長官又は部長の命を承け監獄の事務を掌理し書記看守長以下指揮監督す

第二十六條 副典獄は判任一等以下四等以上とす典獄の事務を佐く典獄事故あるときは其職務を代理す

第二十七條 書記は判任二等以下とす典獄の命を承け各庶務に從事す

第二十八條 看守長は判任二等以下とす典獄の命を承け監獄の戒護を掌り看守を指揮す

第二十九條 監獄醫は判任とす典獄の命を承け監獄に係る醫務に從事す

**二十三年十月地方官々制改正に伴ひ府縣監獄事務を獨立の部門となす**

明治十九年七月地方官々制の制定に依り府縣に第一部、第二部、收稅部等を置き、第二部監獄課をして管內監獄に關する事務一切を取扱はしめしが、今次地方官官制改正に伴ひ府縣の事務は內務部、警察部、直稅署、間稅署及監獄署の二部三署をして分掌せしむることゝし、監獄は漸次地方制度上重要部門を占むるに至つた。(一)

(一) 尙同時に左の通監獄職制上各種の改廢ありて、其の陣容も亦漸次整備せらるゝに至つた。(監獄年譜明治二十三年の部參照)

1、副典獄及看守副長を廢止す。(地方官々制勅令第二二五號)

2、看守人員及俸給を改正し且看守休職の制を設く。

○二十三年集治監假留監看守の人員及俸給（勅令第二二八號）

a、看守の人員は在監人五百名に付七十五名とす。但三池集治監及北海道にある各集治監には此定員の外五十名以下の看守を增置することを得。

b、在監人五百名を超ゆるときは百名を增す毎に看守十名を加へ、五百名に滿たざるときは百名を減ずる毎に看守十名を減ず。

c、看守人員の增減を行ふは在監人の員數に百名の差を生じたるときに於てすべし。

d、看守俸給は月俸拾圓以下六圓以上とす。但勤續滿九年以上の者は拾貳圓滿十二年以上の者は拾五圓を給することを得。

e、在監人の減少に由り過員となりたる看守は休職を命じ現俸の三分一を給することを得。但休職は一年を期とす。期滿つれば其職を免ず。

○監獄看守人員及俸給（勅令第二二九號）

勅令第二二八號を準用す。

3、府縣監所在地に在る從來の監獄を某府縣監獄署と稱し、其他の監獄は某府縣某地監獄支署と稱し、支署長は監獄書記を以て之に充てしめた。（內務省訓令第六七九號）

**府縣教誨師並醫師の判任待遇**　尙今回の地方官々制改正に依りて教誨師及監獄醫は創めて判任待遇となつた。教誨師に在りては監獄則の改正に伴ひ其の事務分擔は著しく增加し、到底地方寺院の篤志的奉仕に甘んずる能はざるに至り、之が待遇を厚ふするの必要に迫まられたると、醫師に在りては是又監獄則の改正に依り在監者の保健衞生を重視するに至り其の職責を明にするの必要上在來地方に於ける醫療受負制度を全廢し、專任醫師配置の要ありしに因り各其の待遇を改善するに至つたのである。

（一）教誨師及監獄醫を判任待遇となす。（勅令第二二五號）

**看守教習規則標準を定む**　次で內務省は府縣看守教習の徹底を期するが爲看守教習規則標準を定め、自今新に採用する看守は其の職務に服せしむる前に於て、該標準に依り略ぼ獄務の要領を教授し、且實務を練習せしむることゝした。此の訓令に基きて翌二十四年に亘り、從來既に教習所を設置せる府縣は之を改善し、未だ設置なき府縣は新に府縣の監獄署內に之を設け、看守の素質向上を圖ることゝなつた。

（一）1、本看守教習規則標準（內務省訓令第七一〇號）は明治三十一年十一月看守教習規則の制定に依り廢止となる。（資料一）

2、之より先明治十九年四月巡査教習規則標準定められる。明治十五年刑法治罪法の實施其の他社會情勢の推移に伴ひ警察官素質向上の必要を感じ、各府縣は漸次巡査教習所を設置し初めて採用したる巡査を一定の期間教養して實務に服せしむるの傾向を生じたが、看守に付ても監獄改良運動の影響に刺激せられ漸次之に做ふものあるに至つた。（資料二）

**資料一**

**▲內務省訓令第七百十號**（明治二十三年十月二十三日）

新に採用する看守は別紙教習規則標準に依り獄務の要領を訓練し實務に通曉せしむべし。

看守教習規則標準

第一條　新に採用する看守は充づ教習して後本務に從事せしむ

第二條　教官は書記看守長の中を以て之に充つべきものとす

第三條　授業は監獄の職務に關する要領を示すものとす

其課目概ね左の如し

一　看守及監獄備人分掌例

一　監獄則及施行細則
一　監獄官吏に關する刑法の諸條項
一　監獄に關する諸法規の大要
一　戒護の心得　立番　巡警　押送　外役
一　在監人處遇の心得
一　諸檢查の心得　身體　人員　監房　器具　衣服臥具　差入品
一　非常變災時の心得　水火風震　反獄逃走
一　役業に關する心得
一　傳染病豫防及患者取扱心得
一　記牒申報の心得
一　服裝及帶劍の心得
一　禮式及姿勢の心得
一　官吏服務規律の大要
一　看守懲罰例給助例及警察賞與規則（二三年訓令第一號）の大要
一　實務　體操　戒具使用法　消防演習　擊劍

第四條　教習の期限は二ケ月とす
第五條　教習中の看守は見習の爲め教官又は先任看守の指導を以て實務に膺らしむべし
第六條　教習期限の終に於て修業の成績を試驗すべきものとす
第七條　試驗に於て及第したる者は直に本務に服せしめ其落第したるものは仍ほ一ケ月間練習せしめ更に試驗を受けしむる事あるべし



**資料　二**

**▲警視廳監獄事務細則抄**（明治二十年十二月）

第七十七條　新に採用したる看守押丁は左の科目を習得する後實務に就かしむ
看守は採用より十日間

一　監獄の要旨
二　看守勤務心得
三　禮式
四　服裝
五　帶劍心得
六　捕繩法

**二十四年四月警視廳監獄官俸給を改正す**　翌二十四年四月警視廳官制及高等官俸給令を改正し、典獄は奏任四等以下千二百圓とし、同年七月千圓に改め、尚同時に監獄書記、看守長の俸給令を改正し課長、支署長等の俸給を種別したが、(一)越て二十六年三月此の特別俸給を廢止し一般判任官俸給に依らしめた。(二)

（一）　明治二十四年四月勅令第三六號（資料一）　同第二六號（資料二）
（二）　明治二六年三月勅令第一五號

**資料一**　▲勅令第三十六號（摘要）（明治二十四年四月一日）

第一條　巡査本部警察署警察分署詰警部及消防士消防機關士監獄書記看守長の俸給は別表に依る

第二條　前條規定の外は總て明治十九年勅令第三十六號判任官官等俸給令に依る

**資料二**　▲監獄書記看守長月俸表（明治二十四年四月勅令第二六號）

| 官名 / 署名 | 監獄書記（支署長） | 監獄書記（課長） | 看守長 |
|---|---|---|---|
| 監獄署 | | 四拾圓 | 三拾五圓 |
| | | 三拾圓 | 三拾圓 |
| | | 拾五圓 | 拾圓 |
| | | 拾貳圓 | 拾貳圓 |
| 石川島支署 | 五拾圓 | | 三拾圓 |
| | | | 貳拾五圓 |
| | | | 貳拾貳圓 |
| 市ヶ谷支署 | 五拾圓 | | 三拾圓 |
| | | | 貳拾五圓 |
| | | | 貳拾貳圓 |

**二十四年七月集治監高等官俸を改定す**

二十三年八月集治監假留監々制を改正して典獄は奏任三等以下と爲し且其の事務分課を明定し、(一)次で翌二十四年七月北海道廳官制を改正し樺戸集治監を集治監本監となし、空知、釧路、網走の三監を各其の分監とし、尚同時に集治監假留監高等官の年俸を左の如く改定した。(二)

○集治監假留監高等官年俸（勅令第一一五號）

| 集治監 | 東京（典獄） | 三池（同上） | 宮城（同上） | 兵庫（同上） | 北海道（同上） | 北海道（分監長） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 年俸 | 一、四〇〇円 | 一、四〇〇円 | 一、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円 | 一、八〇〇円 | 八〇〇円 |

附則　明治二十四年八月十六日より施行す

（一）1、本官制にて新に判任待遇の教誨師を置く。（勅令第一五三號）（資料二）
2、二十三年八月集治監事務分課を定む。（後逐監獄事務分課標準參照）（資料一）
（二）1、二十四年七月樺戸集治監を北海道集治監と改む。（勅令第一〇八號）（資料三）
2、同月同上看守勤續者に加俸を給す。（勅令第一一六號）

**資料一**　▲集治監事務分課（廿三年八月發布）

庶務課
一、文書の接受發送保存に關する事務
一、囚人の出入、名籍、刑期、願訴、特赦、假出獄、免閉に關する事務
一、囚人の貨物給與品差入品に關する事務
一、統計に關する事務
一、他の課所の主管に屬せざる事務

警守課

一、囚人の戒護に關する事務
一、囚人の書信接見に關する事務
一、囚人の疾病死亡逃走に關する事務
一、囚人の賞罰に關する事務
一、囚人の行狀に關する事務

作業課

一、作業に關する事務
一、工錢に關する事務
一、器具材料及製品の調査に關する事務

會計課

一、豫算決算及金錢の出納に關する事務
一、製品の販賣に關する事務
一、所轄の地所建物其他一切の需用品に關する事務

醫務所

一、診察治療調劑其の他監獄衞生に關する事務

教誨所（廿五年八月追加發布）

一、教誨教育に關する事務

## 資料二

### ▲集治監假留監官制（明治二十三年八月勅令第百五十三號）

集治監假留監官制の改正を裁可し玆に之を公布せしむ。

第一條　各集治監假留監に左の職員を置く。

典獄
書記
看守長
監獄醫

第二條　各監に典獄一人を置く奏任「三等以下」とす內務大臣の指揮監督を承け監獄の事務を掌理す

第三條　典獄は所屬の官吏を統督し判任官の進退は內務大臣に具狀し看守以下は之を專行す

第四條　典獄は臨時の須要に依り判任官以下俸給豫算定額內に於て雇員を使用することを得

第五條　典獄は其監の豫算定額內に於て判任官以下特別の勤勞ある者を賞與することを得其判任官に係るものは內務大臣に具狀し看守以下に係るものは之を專行す（二十四年勅令第百七號ヲ以テ「典獄」ノ下「一週年末ニ」ノ五字ヲ削ル）

第六條　典獄は法律命令の定むる所に從ひ所屬官吏を懲戒す其判任官に係るものは內務大臣に具狀し看守以下は之を專行す

第七條　書記は判任とす典獄の命を承け庶務を分掌す

第八條　典獄事故あるときは上席書記內務大臣の命を承けて其事務を代理す

第九條　看守長は判任「二等以下」とす典獄の命を承け監獄の戒護を掌り看守を指揮す

第十條　監獄醫は判任とす典獄の命を承け監獄に係る醫務に從事す

第十一條　東京集治監宮城集治監三池集治監及兵庫假留監を通して書記三十五人看守長三十人監獄醫八人を以て定員と

す

第十二條　看守に係る規程は別に定むる所に依る

第十三條　事務の分課竝處務の規程は內務大臣之を定む

第十四條　監獄職員の外各監に敎誨師二人乃至二人を置き判任の待遇とす

第十五條　集治監所在の地に設けたる假留監には別に其職員を置かず集治監の職員を以て之に充つ

## 資料三

### ▲北海道集治監官制（二十四年七月勅令第一〇七號）

第一條　北海道集治監に左の職員を置く

典獄
分監長
書記
看守長
監獄醫

第二條　典獄一人奏任とす北海道廳長官の指揮監督を承け監獄の事務を掌理す

第三條　典獄は所屬の官吏を監督し判任官以上の進退は北海道廳長官に具狀し看守以下は之を專行す

第四條　典獄は臨時の須要に依り判任官以下俸給豫算定額內に於て雇員を使用することを得

第五條　典獄は北海道集治監豫算定額內に於て判任官以下特別の勤勞あるものを賞與することを得其判任官に係るものは北海道廳長官に具狀し看守以下に係るものは之を專行す

第六條　典獄は法律命令の定むる所に從ひ所屬官吏を懲戒す其判任官以上に係るものは北海道廳長官に具狀し看守以下に係るものは之を專行す

第七條　分監長三人奏任とす各分監の長となり典獄の指揮監督を承け分監の事務を掌理す本監及分監の廢設竝其位置は內務大臣之を定む

第八條　典獄事故あるときは上席分監長北海道廳長官の命を承け其事務を代理す

第九條　書記は判任とす本監及分監に分屬し典獄又は分監長の命を承け庶務に從事す

第十條　看守長は判任とす本監及分監に分屬し典獄又は分監長の命を承け監獄の戒護を掌り看守を指揮監督す

第十一條　監獄醫は判任とす本監及分監に分屬し典獄又は分監長の命を承け監獄に係る醫務に從事す

第十二條　書記は三十一人看守長は六十一人監獄醫は八人を以て定員とす

第十三條　看守に係る規程は別に定むる所に依る

第十四條　事務の分課竝處務の規程は北海道廳長官之を定む

第十五條　監獄職員の外敎誨師六人以下を置く判任の待遇とす

附　則

第十六條　本令は明治二十四年八月十六日より施行す

**二十四年八月看守は判任官を以て待遇す**　次で同年八月看守の待遇を厚くし巡査と共に判任の待遇とした。世運の進歩發達に伴ひ警察監獄事務も逐年繁劇を加へ、四圍の狀勢亦是等職員の地位向上の必要を認められたのである。看守の待遇は明治十四年看守の職創設以來殆ど何等の改善を見ず、部內は稍もすれば萎靡不振に陷らんとするの狀態なりしに、今次判任官としての待遇賦與は部內の士氣を振起する上に多大の效果があつた。蓋し當時未だ官尊民卑の風、盛なるに際し、判任官としての資格獲得は

破格の優遇と認められたのである。されば府縣監督官に於ても多大の滿足を以て之を迎へ、却て其の傲慢に流るゝが如きことなきやを虞れたのであつた。左記福岡縣知事の看守判任待遇に關する訓示はよく這般の消息を傳ふるものと認められるゝを以て摘錄することゝする。

「今般勅令第百七十號を以て看守は判任官を以て待遇せらるゝことに相成たるは全く看守の職任の重に對して相當の待遇を與へられたと同時に、又之をして充分の實効を擧げしめんとの主旨に外ならざるが故に、看守たる者其優待を加へられたるが爲に苟も傲慢に流るゝ等のことなく、此際益々奮勵して其職任の重を盡さざるべからず。夫れ看守の職務たるや主として監獄の戒護に從事し衆多の在監人に直接し行刑の正面に當るものなれば、其勤務の如何は獨り監獄戒護の張弛に關するのみならず行刑全體に影響するものなれば、今共相當の地位に置かれたると同時に愈益反省し、職務には公正と誠實とを以て之に當り在監人には愼密と嚴正とを以て之に接し以て行刑の實効を奏せんとを務むべき旨看守をして勵精服膺せしむべし」。

（一）福岡刑務所舊記

## 二十五年八月新に監獄署分課標準を設定す

従來各府縣の監獄分課制度は共の課數、名稱等頗る區々にして、獄務運用上不便少からざりしを以て、今回明治十三年八月制定の集治監分課規程に基き之が標準を設定し全國的に統一することゝし、庶務課、警守課、作業課、經理課、醫務所及教務所の四課二所制の採用を命じた。

（一）明治十七年十一月現在各府縣分課狀況

| 監獄署名 | 分課名 |
|---|---|
| 市谷分署 | 諸務 名籍 會計 監視 |
| 兵庫縣監獄本署 | 監督 諸務 教務 戒護 |
| 神奈川縣監獄本署 | 庶務 工業 會計 警守 |
| 静岡縣監獄本署 | 諸務 授業 出納 監視 |
| 愛知縣監獄本署 | 諸務 製作 主計 監守 |
| 岐阜縣監獄本署 | 諸務 工役 會計 看守 |
| 三重縣監獄本署 | 諸務 工藝 會計 看守 |
| 滋賀縣監獄本署 | 諸務 工業 會計 看守 |
| 和歌山縣監獄本署 | 諸務 工業 會計 看守 |
| 京都府監獄本署 | 諸務 工業 主計 戒護 |
| 大阪府監獄本署 | 諸務 工業 會計 看守 |

（二）1、其の後實施上の經驗並に教誨師判任待遇の廢止等に因り二十六年十一月三課制に改め、名稱の如きも第一課第二課及第三課となし外に醫務所を置き教誨教育に關する事務は第一課に屬せしめた。（資料一）（資料二）（資料三）

2、三十六年監獄官制廢布と共に監獄分課及處務規程を定め三課二所制とした。



## 資料一

▲内務大臣訓令第五一〇號監獄署分課標準（明治二五年八月）

第一條　監獄署に庶務課、警守課、作業課、經理課、醫務所及教務所を置くを要す。

第二條　庶務課は文書の往復、保存幷に名籍、統計、刑期、願訴、給與、領置差入品に關する事及他の課所の主管に屬せざる事。警守課は監獄の戒護、在監人の行狀、賞罰幷に書信、接見に關する事。作業課は工錢器具素品、製品其他作業に關する事。經理課は地所、建物及購入販賣其他一切の需用品に關する事、醫務所は在監人の疾病死亡、調劑其他監獄の衛生に關する事、教務所は教誨及教育に關する事を掌る。

第三條　監獄支署の事務分掌も亦前條に準據し少くとも庶務係、警守係、及醫務係を置くを要す。
第四條　警守課長は看守長、醫務所長は監獄醫、教務所長は教誨師、其他の課長は監獄書記を以て之を充つべし。

**資料　二**

▲內務省訓令第六百七十五號（明治二十六年十一月十日）

廳府縣（東京府を除く）

監獄署分課の儀は自今左の標準に據り設定せらるべし。

監獄事務分課標準

第一條　監獄署には第一課第二課第三課及醫務所を置くを要す。
第二條　第一課は文書の往復保存、吏員の身分、監獄の構造、名籍、刑期、願訴、特赦、假出獄、領置、給與、差入品、教誨教育、統計に關する事及他の課所の主管に屬せざる事　第二課は監獄の戒護、在監人の行狀、賞罰、竝書信接見に關する事、醫務所は在監人の疾病、死亡、調劑、其他監獄の衛生に關する事を掌る。
第三條　監獄支署の事務分掌も前條に準し便宜係りを設くるを要す。
第四條　第一課長及第三課長は監獄書記第二課長は看守長醫務所長は監獄醫を以て之に充つ。

**資料　三**

▲內務省達警甲第二八號　明治二十六年十一月八日

集治監

共監事務の分課竝に處務規程左の通相定む。

集治監事務分課

第一課

一　文書の接受發送保存に關する事
一　吏員の身分に關する事
一　囚人の出入、名籍、刑期、願訴、特赦、假出獄、免幽閉に關する事
一　囚人の教誨及教育に關する事
一　囚人の領置貨物、給與品、差入品に關する事
一　豫算、決算及金錢の出納に關する事
一　獄舍の構造に關する事
一　統計に關する事
一　他の課務の主管に屬せざる事

第二課

一　囚人の戒護に關する事
一　囚人の書信接見に關する事
一　囚人の行狀に關する事
一　囚人の賞罰に關する事



第三課

一　囚人の作業に關する事
一　囚人の工錢に關する事
一　器具材料及製品の調査に關する事
一　物品の購入販賣に關する事
一　所轄の地所建物其他一切の需用品に關する事

醫務所

一　囚人の疾病、死亡、藥劑其他監獄衞生に關する事

集治監處務規程

第一條　各課に課長一人を置く

第一課第三課長は書記第二課長は看守長醫務所長は監獄醫を以て之に充つ

第二條　各課長は典獄の命を承けて課務を處理す

第三條　凡そ公文書は第一課長に於て接受し開緘記號の上之を典獄の査閲に供すべし但急を要するものは便宜速に典獄に提出すべし

第四條　典獄は前條の文書を査閲し各課長に下附して處分方を各課長に指示すべし

第五條　各課事務の多端なるときは典獄の指揮に依り本務外の事務たりとも補助服務すべし

第六條　公文書類は公務の外典獄の許可を得ずして他人に示し又は寫帖を與ふることを得ず其他各員所管の公文は總て散亂せざる樣嚴重取締すべし

第七條　典獄は事務の處分竝に文書の調査等に延滯なからしむる爲め便宜其期日を定むべし

第八條　典獄は文書記錄の保存方法竝其取締細則を規定すべし

第九條　典獄は毎月一次若くは臨時に所管の物品を檢閲し又文書往復の簿冊竝記錄の文庫を査閲し稽滯を檢明すべし

第十條　本規程及事務分課を施行する方法細目は典獄之を定め內務大臣に報告すべし

**二十五年三月創めて看守部長の職を置く**

內務省は監獄支署に於ける戒護上の監督補助を爲さしむる爲新に看守部長の職を置いた。これは規模小なる支署に於て看守長配置困難なる場合に對する便法なるを以て、監獄支署に限つて認められたのである。服制は看守の制を用ゐ、左腕に緋絨（一寸五分に一寸）の徽章を付し、尙外套には眞鍮櫻釦を附着せしめ看守と區別した。

**二十六年九月本支署共に看守部長を置く**

先に支署に於ける監督力補充の爲看守部長の職を置いたが今回實務家の熱心なる希望を容れ廳府縣監獄署及集治監假留監を通じて看守部長の設置は「看守長中心の行刑より部長中心の行刑」に移行するの處ありとして極力之に反對したのであるが、巡査部長との權衡等をも考慮して、遂に一般的に之が設置を認むること丶なつたのである。

**二十六年十月看守俸給を巡査と均しからしむ**

二十六年十月看守俸給を改正し集治監廳府縣看守の俸給は最下限を月俸八圓とし、(一)漸く巡査俸給令（二十四年八月改正）に追隨し、次で二十七年一月廳府縣看守の定員を改め、(二)同時に省令を以て女監取締及押丁の人員並俸給を改め兩者共に最下限を四圓とした。(三)從來看守俸給は巡査に比し二圓の懸隔ありたる爲世人より甚しく蔑視せられ、爲に適材を得る事困難にして看守は常に巡査の古手を以て充たさる丶の感があつたが、今回の改正に依り始めて巡査との權衡を得るに至り、斯界は大に活氣を呈するに至つた。

（一）勅令第一一五號集治監看守の最下限を月俸八圓とす。但教習中の者には月俸六圓を給す。本令は廳府縣看守にも適用す。

（二）廳府縣看守定員は曩に集治監假留監看守定員に關する勅令を準用せしが府縣には監獄支署の設けありて集治監とは其の趣を異にするを以て支署に關する特例を追加し別個の勅令（第四號）としたのである。（資料一）

**資料一**　▲廳府縣看守定員（勅令第四號　明治二七、一）

第一條　廳府縣看守の定員は拘禁男子五百人に付七十五人とし拘禁男子五百人以上は百人を增す毎に看守十人を加へ五百人以下は百人を減ずる毎に看守十人を減ず

第二條　監獄支署ある地方に在ては前條定員の外各支署に三人以下の看守を增置することを得

第三條　看守定員の增減は拘禁男子に百人の差を生じたるときに於て之を行ふ

第四條　監獄の構造に依り本令の定員に依り難きときは内務大臣は勅裁を經て之を增減することを得

附　則

第五條　本令は明治二十八年四月一日より施行す

**資料二**　▲内務省訓令第一號　明治二十七年一月　廳府縣

女監取締及押丁の人員並に俸給左の如く改む。但明治二八年四月一日より施行す。

一　女監取締は毎監獄拘禁婦女二十五人以上は拘禁婦女二十五人を增す毎に女監取締一人を加ふ。

一　一監獄内に在るも拘置女監と囚人女監の位地相隔離する所に在ては前項定員の外女監取締一人を增置することを得又稀に婦女を拘禁する小監獄に在ては相當の婦女を女監取締の豫備員に定め置き必要ある毎に出勤せしめることを得

一　押丁は拘禁男子五百人に付十人を置くことを得。以上は拘禁男子百人を減する毎に押丁一人を減ず。

一　女監取締人員の增減は拘禁婦女に二十五人の差、押丁の增減は拘禁男子に百人の差を生じたるときに於て之を行ふ。

一　女監取締の俸給は四圓以上拾五圓以下とし押丁の俸給は四圓以上八圓以下とし總て日給とす。

**二十六年十一月教誨師判任待遇廢止竝監獄分課標準の改定**　教誨師の待遇に付ては品等を設くべきものに非ずとの議部内に行はれ、遂にその判任待遇を罷むるに至つた。其の結果監獄分課標準中教務所を削除するの止むなきに至り共の事務を第一課に所屬せしむることゝした。（教誨之部、第三期個人教誨制度時代明治二十二年監獄則に於ける教誨制度及本節二十五年八月新に監獄分課標準を設定す註(一)參照）

**二十六年十二月創めて看守採用規則を制定す**　明治初年に於ける警察幷監獄官吏は、概ね舊幕時代の同心共の他舊藩士等を徵募採用して、諸種の名稱を以て監獄事務を管掌せしめたのである。而して共の撰徵進退に付ては一定の規則なく、各府縣長官の任意專行する所であつた。其の後巡査に在りては明治八年十二月巡査召募規則を制定せしが、十六年三月之を廢止し、同時に共の採用方法は各府縣をして適宜規定せしむることゝした。仍て各地方廳はそれぞれ巡査採用規則を定め、看守の採用に付ても之を準用するものが多かつた。(一)爾來永く此の狀態に委せられしも、社會の進運に伴ひ是等官吏の素質向上の必要益々急なるものあり、明治廿四年九月先づ巡査採用規則を制定し、越えて廿六年十二月看守採用規則を創定し全國的に採用方法を統一するに至つた。(二)

（一）1、警視廳は明治十八年二月巡査採用規則に準せしむ。尙翌三月看守志願人應擧手續を定め身元の確實を期した。（資料一）
（資料二）
2、岩手縣は明治二十年七月看守採用規則を制定した。（資料三）
（二）明治二十六年十二月内務省訓令第二六號（資料四）

## 資料一

▲看守採用規則の件（監獄本署伺 明治一八、二、二〇）

看守採用規則無之三分署區々に相成居候に付爾來巡査採用規則に準じ監獄本署に於て試驗の上御採用相成候樣致度此段相伺候至急何分の御指令を仰ぎ候也

追て體格檢査之儀は分署詰醫員をして檢査爲致候條此段副申候也

本廳指令　十八年三月三日

書面伺之通聞置候事

▲巡査採用規則（警視第三六號 明治一六、一五）

巡査採用規則左の通改定候條右に照準試驗方可取扱且本則の外細小の手續等を要するときは其部に於て適宜相定其都度届出べし此旨相達候事

巡査採用規則

第一條　巡査は志願の者を以て檢査合格の上採用すべし其格は左の如し
年齡滿二十年以上四十年以下にして徵兵に相當せざる者
身幹曲尺五尺以上の者
體質強壯にして職務上に害ある疾病なき者
讀書普通の文書を讀得る者
作文通俗往復文を綴得る者

第二條　前條合格の者と雖も左の事故あるものは採用すべからず
公權剝奪停止に係るは勿論舊法破廉恥罪を以て處刑せられたる者
巡査懲罰例又は官吏懲戒例に依り免職後二ケ年を經ざる者
酒癖ある者
身代限りの處分を受け其義務を終へざる者

第三條　巡査志願の者は該薦擧書に志願書誓約書履歷書身分證書を添へ直ちに本廳に出願せしむべし（一七、四改正）

第四條　誓約書には左の事項を記載せしむべし
職務規則及び上官の命令を遵守する事
正當の事由なく奉職五ケ年以内辭職せざる事
公務の傍武技を講習する事
職務上權外の事を論議せざる事
濫りに金錢等を借用せざる事
飮酒に耽り又は遊惰放蕩を爲さゞる事

第五條　身元引受人は親屬故舊を論せず正確なる在京者二名とすべし

第六條　巡査は警察署長又は外勤警部守衛係長廳中取締長に於て薦擧すべし但外勤警部に係る薦擧書は該署長を經由すべし

第七條　體格の強弱幷に疾病の有無等は醫員に於て試驗官に於て檢查すべし

第八條　試驗官は右に揭ぐる所の外本人の志向及び從來の經歷幷に藝術の如何等精細調查し合格の者は試驗表を製し巡查本部長に申し巡查本部長は之を警視總監に具申すべし（一八、七改正）

第九條　巡查は第一條の如く志願者より採用するものとすと雖も便宜他官奉職の者を採るは此限にあらず但此場合と雖も誓約書及び身元引受書は仍ほ例に照して之を差出さしむべし

## 資料二

▲看守志願人薦擧手續（監獄本署達　明治一八、三、七）

第一條　志願のものあるときは第二號第三號及第九號書式の書面を出さしめ第一號書式の薦擧書を添へ監獄本署に差出すべし

第二條　身元引受人の內轉住其他事故あり缺員の節は更に相當の者を代補せしめ直に第四號第五號書式の書面を徵收し之を該署に保存す可し

第三條　他向奉職の者採用の節は第六號書式書面誓約書履歷書を副へ差出す可し

第四條　陸海軍兵役に服せし者は別に第七號書式に照し履歷書差出さしむべし

第五條　嘗て官衙に奉職せしことなき者は第八號書式の書面を差出さしむべし

（書式略）

## 資料三

▲看守採用規則（岩手縣訓丙第一六號　明治二〇、七、一九）

第一條　看守は志願者を試驗し其合格なる者を採用す

第二條　志願者は第一號第二號第三號書式に照準し願書に所轄戶長の奧書を受け履歷書誓約書を添へ本縣に差出すべし志願者は本縣內に於て一家を爲す身元慥なる者二名を以て身元引受人と爲す可し

第三條　左の各項に抵觸する者は採用せず

一　未丁年者

二　四十五年以上の者

三　徵兵適齡の者

四　品行端正ならざる者

五　身體強壯ならざる者

六　滿二年間勤續すること能はざる者

七　懲戒に因り免職後二ヶ年を經過せざる者

八　重輕罪の刑（實決）及懲罰苦使に處せられたるもの

九　身代限りの處分を受け負債の辨償を終へざる者

第四條　志願者の體格は獄醫の診斷に依る

第五條　試驗科目左の如し

一　讀　書　　刑法治罪法監獄則の略解
二　作　文　　具狀書申告書案の類
三　應用問答　　職務上に關する事項
四　算　術　　四則應用

第六條　試驗は監獄課僚二名以上の立會を以て之を行ふ

第七條　試驗不合格者は滿三ヶ月を經過するにあらざれば再び出願するを得ず

第八條　轉任又は特選に係る者は此規則を適用せざることあるべし
但身元引受人を立て誓約を爲す等は一般の規則に準ず

押丁採用規則

第一條　押丁は志願者を試驗し其合格なる者を採用す

第二條　志願者は第一號書式の願書へ第二號書式誓約書を添へ監獄課へ差出す可し
志願者は本縣下に於て一家を爲す身元慥かなる者一名を身元引受人と爲す可し

第三條　左の各項に抵觸する者は採用せず
一　未丁年者
二　五十年以上
三　品行端正ならざる者
四　身體强壯ならざる者
五　一ヶ年間勤續すること能はざる者

第四條　志願者の體格は獄醫の診斷に依る



第五條　試驗、科目左の如し
一　讀　書　監獄則の素讀
二　作　文　普通書翰文
三　應用問答　職業に關する事項
四　算　術　四則應用

第六條　試驗は課僚之を行ふ

第七條　試驗合格し雇入を命じたるときは身元引受人を召喚し保證の義務を承認せしむべし

## 資料　四

▲看守採用規則　（明治二十六年十二月　內務省訓令第二六號）

第一條　看守は必ず試驗の上採用すべきものとす但し看守精勤證書を有する者竝に曾て看守長たりし者にして看守を志願する者は此限にあらず

第二條　看守志願者は品行方正年齡二十一歲以上四十歲未滿にして徵兵に相當せず且つ左の諸項に抵觸せざるものたるべし
一　重罪の刑又は重禁錮の刑に處せられ若くは同上の刑に處せらるべき罪を犯し單に監視に付せられたる者及輕禁錮の刑に處せられ滿期後五年を經過せざる者但舊法に依り處刑せられたる者も亦之に準ず
二　賭博犯處分規則に依り懲罰に處せられたる者
三　看守巡査懲戒例又は官吏懲戒例により免職せられ若くは自己の便宜により看守を辭職し二年後經過せざる者

第三條　看守體格の檢査は左の諸項に適合する者を以て合格とす

一　體質善良なる者卽ち左に記載する等の缺所なき者

四肢完具せる者但執筆把握に差支ざる指の萎小彎屈強直等の類は此限にあらず

胸腔機關及腹臟器若は皮膚病較著の疾病にあらざるも全身諸機關の機能減衰の者亦同じ

服裝又は運動に不便なる者

養生物畸形等容貌體勢醜惡なる者

二・身幹五尺一寸以上にして胸圍大約身長の半に等しく呼吸縮長の差一寸以上の者

三　兩眼共視力三分の二以上にして辨色力完全の者

四　聽力六尺の距離に於て低語を聽識し得る者

五　言語應答明瞭にして充分の發聲に堪ゆる者

六　精神完全なる者卽ち精神病及神經病（鬱憂顚狂癡獸及舞踏病癲癇等の病）なき者

第四條　看守技藝の試驗は左の諸項に適合する者を以て合格とす

一　刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法、監獄則、監獄則施行細則等の大要に通ずる者

二　普通往復文及申告書を作り得る者

三　加減乘除を爲し得る者

第五條　看守の試驗は看守長幷に監獄書記二名以上立會の上第二課長之を施行するものとす

第六條　試驗に合格せし者一年內は其合格を有效とす但體格は此限りにあらず

第七條　看守に採用すべしと定りたる者は典獄親く左の諸件を宣告し誓書を徵したる上採用すべし

一　看守たる者は一旦奉職の上は他念なく職務に從事し一身の故を以て辭職するが如きこと決してあるまじき事

第八條　看守たる者より呈せしむべき誓文は左の如し但典獄の面前に於て本人をして自書捺印せしむべし

誓文略

## 二十六年十二月巡閱內規を制定す

內務大臣は所屬官吏をして少くも每年一回全國各監獄を巡閱せしむる事となし尙巡閱區を五區に分ち、巡閱調査細目六十五項を定め之が勵行を期する事とした。從來巡閱官は內務省參事官若は書記官を以て之に充てたが今回の改正に依り內務省の官吏たると判任官たるとに拘らざる事となつた。

（一）　明治二十六年十二月內務省決定（資料一）

## 資料一

### ▲監獄巡閱內規（明治二十六年十二月內務省決定）

第一條　內務大臣は所屬官吏をして少くも每年一回全國各監獄を巡閱せしむ

第二條　監獄巡閱區を分ちて左の五區とす

第一區

警視廳、埼玉縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、宮城縣、宮城集治監、福島縣、岩手縣、青森縣、山形縣、秋田縣、

第二區

東京集治監、京都府、神奈川縣、新潟縣、群馬縣、愛知縣、靜岡縣、山梨縣、滋賀縣、岐阜縣、長野縣、福井縣、石川縣、富山縣、

第三區

大阪府、兵庫縣、奈良縣、三重縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、和歌山縣、德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣、

第四區

長崎縣、福岡縣、三池集治監、大分縣、佐賀縣、熊本縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣、

第五區

北海道、

第三條　裁判所及警察署內の留置場は便宜巡閱す

第四條　監獄巡閱の際感化院及出獄人保護會社のある地方に於ては便宜其實況を視察す

第五條　監獄を巡閱するときは檢束作業教誨賞罰衞生經濟其他全般の事務及官吏の勤務方法等を嚴密檢查するものとす

第六條　巡閱時限は監獄署集治監は三日以內支署は二日以內たるべし但殊に精查を要するときは此限に在らず

第七條　巡閱の官吏は視察事項に就き復命書を作り改良の意見あるものは案を具し內務大臣に呈出すべし

巡閱調查細目

一　事務分掌の當否吏員の配置及俸給額
一　官吏服務規律の張弛、賞罰、人物の適否
一　法律命令の服膺諸規定の運用
一　看守及女監取締の適否及志願者の種類
一　看守以下任用方法
一　看守の勤務年限及看守以下轉免上に關する注意の精粗
一　看守教習方法及教科書の適否、看守訓示及其成績、獄務講習會に關する注意の精粗
一　監獄醫勤務方法
一　看守長看守及女監取締の戒護擔任區域所定上注意の精粗
一　看守以下晝勤夜勤の配置區別、監房、役場、病室、炊所、外役、接見、教誨、押送其他に於ける勤務法及巡視報告の模樣
一　監獄官會議の實況及成績
一　看守及女監取締の點檢法戒具使用法
一　看守及女監取締等の紀律、姿勢、禮式、服裝、携有品
一　支署監督の狀況及在監人の種類
一　出獄人保護上注意の精粗
一　裁判所警察署と監獄との關係
一　監獄構造上の模樣及適否新築改築の要否
一　刑事被告人別異上注意の精粗
一　監房役場に於ける囚人別異上注意の精粗
一　入監、出監、起床、出房、入房、點檢、整列、進行、配食、喫飯、行厠、休憩、着席、就役、入浴、衣體搜檢、衣服頭髮髭鬚就寢等の狀況、房內及役場內の整秩、携有品の種類等
一　在監人增減の理由再犯以上增加の原因
一　滯獄日數の長短其理由
一　刑事被告人及無定役囚の運動方法其注意の精粗

一　理髮夫掃除夫炊夫看病夫の撰擇方料定工錢及人員
一　遇囚紀律改良上の成績
一　初犯及短期囚幼年囚懲治人等取扱上注意の精粗
一　病者死亡者の增減及其原因
一　監獄特殊の疾病及其の豫防方法
一　病監及病者の衣服臥具攝養物に關する注意の精粗
一　診察治療の方法病者の待遇調治簿病床日誌患者表等の調査
一　衣服臥具の洗濯法、厠圊及構內等の掃除下水排除用水其他に關する衞生上注意の精粗
一　賞罰上注意の精粗
一　敎誨の種類方法、効果及敎育の方法、敎科書の適否
一　分房試行の狀況及成績
一　別房留置者使役法出監の際保護上注意の精粗
一　賞表付與の手續其當否
一　行狀視察方法
一　行狀錄記載方法其整否賞與簿懲罰簿等の照査
一　假出獄者撰擇に際し刑期罪質資產親屬等の關係調査方
一　假出獄者出獄後に於ける行狀生計等の視察に關する注意の精粗
一　書信接見の許否、不認可書信の處分方
一　差入及購求品取扱方法及其種類制限



一　作業轉役上注意の精粗
一　作業の適否民業の關係、製造品の販路賣價料定方法
一　新入囚役業賦課の方法
一　工業素品の購入製造品の販賣手續之に關する諸帳簿の組織其の調査及現品對照
一　工業機械保管出納及修繕新調の手續保管臺帳と現品との對照
一　科程の適否科程の了否科程外役業を爲すものの有無及其種類、人員、工錢料定方法、作業諸表の調査
一　監獄の用を便ずる作業の種類
一　受負業の種類其の契約方法
一　外役の種類場所人員及其撰擇方
一　常に食費を償ふ作業の種類及平均人員
一　工錢貯蓄上注意の精粗
一　備品、消耗品、衣類臥具其他の器具に於ける保管出納及帳簿と現品との對照
一　食糧の厚薄給與の方法、菜類の獻立及其の費額
一　在監人貸與の衣類臥具雜具等の調製方法、物質の良否
一　米麥其の他諸需用品買入の手續出納整理の狀況、關係諸帳簿の調査、現品との對照
一　在監人領置金預入及保管取扱方、保管金整理、出納簿、同人別簿、收支傳票證書、調理方等の調査現金及預入金と帳簿との對照
一　在監人領置品保管方法及注意方、領置品人別簿及身分帳簿領置表と現品との對照
一　不用品處分方其の他拂下手續

一　經費節減上注意の精粗
一　經費に關する諸帳簿の記載方傳票及證書の調理收支命令の方法概算及繰替拂等の有無及其規定、現金出納の有無
一　監獄費及監獄建築修繕費豫算編製に關する手續及內務部との交涉
一　統計及文書編纂保管の整否
一　身分帳、原簿、刑期計算、現員報告表、囚人名簿、放免曆簿、共犯名簿、轉房簿、勤務配置表、巡警表等の調査

**二十七年一月看守定員並女監取締押丁設置標準及俸給を改む**　今回改正の要旨は(一)押丁の設置標準を減じ、小監獄に於て定員外看守の配置を認めたことである。押丁は先に集治監に於て全廢せし以來、各府縣の之に倣ふもの續出したが、一時に之を全廢せば忽ち財政上支障を生ずる地方あるべきを慮り、少數の人員を存し得ることゝしたのである。尙之と同時に女監取締及押丁の俸給を改め、女監取締にして通辯其の他特別の技能を有する者には特に二十五圓までを給することを得せしめた。

（一）　明治二十七年一月內務省訓令第一號（資料一）

**資料一**

▲內務省訓令第一號　明治二十七年一月

廳府縣

女監取締及押丁の人員並に俸給左の如く改む但明治二十八年四月一日より施行す

一　女監取締は每監獄拘禁婦女二十五人以下は二人を置き以上は拘禁婦女二十五人を增す每に女監取締一人を加ふ
一　一監獄內に在るも拘置女監と囚人女監の位地相隔離する所に在ては前項定員の外女監取締一人を增置することを得
又稀に婦女を拘禁する小監獄に在ては相當の婦女を女監取締の豫備員に定め置き必要ある每に出勤せしむることを得
一　押丁は拘禁男子五百人に付十人を置くことを得以上は拘禁男子百人を增す每に押丁一人を加へ以下は拘禁男子百人を減ずる每に押丁一人を減ず
一　女監取締の俸給は月額四圓以上拾五圓以下とし押丁の俸給は月額四圓以上八圓以下とす
女監取締にして通辯其の他特別の技能を有する者には特に俸給貳拾五圓迄を給することを得

**二十七年七月看守休職の制を定む**　豫後備の軍籍に在る巡查、看守、召集せられたる時は共間休職を命ずる事を得せしめた。(一)先に在監人の減少に因り過員となりたる看守は休職を命ずる事を得せしめたが、今回は出征に際し豫め復職の道を設け後顧の憂なく勇躍軍務に從事せしめんが爲、特に此規程を置くに至つたもので、全く出征軍人優遇の意に出でたものである。

（一）　明治二十七年七月勅令第八八號（資料一）

**資料一**

▲勅令第八十八號　明治二十七年七月

豫備後備の軍籍に在る巡查看守にして戰時若くは事變に際し召集せられたるときは共の間休職を命ずることを得但俸給を支給せず

休職中の日數は在職年數に算入す

**二十八年一月休暇概則を改正す**　明治十八年始めて巡査看守休暇概則を定めたる事は既述の如くであるが、今回尚永續皆勤者優遇の爲五ケ年以上皆勤者には特に三週間以内の休暇を加給し得る事とした。(一)

（一）明治二十八年一月内務省訓令第一號

**二十八年六月傳染病月手當を給す**　傳染病豫防救治に從事する官吏、准官吏及傭員にして專ら該病者又は病毒汚染の虞ある物品に接近する者には各其の俸給又は給料月額三分一以内の月手當を給する事を得せしめた。(一)戰時及戰後清國との交通頻繁となり虎疫其の他傳染病各地に流行し之が防疫に從事する職員の勤勞多きを加へたるに鑑み、本月手當を給することゝしたのである。傳染病豫防救濟に從事し爲に感染死亡したる者に對する手當金に拘らざること勿論である。

（一）明治二十八年六月勅令第七一號（資料一）

**資料一**

▲勅令第七一號　明治二十八年六月

傳染病豫防救治に從事する官吏准官吏及傭員にして專ら該病者又は病毒汚染の虞ある物品に接近する者には各其の俸給又は給料月額三分の一以内の月手當を給することを得

但府縣の收入より俸給又は給料を受くる官吏准官吏及傭員にして本官職の資格を以て從事する者に給する手當並に傳染病豫防法第十八條に依る檢疫委員と爲る者に給する手當は府縣の負擔とす

**二十八年七月集治監假留監官制の改正等あり**　同年七月集治監假留監の官制を改正して(一)北海道集治監を內務省の直轄と爲し、(二)次で二十九年六月警視廳典獄の年俸を改むる等司獄官の待遇に多少の異動を見しも特記すべき變改はなかつた。北海道集治監の移管は1、北海道廳は其の拓植事業遂行上集治監其の他一切の施設を附屬せしめたるも、今や拓植事業も一段落を告げ其の必要なきに至りたる事、2、豫算編成上內地及北海道の二款に分つ時は彼此流用支辨し得ず、從て囚人の增減あるも相互融通困難にして移送上不便少からざる等の事由に因るものと傳へられてゐる。

（一）勅令第九八號（資料一）

（二）同時に監獄則第三條內務大臣の管理に屬する集治監の北海道に對する除外例を削除し、集治監は全部內務省の直轄となつた。（勅令第一〇〇號）

（三）典獄一級一、〇〇〇圓二級八〇〇圓と爲す。（勅令第二五〇號）

**資料一**

▲集治監假留監官制（勅令第九八號　明治二八、七、五）

第一條　東京府下宮城縣下福岡縣下及北海道に集治監を置き北海道には分監を置く其の名稱及位置は內務大臣之を定む。

第二條　各集治監に左の職員を置く

典獄　書記　看守長　監獄醫　北海道の集治監には前項職員の外分監長を置く

第三條　典獄は一人奏任とす內務大臣の指揮監督を承け監獄の事務を掌理す

第四條　典獄は部下の官吏を監督し判任官の進退は內務大臣に具狀し看守以下は之を專行す

第五條　典獄は部下の判任官の懲戒を內務大臣に具狀し看守以下は之を專行す

第六條　典獄事故あるときは上席書記其の職務を代理す但北海道集治監に於ては上席分監長其職務を代理す

第七條　分監長四人奏任とす典獄の指揮監督を承け分監の事務を掌理す

第八條　書記は判任とす本監若しくは分監に屬し上官の指揮を承け庶務に從事す

第九條　看守長は判任とす本監若しくは分監に屬し上官の指揮を承け監獄の被護を掌り看守を指揮監督す

第十條　監獄醫は判任とす本監若しくは分監に屬し上官の指揮を承け監獄に係る醫務に從事す

第十一條　書記看守長及監獄醫の定員は各集治監を通じて百八十二人とし其の各官の定員は內務大臣之を定む

第十二條　看守に係る規程は別に定むる所に依る

第十三條　事務の分課並に處務の規程は內務大臣之を定む

第十四條　假留監は集治監に附設す但北海道の集治監には之を附設せず

假留監には別に其職員を置かず集治監の職員を以て之に充つ

附　則

本令は明治二十八年七月十日より施行す

現在の北海道集治監は本令施行の日より本令第一條に依り北海道に設置すべき集治監とし明治二十四年勅令第百八號北海道集治監官制は同日より廢止す



**二十八年七月集治監典獄の特別任用令改正**　集治監典獄は滿三年以上廳府縣典獄若くは集治監分監長の職を奉じ現に其の職に在る者に限り特に任用することを得る事に改めた。(一)これは廳府縣典獄をして將來榮進の途を開き、一面又監獄行政の特殊性を尊重して濫に無經驗者の任用を防遏せんとしたのである。

（一）勅令第一〇二號

**二十八年十月看守採用規則の改正**　今回看守採用規則を改正し、(一)陸海軍現役滿期の下士以上の者は試驗を用ゐず採用し得る事とした。これは戰後下士官を救護し其の就職を容易ならしめ、一面之に看守缺員補充を容易ならしめんとしたのである。然るに戰後償金の流入等に促されて各種の事業勃興し、產業界は非常なる活況を呈したると、一面物價の異常なる騰貴を來したる爲、下級職員の新募益々困難を加へたるに因り、遂に再び採用條件緩和の已むなきに至り、三十年九月從來の年齡制限を緩和し(二)四十歲未滿を四十五歲未滿に改め、尙判任官以上の職を奉じたる者を無試驗にて採用し得る事に改めた。(三)

共の後三十四年十月資格者の「身幹五尺一寸を五尺」と改め三十八年六月には更に「曾て看守長、看守の職を奉じたる者は年齡五十歲に至る迄志願する事を得せしめ、又志願者の身幹五尺を四尺九寸に改め(四)」以て看守採用難を緩和せんとしたが共の待遇は依然として菲薄なる爲各府縣共尙永く看守の缺員に苦んだ。

（一）明治二十八年十月內務省訓令第一七號
（二）明治三十年九月內務省訓令第一八號
（三）明治三十四年十月司法省訓令第八號

**二十八年十一月巡査看守に創めて宿料を給與す**　内務省は今回土地の狀況に依り一ケ月一回以上三回以下の宿料を給する事を得せしめた。（一）當時として非常なる待遇改善であつて、部内の士氣を鼓舞せしこと蓋し鮮少でなかつた。

（一）　明治二十八年十一月勅令第一五九號

**二十九年三月北海道集治監を拓植務省に屬す**　戰勝の結果遼東半島、臺灣及澎湖島の我が領有に歸したる爲、我國植民政策の振興を圖るの必要上、新に拓殖務省の設置を見るに至り、未だ開拓途上にありし北海道所在諸機關亦之が所管に屬せしむることゝなつたのである。北海道所在の集治監は、創設以來屢々其の名稱所屬等を換へ、考證等に頗る不便なるを以て、茲に明治年間に於ける名稱變遷の跡を圖表することにする。

○北海道集治監名稱並監督官廳變遷

| 年月 | 監獄名稱 | 分監名 | 監督官廳 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 明治十四年八月 | 樺戸集治監（新設） | — | 内務省直轄 | |
| 明治十五年七月 | 空地集治監（新設） | — | 同上 | 二月開拓使廢止、札幌、函館、根室三縣を置く、集治監以外の北海道監獄署は各縣に分屬す |
| 明治十八年九月 | 釧路集治監（新設） | — | 同上 | |
| 明治十九年一月 | 樺戸、空知及釧路集治監 | — | 北海道廳 | 北海道廳を置き三縣を廢止す |
| 明治廿年一月 | 樺戸、空知及釧路監獄署 | — | 同上 | 集治監を監獄署と改稱す |
| 明治廿三年七月 | 樺戸、空知及釧路集治監 | — | 同上 | 三月網走外役所を置く七月集治監の舊稱に復す |
| 明治廿四年七月 | 北海道集治監 | 空知分監、釧路分監網走分監 | 同上 | 新に網走分監を設置し空知、釧路兩集治監を分監と爲す（樺戸を本監とす） |
| 明治廿八年七月 | 同上 | 空知分監、釧路分監網走分監、十勝分監 | 内務省直轄 | 廿六年三月帶廣出張所を設置す廿八年三月帶廣に十勝分監を設置す |
| 明治廿九年三月 | 同上 | 同上 | 拓植務省 | 拓植務省を置く |
| 明治三十年八月 | 同上 | 空知分監、釧路分監十勝分監、 | 内務省直轄 | 拓植務省廢止、六月網走分監閉鎖 |
| 明治三十一年九月 | 同上 | 空知分監、釧路分監十勝分監、網走分監 | 同上 | 九月網走分監開設、十一月網走分監は釧路分監の出張所となる |
| 明治三十三年四月 | 同上 | 空知分監、釧路分監十勝分監 | 司法省直轄 | 四月司法省官制改正監獄は全て司法省所管となる |
| 明治三十四年十月 | 同上 | 十勝分監、網走分監 | 同上 | 九月空知及釧路兩分監を廢止し十月網走分監を設置す |
| 明治三十六年三月 | 樺戸監獄、十勝監獄網走監獄 | — | 同上 | 三月集治監假留監官制廢止、監獄官制制定と同時に各監獄の名稱、種類を指定す、大正八年一月樺戸監獄廢止 |

**二十九年十月典獄の服制を創定し看守の服制を改正す**　明治十九年陸軍服装に大改正行はれ、同二十三年には警察官服制又全部改正を見るに至りたるを以て、監獄界に於ても服制改正の要望高かりしのみならず、一面又従來典獄及分監長には服制の定めなく威嚴の保持監獄紀律の勵行、振作上遺憾ありとして、明治二十九年十月勅令第三六六號を以て典獄、分監長、看守長、看守服制並提灯徽章を定め、(一)尚同時に内務省訓令第一〇號を以て典獄看守長看守服裝規則を創定し、(二)次で翌三十年十月勅令第四〇〇號を以て典獄、分監長、看守長の略服の制を定めた。(三)

然るに此等典獄以下服制（正裝）は當時の優雅華麗なる警察官服制（四）（正裝）に比し著しく遜色あるものありしを以て、三十一年十二月再びこが（正裝）改正を行ひ、警察官服制（正裝）と略同様の様式を採用することゝした。(五)（この改正服制（正裝）は昭和三年現行の正裝に改正さるゝ迄三十餘年の間使用せられたのである。

す、明治四十二年に至る迄約十二年の間其の儘使用せられたのである。

（一）明治二十九年十月勅令第三六六號典獄分監長看守長及看守の服制並に提燈徽章（資料一）

（二）明治二十九年十一月内務省訓令第一〇號典獄看守長看守服裝規則（資料二）

（三）明治三十年十月勅令第四〇〇號典獄分監長看守長の略服（資料三）

（四）警察官服制は明治二十三年七月改正ありて、其の正裝は頗る陸軍將校の服裝に類似せるものとなる。（勅令第一二三號）

（五）明治三十一年十二月勅令第三五六號典獄分監長看守長の服制中改正（資料四）

## 資料一

### ▲勅令第三百六十六號　明治二十九年十月

典獄分監長看守長及看守の服制竝に提燈徽章別表の通定む

本令は明治三十一年四月一日より施行す但看守に在ては本令施行の際既に給與せる現品は其の保存期限中之を使用せしむることを得

典獄分監長及看守長は本令施行前と雖も本令に定むる所の服制竝に提燈徽章を用ふことを得

別表

| 名稱 | | 帽 | | | 衣 | | | 袴 | 甲種外套 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 乙種外套 | | | 日 | | | 覆 | 肩 | 章 |
| | | 刀帶 | | | 正 | | | 緒 | 常 | 緒 |
| 名稱 | | 地質 | 日章 | 眼庇 | 頤紐 | 横 | 章 | 製式 | 形狀 | |
| 典獄<br>分監長 | | 濃紺絨 | 金色徑<br>一寸五分 | 黒表<br>革裏朋黄 | 黒革幅三分<br>卸金色圓形<br>内櫻花章ヲ<br>付ス徑三分 | 金線平打三分二條銀線平<br>打五分一條銀線ヲ中間ニ<br>シ上下一分ヲ隔テ金線ヲ<br>附ス但シ集治監典獄ハ中<br>間ノ銀線ヲ二分二條トス | | | 下部高サ<br>一寸三分 | 如圖 |
| 看守長 | | 同 | 同 | 同 | 同 | 金線平打三分一條銀線平<br>打五分一條金線ノ下三分<br>ヲ隔テ銀線ヲ附ス | | | 同 | 同 |
| 看守 | | | 白銅徑<br>一寸五分 | 同 | 同卸眞鍮圓形<br>内櫻花章ヲ<br>附ス徑三分 | | | | 同 | 同 |

| 名稱 | 典獄分監長 | 看守長 | 看守 |
| --- | --- | --- | --- |
| 衣 | | | |
| 地質 | 黑絨夏衣白（品質適宜） | 同 | 黑絨夏衣白雲齋 |
| 鈕 | 金色夏衣銀色圓形內ニ櫻花章ヲ附ス、徑五分五厘胸部ニ五個ヲ附ス | 同 | 眞鍮圓形內ニ櫻花章ヲ附ス、徑七分五厘胸部ニ五箇ヲ附ス |
| 襟章 品質 | 金線平打（夏ハ白平打組絲）大線幅五分小線一分五厘 | 同 | |
| 襟章 裝式 | 大線一條ヲ上縁ニ沿テ附シ一分隔テ小線一條竝行ス尚小線一條ヲ下端ニ附ス | 大線一條ヲ上縁ニ沿テ附シ小線一條ヲ下端ニ附ス | |
| 袖章 品質 | 金線平打（夏ハ白平打組絲）大線幅五分小線一分五厘 | 同 | 白絨幅一分五厘 |
| 袖章 裝式 | 鏥ニ沿フテ大線二條小線一條ヲ山形ニ附ス、線ノ間隙ハ各一分トス但集治監典獄ハ大線二條小線二條トス | 同上 大線一條 小線二條 | 同上 白絨線一條但看守部長ハ二條トス |
| 製式 | 襟幅一寸二分袖長腕關節ニ止ル長サ臆骨上端ヨリ下ルコト四寸五分兩腋ノ下ヲ裂クコト三寸五分物入前面左右及左胸部ニ各一箇ヲ附ス | 同 | 同 |
| 形狀 | 如圖 | 同 | 同 |



| 名稱 | 典獄分監長 | 看守長 | 看守 |
| --- | --- | --- | --- |
| 袴 | | | |
| 地質 | 黑絨夏衣白絨（品質適宜） | 同 | 黑絨夏衣白雲齋 |
| 側章 | 白絨幅八分二條夏は側章ヲ附セズ | 白絨幅八分一條（同） | |
| 製式 | 長サ靴踵ノ上際ニ止ル物入兩腰ニ各一箇ヲ附ス | 同 | 同 |
| 形狀 | 如圖 | 同 | 同 |

| 名稱 | 典獄分監長 | 看守長 | 看守 |
| --- | --- | --- | --- |
| 甲種外套 | | | |
| 地質 | 黑絨（裏緋品質適宜） | 同（裏黑品質適宜） | 同 |
| 鈕 | 金色圓形內ニ櫻花章ヲ附ス徑七分五厘胸部十二箇側部六箇收紐二箇ヲ附ス黑角徑五分五厘襟部五個複面ニ三個後裂四箇ヲ附ス | 同 | 大黑角徑八分（看守部長ハ眞鍮櫻花章徑七分五厘）胸部十二箇側部六箇收紐一箇ヲ附ス小黑角徑五分五厘襟部五箇複面三箇後裂四箇ヲ附ス |
| 袖章 | 金線平打一分幅一條ヲ袖口ヨリ四寸ヲ經テ山形ニ附ス | 同上銀線 | |
| 製式 | 長サ靴踵ノ上際ヲ距ルコト大約八寸襟幅二寸袖長サ腕關節ヨリ上ルコト五分物入前面ノ左右ニ各一個ヲ附ス | 同 | 同 |
| 形狀 | 如圖 | 同 | 同 |

| 名稱 | 地質 | 釦 | 製式 | 形狀 |
|---|---|---|---|---|
| 乙種外套 | | | | |
| 典獄<br>分監長 | 黑絨<br>（裏緋品質適宜） | 黑角徑五分五厘<br>胸部三箇ヲ附ス | 長サ手甲ノ隱ルルヲ度トス<br>襟幅二寸 | 如圖 |
| 看守長 | 同<br>（裏黑品質適宜） | 同 | 同 | 同 |
| 看守 | 同 | 同 | 長サ大約前面ハ襟下ヨリ一尺六寸<br>背面ハ一尺八寸二分<br>襟幅二寸 | 同 |

| 名稱 | 地質 | 製式 | 形狀 |
|---|---|---|---|
| 覆日 | | | |
| 典獄<br>分監長 | 白布<br>（品質適宜） | 帽ノ形ニ從ヒ上部ノミヲ覆フ | 如圖 |
| 看守長 | 同 | 同 | 同 |
| 看守 | 同 | 同 | 同 |



| 名稱 | 品質 | 製式 | 形狀 |
|---|---|---|---|
| 肩章 | | | |
| 典獄<br>分監長 | 丸打金線徑二分五厘 | 櫻花章ノ中心ヨリ花瓣尖頭迄三分五厘上釦徑五分總テ金色 | 如圖 |
| 看守長 | 丸打金銀線徑二分五厘 | 同 | 同 |
| 看守 | 丸打黃毛絲徑二分五厘 | 釦銀色徑五分 | 同 |

| 名稱 | 品質 | 製式 | 形狀 |
|---|---|---|---|
| 中身 | 鍔 | | |
| 典獄<br>分監長 | 日本刀 | 金鍍金櫻及唐草ヲ彫刻ス | 藍鮫<br>絲金線三條卷背面ヲ覆フ<br>タル金具ハ金色地ニ石目櫻唐草ヲ置ク |
| 看守長 | 同 | 同 | 同 |
| 看守 | 眞鍮 | 黑革眞鍮線卷背面ヲ覆フタル金具ハ眞鍮長サ凡六寸乃至八寸 | 同<br>長二尺乃至二尺三寸 |

| 名稱 | 品質 | 前金具製式 | 形狀 |
|---|---|---|---|
| 刀帶 | | | |
| 典分監獄長 | 金鍍金其徑一寸四分中央ニ櫻花 | 長サ適宜幅一寸釣革幅五分長サ | 如圖 |
| 看守長 | 表黒革 | 第一ノ分八寸第二ノ分二尺二寸 | 同 |
| 看守 | 裏赤革 | 其下茄子鍔ヲ附ス締輪幅五分前 | |
| 黒象皮 | 同 | 金具ノ左右ニ各一箇ヲ附ス金具 | |
| | 眞鍮圓形一寸四分 | ハ總テ金色トス | |
| | | 帶革長サ適宜幅一寸二分釣革幅 | 同 |
| | | 六分五厘長サ第一ノ分一寸五分 | |
| | | 第二ノ分七寸五分締輪徑五分前 | |
| | | 金具ノ左右ニ各一箇ヲ附ス金具 | |
| | | 總テ眞鍮トス | |



| 名稱 | 總 | 緒 | 形狀 |
|---|---|---|---|
| 正緒 | | | |
| 典分監獄長 | 金線長サ帶共二寸五分圓徑中央ニ | 金線丸打徑一分五厘長サ三尺二寸 | 如圖 |
| 看守長 | 銀線長サ一寸三分圓徑中央ニテ八 | ヲ折返シ兩端ヲ合シ總ヲ附ス緒締 | |
| | | 金線幅三分五厘圓徑四分五厘 | |
| | | 銀線同上 | 同 |
| | | 緒締銀線同上 | |

| 名稱 | 總 | 緒 | 形狀 |
|---|---|---|---|
| 常緒 | | | |
| 典分監獄長 | 黒絹絲長サ一寸三分圓形中央ニテ八分 | 黒絹絲製式ハ各其ノ正緒ノ例ニ同シ | 如圖 |
| 看守長 | 同 | 同 | 同 |
| 看守 | 革固有色 | | 同 |

典獄看守長及看守の服制並提燈徽章圖（勅令三六六附圖）

帽

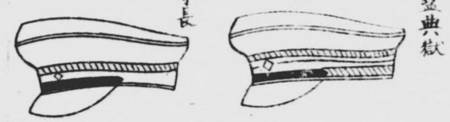




日章

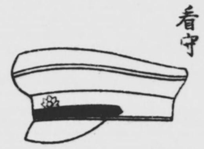


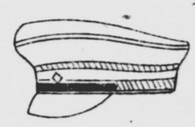

日覆

衣

典獄
分監長
看守長
看守

釦

兩覆

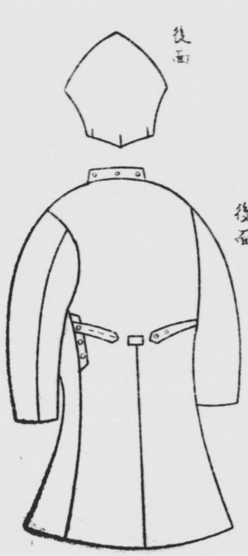

甲種外套

典獄
分監長
看守長
看守

外套袖章

典獄
分監長
看守長

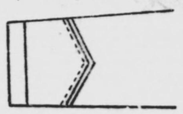

釦

看守

乙種外套

典獄
分監長
看守長
看守

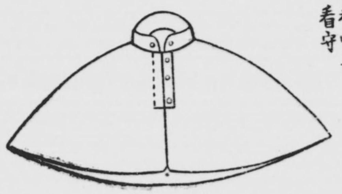

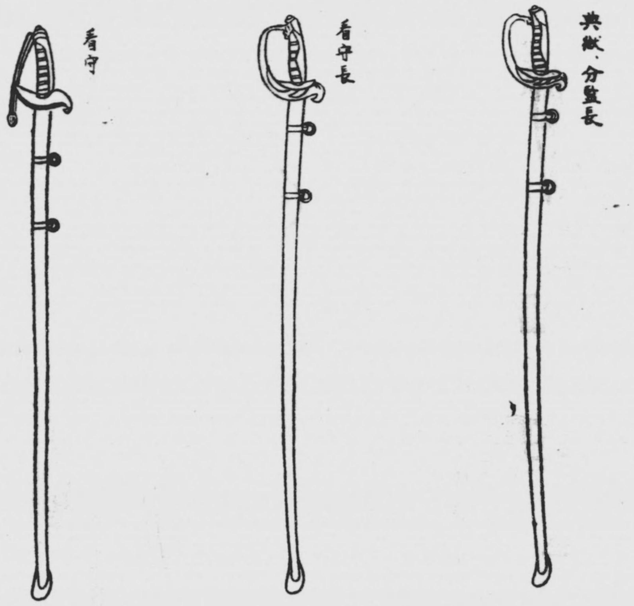
看守
看守長
與徽・分監長

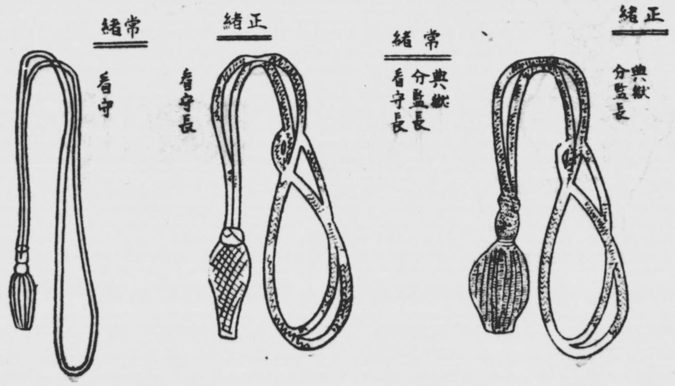
常緒
看守
正緒
看守長
常緒
與徽
分監長
看守長
正緒
與徽
分監長



## 提燈

看守部長
看守
與徽
分監長
看守長

袖章
兼治監典獄
典獄
分監長
看守長
看守部長
看守
肩章
看守
典獄
分監長
看守長
章
刀
看守長
襟章
典獄
看守長




典獄
分監長
典獄
分監長
看守長
帶刀
典獄
分監長
看守長
看守
柄
看守長
前金具
看守
典獄、分監長
看守長

袴

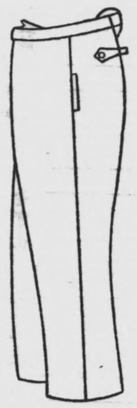

刀

## ▲典獄看守長看守服裝規則（明治二九、一、一、内務省訓令第一〇號）

第一條　典獄看守長の服裝を分ちて正裝禮裝常裝の三種とし看守の服裝は分ちて正裝、常裝の二種とす

第二條　典獄看守長の正裝とは帽、衣、袴、肩章、刀、正緒、手套、下襟を着裝するを云ひ看守の正裝とは帽衣袴肩章刀手套及下襟を着裝するを云ふ但し夏衣夏袴は正裝に用ゆることを得ず

第三條　典獄看守長の禮裝とは帽、衣、袴、刀、正緒、手套、下襟を着裝するを云ふ

第四條　典獄看守長の常裝とは帽、衣、袴、刀、常緒、手套、下襟を着裝するを云ひ看守の常裝とは帽、衣、袴、刀、手套及下襟を着裝するを云ふ

第五條　正裝は儀式祭典等總て大禮服着用の場合に着用するものとす但典獄に在ては大禮服を着用するも妨げなし

第六條　禮裝とは通常禮服着用の場合に着用するものとす

第七條　常裝は平常執務の際着用する所の服裝とす

第八條　夏衣夏袴は炎暑の際（凡六月一日より九月末日迄の間以下同じ）着用することを得るものとす但し夏衣を着用するときは夏袴を着用すべし

第九條　夏袴は炎暑の際正裝を除き何れの服裝にも之を着用することを得

第十條　典獄看守長及看守の甲種外套は雨雪の際又は防寒の爲めに用ゆるものとす但儀式祭典の場所及上官の室内に於ては此限にあらず

第十一條　雨雪の際は典獄看守長看守の乙種外套は甲種外套の上に用ゆるものとす但時宜に依り乙種外套のみを用ゆる

も妨げなし

第十二條　雨覆は雨雪の際外套に付着して用ゆるものとす

第十三條　日覆は炎暑の際之を用うるものとす

第十四條　典獄看守長の刀は室の內外を問はず上部の鐶を刀帶の釣金に掛くるものとす

第十五條　手套は何れの服裝に在ても白色のものを用ゆるものとす

第十六條　靴は長短の二種とし黑色革製とす

長靴は雨雪泥濘のとき短靴は其他の場合に於て用うるものとす但長途の旅行又は監外就業者戒護等の際に於ては短靴「ゲートル」又は鞋脚絆を用うることを得

第十七條　外套を携帶するには附屬品を內に納め適宜捲收し兩端を結束し左肩より斜に右腋下に掛くるものとす

附　則

第十八條　本令は明治二十九年勅令第三百六十六號に定めたる制服を着用するものに適用す

**資料三**

▲勅令第四百號　明治三十年十月（三一年一二月改正の分）

典獄分監長看守長の略服別表の通定む

明治三十一年四月一日迄は本令に依らざることを得



| 名稱 | 地質 | 日章 | 眼庇 | 頤紐 | 横章 | 製式 | 形狀 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 帽 典獄分監長 | 濃紺絨 | 金色、徑一寸五分 | 革表黑裏萠黃 | 黑革幅三分釦金金色圓形內櫻花章を附す徑三分 | 白絨幅五分二條同幅一分一條一分線を中間にし上下各一分を隔て地質を顯はす | 下部高さ一寸三分 | 如圖 |
| 帽 看守長 | 同 | 同 | 同 | 同 | 白絨幅六分二條中間一分を隔て地質を顯はす | 同 | 同 |

| 名稱 | 地質 | 釦 | 襟章 品質 | 襟章 裝式 | 袖章 品質 | 袖章 裝式 | 製式 | 形狀 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 衣 典獄分監長 | 黑絨夏衣白（品質適宜） | 金色圓形內に櫻花章を附す徑五分五厘胸部に五箇を附す | 黑線平打大線五分小線一分五厘 | 大線一條を上緣に沿て附し一分隔て小線一條を竝行す尙小線一條を下端に附す | 黑線平打大線五分小線黑組紐一分五厘 | 鏑に沿て大線二條小線一條を山形に附し尖端に輪を附す線の間隙各一分 | 襟幅一寸二分袖長腕關節に至る長さ臆骨上端より下ること四寸五分兩脇の下を裂くこと三寸五分物入前面左右及左胸部に各一箇を附す | 如圖 |
| 衣 看守長 | 同 | 同 | 同 | 大線一條を上緣に沿て附し小線一條を下端に附す | 同 | 同上大線一條小線二條內一條平打 | 同 | 同 |

但し袴、外套、日覆、日章、刀、刀帶は明治廿九年勅令第三百六十六號の式に依り劍緒は常緒を用ゆ

明治三十年十月
同上の略服を定む　勅令四〇〇

帽

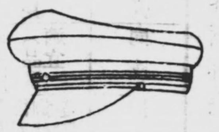


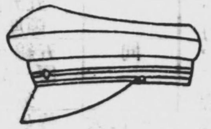


衣

典獄
分監長
看守長

襟章

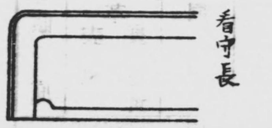


袖章

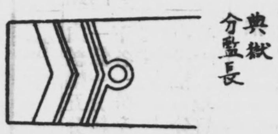


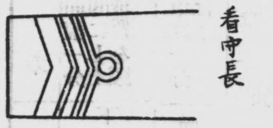




**資料　四**

明治三十一年十二月改正服制

▲典獄分監長看守長服制中改正の件（明治三十一年十二月）

帽

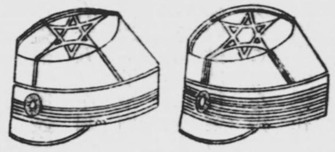


衣

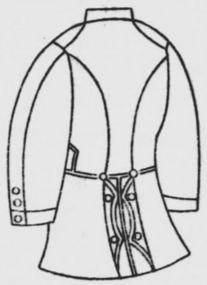

袖章

頂上章

日章

襟章

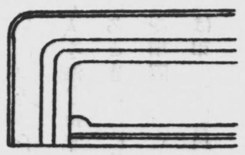


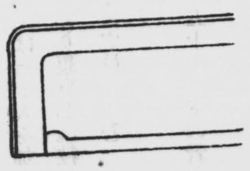


帯飾

## 二十九年十一月再び看守定員を改定す

二十九年十一月再び看守定員を改正し定員算出の基準を既往三年の平均數に依らしめ、教習中の看守を定員外とし且監獄の構造役業の種類其の他特別の事情に依る増置を認むる等從來の不便を改めた。(一)又これと同時に女監取締人員をも改め拘禁人員二十五人以下二人を三人とした。

(一) 從來集治監假留監看守定員と縣府縣看守定員とは別個の勅令を以て規定せられありしを今回合併規定するに至つたのである。

### 資料一 ▲勅令第三百六十二號 明治二十九年十一月

第一條 集治監假留監竝縣府縣看守の定員は拘禁男子五百人に付き七十五人とし拘禁男子五百人以上は五十人を加ふる毎に看守五人を加へ拘禁男子五百人未滿は五十人を減ずる毎に看守五人を減じ毎年前前年度より起算し既往三年間の拘禁男子平均數に依り之を定む但集治監に於て拘禁男子の定員あるときは之に依り看守の定員を定む

第二條 監獄支署ある廳府縣に於ては前條定員の外各支署に三人以下の看守を增置することを得

第三條 監獄の構造役業の種類其の他特別の事情に依り必要ある場合に於ては第一條定員の外更に五十人以下の看守を增置することを得

第四條 拘禁男子の現在數第一條の平均數に比し百人以上の減少を生じたるときは百人に付き看守五人の割合を以て其の年度內に於て臨時看守を減員することを得

第五條 教習中の看守は定員以外とす

第六條 本令は明治三十年四月一日より施行す

第七條 明治廿三年勅令第二百二十八號中第一號乃至第三號幷明治二十七年勅令第四號は本令施行の日より廢止す

## 二十九年十一月看守給與品及貸與品規則を定む

從來看守の給與品貸與品幷其の保存期間は、各府縣に於てそれぞれ認可を得て之を定めたが(一)今回之が品目保存期間を全國的に統一することゝしたのである。(二)爾來時代の要求に從ひ數次(三)の改正を經て今日に至つてゐる。

(一) 1、警視廳は明治十七年六月巡査看守支給品規則を定む。(資料一)
2、千葉縣は明治十一年十月守卒以下被服保存期限を定む。(資料二)

(二) 明治二十九年十一月勅令第三六七號看守給與品及貸與品規則(資料三)

(三) 明治三十一年十一月勅令第三三二號 同規則改正 (資料四)

### 資料一 ▲警視第三十三號 明治十七年四月三十日 (一七、六巡査の下看守の二字を加ふ)

巡査看守支給品規則別紙の通り之を定め來る五月一日より施行す但支給幷返納に關する從前の達等は總て廢止す

(別紙)

巡査看守支給品規則

第一條 支給品を分て給與貸與の二類とす其品目及び使用期限等は左の如し(一七、六、外套肩掛帽兩被の三項中改正)

| 給與品 | | | 貸與品 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 品目 | 個數 | 使用期限 | 品目 | 個數 | 使用季節 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 冬服 | 一組 | 六ヶ月 | 十月一日より翌年五月三十一日まで | 佩劍 | 一 |
| 同肌着 | 一 | 同 | | | |
| 夏服 | 二組 | 四ヶ月 | 六月一日より九月三十日まで | サンチヨーロ | 一 |
| 同肌着 | 二 | 同 | | | |
| 帽日覆 | 一 | 毎季 | | 腕貫革 | 一 |
| 外套 | 内國製絨 外國製絨 一 | 二十ヶ月 十二ヶ月 | | | |
| 肩掛 | 同 同 一 | 同 同 | | 外套〆革 | 一 |
| 帽 | 一 | 十二ヶ月 | | | |
| 長靴 | 一 | 同 | | 呼子笛 | 一 |
| 短靴 | 一 | 六ヶ月 | | | |
| 帽雨覆 | 外國製絨 外國製絨 一 | 二十ヶ月 十二ヶ月 | | 捕繩 | 一 |
| 靴下 | 一 | 一ヶ月 | | 手帖 | 一 |

帽前章及制服釦は帽幷服の使用期限の終るを期とし返納せしむ

第二條　給與品は新任の際又は使用滿期の翌月之を給す其期限内に於て轉免する者左の區分に從ひ現品又は代價を以て返納せしむ

一外套、肩掛、服、帽、帽雨覆　　現品

一長靴、短靴　　代價原價を月割とし使用殘期に應する金額

第三條　月數の計算は曆に從ふと雖も其始終の端日數は之れを通算し三十日以内は一月とし三十一日以外は二月とす

第四條　使用滿期の給與品にして一月以上使用に堪ゆる者は所屬長の査定を受け襲用するを許す其襲用を許可したるときは所屬長より該月數を會計局へ通知す可し但此場合に於ては現品の原價を月割とし襲用月數に應じ其金額を給するものとす

第五條　返納に係る古服等の中尚ほ使用に堪ゆる者は會計局調度課に於て更に使用期限を査定し受給者の望に依り之れを給することある可し

第六條　貸與品は新任の際之を給し轉免死亡の節は現品を以て返納せしむ尤欠員補充の場合に在ては前任者の分を繼續帶用せしむ

第七條　凡そ支給品を遺失汚損したる者は更に現品を給すべしと雖も正當の事故なき者は其原價を賠償せしむ但給與品に在ては其使用殘期に屬する金額を以てせしむ

第八條　巡査看守の間に於て轉任するときは支給品の内制服及び帽前章は第二條の例に依り其他は總て繼續帶用せしむ

（一七、六本條追加）

## 資料二

▲守卒以下被服保存期限（明治十一年十月千葉縣へ指令）

| 品目 | 保存期限 | 品目 | 保存期限 |
|---|---|---|---|
| 黒色帽 | 六ヶ月 | 靴 | 六ヶ月 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 同小倉 | 冬 | 上衣 | 一ヶ年 | 長靴 一ヶ年 |
| 同 | 同 | 袴 同 | 黒革胴締 | 三ヶ年 |
| 同 | 大羅紗外套雨衣 | 同 | メリヤス肌着 | 六ヶ月 |
| 同小倉 | 夏 | 上衣 | 六ヶ月 同 | 股引 同 |
| 白小倉 | 同 | 袴 同 | 帽 雨覆 | 同 |
| 帽 | 日覆 | 一ヶ年 | 靴 下 | 一ヶ年 |

**資料 三**

▲看守給與品及貸與品規則抄（二九、一一、八 勅令第三六七號）

給與品　冬服、夏服、甲種外套（雨覆付）、乙種外套（肩掛）地方の狀況に依り給與せざることを得
帽、日覆、長靴、短靴、下襟（白）、手套（白）、靴下、繃袢袴下、
貸與品　刀、常緒、刀帶、帽章、外套締革、手帖、捕繩、呼子笛、提燈

**資料 四**

▲看守給與品及貸與品規則（明治三十一年十一月 勅令第三三二擴）

第一條　看守に給與すべき品目左の如し

一冬服
一夏服
一甲種外套（雨覆付）
一乙種外套（肩掛）
一帽
一日覆
一長靴
一短靴
一下襟（白）
一手套（白）
一靴下
一繃袢袴下

第二條　看守に貸與すべき品目左の如し

一刀
一刀緒
一刀帶
一帽章
一肩章
一外套締革
一手帖

一　捕　繩
一　呼子笛

第三條　給與品は現品を以て給す其の供用期限は左の如くと之を定む但し已を得ざる事情あるときは内務大臣の認可を經て本條の供用期限を變更することを得

| | | |
|---|---|---|
| 一　冬　服 | 二　組 | 三　年 |
| 但し初年一組を給し滿一年を經て尚一組を給す | | |
| 一　夏　服 | 二　組 | 四ヶ月 |
| 一　甲種外套（雨覆付） | 一　箇 | 二　年 |
| 一　乙種外套 | 一　箇（肩掛） | 二　年 |
| 一　帽 | 一　箇 | 一　年 |
| 一　日　覆 | 一　箇 | 四箇月 |
| 一　長　靴 | 二　組 | 一　年 |
| 一　短　靴 | 二　組 | 一　年 |
| 一　下　襟 | 二　箇 | 二箇月 |
| 一　手　套 | 二　組 | 六箇月 |
| 一　靴　下 | 二　組 | 一箇月 |
| 一　冬襦袢袴下 | 二　組 | 八箇月 |
| 一　夏襦袢袴下 | 二　組 | 四箇月 |

第四條　長靴、短靴、下襟、手套、靴下、襦袢袴下に限り代料を以て給與することを得

第五條　免職、休職、轉職若は死亡の際は其の貸與品は速に之を還納せしむべし供用期限内に在る給與品亦同じ但し給與品中代料を以て給與したるものは供用殘期に相當する金額を返納せしむべし

第六條　貸與品又は供用期限内の給與品を毀損紛失したる者あるときは代品を給與又は貸與す但し其の毀損紛失過失怠慢に出でたるものなるときは其の代料辨償の責に任ぜしむべし

第七條　給與品の修補は總て自辨とす

附　則

第八條　本令は明治三十二年四月一日より施行す但し本令施行の際既に給與したる現品には之を適用せず

**三十年五月巡査看守俸給令を制定し其待遇を改善す**　看守の俸給に於ても三十年五月看守俸給令と爲し、(一)相互に懸隔を生ずるの弊を除き、且最低額八圓を九圓に改め、(二)（北海道鑛巡査看守及北海道集治監看守は同年四月改正）次で三十二年九月巡査看守優遇の一端として一ヶ月十圓の特別手當を給することとし、(四)越て三十四年四月更に此の俸給令を改正して(五)甲乙二表に區別し、部長最高二十五圓に至ることを得せしめた。今明治年間に於ける看守俸給の變遷を擧ぐれば左の如くである。

○看守俸給變遷（明治年間）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 明治十四年 | 俸給令 | 月俸十圓以下六圓以上 | 〃三十七年 豫算 一人平均十二圓 |
| 〃二十三年 | 〃 | 勤續九年以上十二圓同十二年以上十五圓に至ることを得 | 〃三十八年 〃 同十二圓五十錢 |
| 〃二十四年 | 〃 | 最下級を月俸八圓とす | 〃三十九年 俸給令 十二圓乃至二十圓とし看守部長は二十五圓迄給することを得せしむ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 〃三十年 | 〃 | 同九圓とす | 〃四十年 | 豫算 | 一人平均十五圓 |
| 〃三十二年 | 〃 | 一ヶ月十圓以内の特別手當を給することを得せしむ | 〃四十三年九月末日 | 實給平均 | 一人十四圓六十七錢 |
| 〃三十四年 | 〃 | 看守は一級十五圓部長は一級二十五圓 | | | |

（一）明治三十年五月勅令第一四九號巡査看守俸給令（資料一）
（二）明治三十年四月勅令第九九號北海道廳巡査看守及北海道集治監看守俸給令（資料二）
（三）明治三十一年九月勅令第二一五號巡査看守俸給令中改正（資料三）
（四）明治三十二年九月勅令第三九〇號同上
（五）明治三十四年四月勅令第五七號同上（資料四）

## 資料一

▲勅令第百四十九號　明治三十年五月二十日

巡査看守俸給令

第一條　巡査看守の月俸左の如し

一級　十五圓　二級　十四圓
三級　十三圓　四級　十二圓
五級　十一圓　六級　十圓
七級　九圓

第二條　巡査看守に任命せらるゝ者の月俸は六圓以下とす
判任官以上の官職に在りたる者及巡査又は看守の精勤證書を有する者にして巡査看守に任命せらるゝときは前項を適用せず但し前職の月俸を超ゆることを得ず

第三條　巡査看守にして五級以上の月俸を受くる者は滿一年を經過するにあらざれば昇給することを得ず但し巡査部長看守部長に拔擢せらるゝ者は此の限にあらず

第四條　刑事專務又は通譯其の他特別の技能を有する者は第二條第三條を適用せず

第五條　教習中の巡査看守の月俸は六圓乃至八圓とす

第六條　月俸は新任昇給、降給復職とも發令の翌日より計算し退職の月は日割を以て計算す廢廳若しくは事務の伸縮に因り免職したるとき又は休職死亡のときは當月分の全額を給す休職當月復職するときは其の月の俸給は更に支給せず

第七條　病氣の爲執務せざること六十日を踰ゆる者及私事の故障に依り執務せざること二十日を踰ゆる者は日割を以て月俸の半額を減ず但し公務の爲め傷痍を受け若しくは疾病に罹り又は服忌を受くる者は此限にあらず

附　則

第八條　本令は地方の狀況に依り明治三十一年三月二十一日迄其の施行を延期することを得

第九條　明治二十三年勅令第二百二十八號中第四號明治二十四年勅令第百六十九號及明治二十六年勅令第百十五號は本令施行の日より之を廢止す

第十條　本令は北海道に適用せず

## 資料 二

▲勅令第九十九號　明治三十年四月十七日

北海道廳巡査看守及北海道集治監看守俸給令

第一條　北海道廳巡査看守及北海道集治監看守の月俸は左の如し

一級　十二圓　　二級　十一圓

三級　十　圓　　四級　九　圓

第二條　巡査看守最上級俸を受け二ケ年を踰へ勤務熟練なる者は漸次月俸十五圓まで增給することを得

第三條　巡査看守各教習所に於て教習中の者には月俸八圓以內を給す

第四條　在監人の減少に由り看守を減員する場合には休職を命じ一ケ年間現俸の二分の一以內を給することを得

休職の期滿れば其の職を免ず

第五條　明治二十三年勅令第二百二十八條第四第五、同年勅令第二百二十九號、明治二十四年勅令第百六十九號、明治二十六年勅令第百十五號は本令施行の日より北海道廳巡査看守及北海道集治監看守に適用せず

## 資料 三

▲勅令第二百十五號　（明治三十一年九月十九日）

明治三十年勅令第百四十九號巡査看守俸給令中第十條本令を北海道に適用せざる件を削除す

▲勅令第二百十六號

明治三十年勅令第九十九號北海道廳巡査看守及北海道集治監看守俸給令を廢止す



## 資料 四

▲巡査看守俸給令　（明治三十四年四月勅令第五七號改正）

第一條　巡査看守の月俸は巡査部長看守部長にありては別表甲號其の他の巡査看守に在りては別表乙號に依る

第二條　巡査看守に任命せらるゝ者の月俸は別表乙號五級俸以下とす

判任官以上の官職にありたる者及巡査又は看守の職にありたる者にして巡査看守に任命せらるゝ時は別表乙號四級俸までを給することを得

前項の場合に於て其前職の月俸額別表乙號三級俸以上に相當する時は別表甲號乙號の範圍內に於て前職の月俸額に相當する月俸迄を給することを得

第三條　巡査看守にして別表乙號四級俸以上の月俸を受くる者は六箇月を經過するにあらざれば昇級することを得ず但し巡査部長、看守部長に拔擢せられ又は巡査部長看守部長の昇級する場合に於て別表乙號五級俸以下を給するものは此限りにあらず

第三條の二　巡査部長看守部長には當分の內月俸十四圓迄を給することを得

第四條　刑事專務又は通辯其の他特別の技能を有するものは第二條第三條を適用せず

前項に該當する巡査看守には月俸の外一箇月十圓を超えざる特別手當を給することを得

第五條　教習中の巡査看守の月俸は六圓乃至九圓とす

第六條　月俸は新任昇級降級復職とも發令の翌日より計算し退職の月は日割を以て計算す廢廳若は事務の伸縮に因り免職したるとき又は休職死亡のときは當月分の全額を給す休職當月復職するときは其の月の俸給は更に支給せず

第七條　病氣の爲執務せざること六十日を超ゆる者及私事の故障に依り執務せざること二十日を超ゆる者は日割を以て月俸の半額を減ず但し公務の爲傷痍を受け若は疾病に罹り又は服忌を受くる者は此限にあらず

附　則

第八條　本令は地方の狀況に依り明治三十一年三月三十一日迄其施行を延期することを得

第九條　明治二十三年勅令第二百二十八號中第四號明治二十四年勅令第百六十九號及明治二十六年勅令第百十五號は令施行の日より之を廢止す

第十條　本令は北海道に適用せず

別表

甲號

| 一級 | 二級 | 三級 | 四級 | 五級 | 六級 |
|---|---|---|---|---|---|
| 二十五圓 | 二十二圓 | 二十圓 | 十八圓 | 十六圓 | 十五圓 |

乙號

| 一級 | 二級 | 三級 | 四級 | 五級 | 六級 | 七級 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 十五圓 | 十四圓 | 十三圓 | 十二圓 | 十一圓 | 十圓 | 九圓 |

**三十年五月看守勤務方法は便宜に依らしむ**　看守の勤務方法は明治初年以來各監共概ね一晝夜勤務方法に依りしが、(一)明治二十六年獄務概則に於てはゼーバツハ氏の影響の下に獨逸式晝夜分勤の制を採用するに至つた。(二)然るに其の後各地の實驗に徴し夜勤の連續勤務は著しく健康を害し我國情に適せずとの(三)非難あるに鑑み、勤務方法は各地の任意に委し、地方の狀況に依り便宜取扱ひ差支なき旨を通牒した。

（一）1、明治十二年東京集治監看守所當番心得（資料一）

2、警視廳監獄事務細則（資料二）

（二）明治二十六年獄務概則第十二條看守勤務は之を晝勤夜勤に分つべし但職務の性質に依り晝勤夜勤に分つべからざるもの此限りにあらず。

（三）我國家屋の構造よりして晝間休養を採ること困難なるの事情あるに因る。

## 資料一

▲東京集治監　看守所當番心得（明治十二年五月）

第一條　看守所當番は守長若くは代理者一名監守二名當直し守長若くは代理は專ら交番繰出等の事を管理す

第二條　守長若くは代理者一時間毎に一回構內を巡視し監守の勤怠を監督す

第三條　監守を分つて甲乙の二部とす一部一晝夜づゝ輪番勤務す

第四條　開監より閉監迄交番所第一第二第三高見張の三ケ所とす監守九人をして三繰とし一時間毎に交代し交代歸路構內の周圍を巡行警邏す

但し五名を以て臨時護送等の豫備に供し一名を囚徒逃亡其他非常の事變に際し使役等に供す

第五條　臨時護送等の豫備に供せし六名をして閉監より開監迄は常番員に合し更に交番とし二番五番監を二交番とす三番六番監を三交番とす一時間毎に交代輪警す

但し靴聲を靜にし能く監內の動作に注意すべし

第六條　總て監守交代の往復は各道路を異にし甲は何れより何れを通り乙は何れより何れを通ると兼て順路を定め置くべし

第七條　囚徒逃亡等非常の節は臨時交番所を轉換し又は非番の監守を呼出し監守をして四方へ派遣捜索逮捕せしめる等總て獄司守長の指揮を受け能く其職務を盡すべし

第八條　監守交代時間表

| | | |
|---|---|---|
| 從十一月 至三月 | 午前第九時 | |
| 從四月 至五月 | 同 | 八時 |
| 從六月 至八月 | 同 | 七時 |

―從九月至十月―　同　八時―

但し交代時間より二十分前に出署すべし

**資料二**

▲警視廳監獄事務細則抄（警視訓令甲第七十二號二十年十二月七日）

第五十八條　看守は甲乙二部に分ち一部晝夜の勤務に服すべし

第六十六條　看守押丁は前項の外左の如く心得べし

勤務中十二時間以内に退署する者は不勤となす事

**三十年六月警視廳三監獄署を置き第四部長を新設す**　東京府下の三監獄本支署は今回各獨立の監獄となし、監獄署長の内一人は警視廳第四部長を兼ね、全監獄事務を統理せしむる事とした。（一）これは從來警視廳所轄各監獄の大に過ぎ、且三ケ所に分在し監督不充分なる嫌ありしに因り、各獨立の監獄としたのである。新歸朝者の小河滋二郎氏鍛治橋監獄署長となり第四部長を兼ねた。

（一）明治三十年六月勅令第一九二號警視廳高等官俸給令（資料一）

**資料一**

▲警視廳高等官俸給令（勅令第一九二號明治三〇、六、二二）

第一條　警視廳高等官の年俸は左の如し

（抄錄）



警視、巡視に補する者、警察醫長、典獄、（第四部長に補する者、）一級千四百圓、二級千二百圓、三級千圓

典獄

一級八百圓、二級七百圓、三級六百圓

**三十年七月監獄局を再置す**　明治三十年七月に至り內務省に監獄局の再置を見、（一）越て明治三十二年多年の懸案たりし監獄費の國庫支辨案漸く議會の容るゝ所となり、次で同年及三十四年の兩度に於て再び監獄則の一部改正を行ひ、尙三十三年に於ては監獄監督權を司法省に移す等、政府は益々獄制の發達に努力するところあつた。監獄局の再置は改正條約實施準備に伴ひ獄舍の改造、處遇の改善等監獄改良の急務なるに因り、其の必要を認められたのであるが、要するに當時澎湃たる監獄改良運動の所產と見るべきであらう。監獄界の喜びは譬へん方なく、最大欣快事として之を迎へ、監獄改良の前途を祝福した。後の法學博士小河滋二郎氏は、警視廳典獄より入りて監獄事務官に任ぜられ、各方面に亙りて縱橫の手腕を揮ひ、監獄界の爲大なる足跡を遺こされた。

（一）1、內務省官制（抄）（三十年勅令第二五三號改正）

第十一條　監獄局に於ては左の事務を掌る

一、監獄に關する事項

二、假出獄及監視假免に關する事項

2、內務省分課規程中改正（三十年八月）

監獄局

監獄課　監獄並に假出獄に關する事項

計表課　監獄の統計に關する事項

3、明治三十一年十月內務省監獄局長は勅任に昇格した。先に監獄局の設置を見たるも、監獄局長は奏任官なりし爲、置局

以來未だ專任者を置くに至らず、常に警保局長の兼攝する所であつた。しかも政務官たる警保局長は、内相の辭職と共に頻繁に更迭し、到底監獄改良の實績を收むる事を得ざるの實狀に在つた。斯道の改善に熱心なる時の内相板垣伯は痛く之を遺憾とし、時恰も行政整理の折柄なりしも萬難を排して監獄局長の地位を昇格し、他との併立權衡を得せしめたのである。

**三十一年十一月看守教習規則を定む**　明治廿三年看守教習規則標準を定めしが、改正條約實施準備の必要其の他時勢の進運に伴ひ、看守の素質向上の必要益々緊要を加へたるを以て全國統一の「看守教習規則」(一)を定め新に教習所設置、教官の配置、典獄の教習監督義務、試驗方法等に關する事項を加へ一層看守教養の適實を期することゝなつたのである。

(一)　明治三十一年十一月内務省訓令第三〇號看守教習規則（資料一）

**資料一**

**▲看守教習規則**（明治三十一年十一月内務省訓令三〇）

第一條　新たに採用したる看守は二箇月以上必要なる學科、及實務を教習すべし但看守以上の監獄官たりし經歷を有する者及學術の素養ある者に對しては教習の期間を短縮し又は教習の一部若は全部を省略することを得

第二條　看守教習は看守教習所に於て之を行ふべし但實務教習は先任看守の部伍に加へて之を行ふことを得

第三條　看守教習所には所長一人を置く看守長を以て之に充つ教官は二人以上とし監獄書記看守長の内を以て之に充つ

第四條　典獄は時々看守教習所に臨み教習の方法を監督し且教習中の看守に對し訓授すべし

第五條　看守教習科目は概ね左の如し

一監獄則及監獄則施行細則
一看守及監獄雇人分掌例
一刑法及刑事訴訟法の大要
一官吏服務規律の大要
一監獄に關する諸法規の大要
一戒護檢束の心得
一在監人所遇の心得
一作業に關する心得
一監獄衞生に關する事項幷に患者取扱方心得
一記牒及諸報告の心得
一姿勢禮式服裝其他紀律に關する心得
一實習、體操、戒具使用法、消防演習、擊劍、柔術、記帳、報告、搜檢、人相

第六條　教習の成績は便宜期間を別て時々之を試驗し仍ほ教習修了の際に於ける卒業試驗を行ふべし

第七條　教習を受けたる看守は卒業試驗に合格したる後にあらざれば本務に服せしむることを得ず

**三十二年四月警察監獄學校を開設す**　三十二年四月改正條約の實施に伴ひ優秀なる警察官並監獄官養成の必要に迫られ、警察監獄學校を開設之が官制俸給令を定め、(一)久しく中絶せし中央教育機關を再興するに至つた。

中央教育機關再興の議は既に日清戰役後屢當路の官憲に依つて考慮せられたのであるが、條約實施の愈々差し迫れる本年度に至つて漸く之が實現を見るに至つたのである。當時日清戰役の後を承け財政極めて不如意の際に於て、此の新規要求の

容れらるゝに至つたのは、當時の山縣首相の熱心なる支持に因るといはれてゐる。校舍は櫻田門外陸軍教導團跡屋舍に修繕を加へて之に充て此年九月に開校した。

警察監獄學校の組織等は左の如くであつた。

1、職　員

校　長　内務次官兼任

専任教授　津田精吉(元陸軍教授)　舟橋重三(元樞密院屬)　留岡幸助(元教誨師)　山上義雄(元典獄)　林市藏(元内務屬)

幹　事　中島幹事(元内務屬)

講　師　松井茂(警視)、淺田靜太郎(内務省參事官)、小河滋二郎(監獄事務官)、石渡敏一(大審院檢事)、古賀廉造(大審院檢事)、鶴丈一郎(大審院檢事)、黒金泰義(警視)、西稜(豫備陸軍歩兵少尉)、木場貞長(法學博士)、小合伸(司法官試補)、副島義一(法學士)、田原良純(東京衞生試驗所技師)、宮入慶之介(内務技師)

フオン・コイデル(警察中尉)、カール・クリウゲル(警察事務官)、ドクトル・クルーゼン(區裁判所判事)

2、修業年限　第一期六ケ月、第二期以後一ケ年

3、生　徒　一、警察科には現任警部、監獄科には現任監獄書記、看守長中身體健全にして年齡四十五歳以下の者に付各廳府縣警察三人、監獄二人の割を以て嚴選す、(一種生)

二、中學校を卒業し又は之と同等以上の學力を有し、警部若くは監獄書記、看守長たるの資格ある者、但し身體健全にして年齡三十歳以下の者に限る、(二種生)

4、經　費　(明治三十二年豫算)

一金十萬四百三十一圓五錢

内譯

金九千三百六十圓　俸給及諸給

金三千百八十九圓八十錢　廳費

金五百三圓　修繕費等

金二萬五千三百六十圓　傭外國人諸給

金一萬五千百八十七圓五十錢　旅費

金四萬四千六百九十一圓七十五錢　雜給及雜費

金一萬千百四十九圓　創設費

5、教科目　科目は屢々變更が行はれたが監獄科一種生最初の豫定科目は左の通であつた。

| 科目 | 時間 | 科目 | 時間 |
|---|---|---|---|
| 監獄學(外國教師) | 八時間 | 實務演習 | 四時間 |
| 獄制沿革史<br>免囚保護及不良少年感化法 | 五時間 | 刑法、刑事訟法 | 六時間 |
| 犯罪及刑罰論<br>檢束法<br>教育及教誨法 | 三時間 | 憲法 | 二時間 |
| 作業經理及會計法<br>監獄建築法<br>衞生 | 六時間 | 操練 | 二時間 |

本校は學期を重ぬること六回に及んだが日露戰爭の勃發に際し、財政緊縮の犧牲となりて、明治三十七年三月限廢止せられたのは斯道の爲眞に痛恨事であつた。而して此の間警察科は卒業生六百名監獄科は同四百六名を出してゐる。

2、警察監獄學校校則（明治三十四年改正）（資料二）

**資料一**　▲警察監獄學校官制（抄）（勅令第一五五號）

1、警察監獄學校に左の職員を置く。
校長　一人　勅任。　教授　專任　五人　奏任。　幹事　同　一人　奏任。通譯官　二三人　奏任。　書記　同　四人
判任。
2、校長は内務次官をして之を兼ねしめ内務大臣の指揮を承け校中一切の事務を掌る。
3、教授は校長の指揮を承け教授の事を掌る。
4、幹事は校長の指揮を承け庶所會計及生徒監督の事を掌る

**資料二**　▲警察監獄學校校則（三十四年二月改正ノ分）

第一章　總則

第一條　警察監獄學校は警察官監獄官に必要なる學術を教授す

第二條　生徒の學年を一年とし其の一期は三月一日に始り七月三十一日に至り他の一期は九月十一日に始り二月末日に終る

第三條　大祭祝日及日曜日は休業とす
冬季休業は十二月二十五日より一月六日に至る

第四條　教授の科目及時間割は別に之を定む

第二章　生徒

第五條　生徒を分て一種生及二種生と爲し廳府縣長官、臺灣總督府、各縣知事、廳長警察官司獄官練習所長若は集治監典獄之を推薦す但し二種生は其の推薦廳に於て警部又は監獄書記、看守長に採用するの見込を以て推薦するものとす

一　一種生　警察科には現任警部及警察官司獄官練習所教官、監獄科には現任監獄書記、看守長及警察官司獄官練習所教官中有爲の者にして年齢四十五歳未滿身體健全のものに限る
但特別の事情ある場合は休職者と雖も當該官廳の推薦に依り入學せしむることあるべし
二　二種生　中學校を卒業し又は之と同等以上の學力を有し警部若は監獄書記看守長たるの資格あるものにして年齢三十歳未滿身體健全の者に限る
生徒に闕員あるときは二種生に限り校長に於て入學せしむることあるべし

第六條　生徒卒業の後は警察科は警察に關する職務に監獄科は監獄に關する職務に各々五箇年從事するの義務あるものとす
但し最初の三箇年は原推薦の官廳に奉職すべきものとす

第七條　生徒にして學業の成績不良なるとき又は身體虚弱にして修業に堪へずと認むるときは一種生は原官廳に復歸せしめ二種生は退學を命ずるものとす

第三章　試驗

第八條　試驗は小試驗及卒業試驗の二種とす
小試驗は隨時之を行ひ卒業試驗は學期の終に於て之を行ふ

第九條　試驗の成績は試驗結了の後生徒所屬の廳府縣長官に送付す

## 第四章　給與

第十條　生徒には入校の日より卒業の日まで手當として一箇月金十圓を給與す」生徒其責格を失ふときは翌日より手當を給與せず

第十一條　東京市以外に在る官廳の推薦に係る生徒には警察監獄學校生徒旅費支給規則に依り旅費を支給す

第十二條　臺灣總督府各官廳より推薦せる生徒には手當及旅費を支給せず

## 第五章　職員會議

第十三條　試驗成績の決定教科科目の設定改正其の他校長に於て必要と認むる事項は職員會議に諮問することあるべし

第十四條　職員會議は教官幹事を以て之を組織す

## 第六章　罰則

第十五條　生徒にして不品行不紀律其の他生徒の體面を汚すの所爲あるものは左の方法に依り之を處分す

一　退學

二　十日以內の停學

三　戒諭

## 第七章　附則

第十六條　校長は第五條に依り入學する者の外希望するものあるときは相當の學力ありと認むる者に限り準生徒として入學を許可することを得

準生徒には本則第五條第六條第七條第十條及第十一條を適用せず

**三十三年三月府縣典獄の待遇を改善す**　典獄の待遇に付ては明治三十年六月警視廳典獄は一級一、四〇〇圓（但し第四部長を兼ぬる者）（一）に同年十月北海道廳典獄は一級一、二〇〇圓（三十一年十月改正、一級俸を一〇〇圓とし在職五年以上の者に對し三〇〇圓以內の年功加俸を給することを得せしむ）（二）に改め、翌三十一年十月府縣典獄には三〇〇圓以內の加俸を給するに至り、次で同三十三年三月地方高等官俸給令の改正に伴ひ府縣典獄の俸給亦改善せられ、最高加俸を加へて一、四〇〇圓となり、同年五月警視廳典獄第四部長は一級一、六〇〇圓監獄署長同一、四〇〇圓となつた。（五）

（一）　警視廳高等官俸給令（勅令第一九二號）

（二）　北海道廳高等文官々等俸給令（勅令第三九三號）

（三）　地方高等官俸給令（勅令第三二一號）

（四）　同（勅令第九三號）（資料一）

（五）　警視廳高等官俸給令（勅令第二二二號）（資料二）

### 資料一

**▲地方高等官俸給令**（明治三十三年三月勅令第九十三號）

第一條　地方高等官の年俸左表の如し

| 官名＼等級 | 一級 | 二級 | 三級 | 四級 | 五級 | 六級 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 知事 | 三千六百圓 | 三千三百圓 | 三千圓 | | | |
| 書記官 | 二千圓 | 千八百圓 | 千六百圓 | | | |
| 警部長 | 千六百圓 | 千四百圓 | 千二百圓 | | | |

第二條　東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、長崎縣、新潟縣、愛知縣、宮城縣、廣島縣、福岡縣及熊本縣の知事、書記官、警部長、視學官、參事官及典獄は別に左表の加俸を受く

| 官名 / 府縣 | 知事 | 書記官 | 警部長 | 視學官 | 參事官 | 典獄 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京府、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣 | 四百圓 | 四百圓 | 四百圓 | 二百圓 | 二百圓 | 二百圓 |
| 長崎縣、新潟縣、愛知縣、宮城縣、廣島縣、福岡縣、熊本縣 | 二百圓 | 二百圓 | 二百圓 | 百圓 | 百圓 | 百圓 |

第三條　內務大臣に於て特に指定したる地の島司及郡長は別に二百圓の加俸を受く

附　則

第四條　本令は明治三十三年四月一日より之を施行す

明治三十二年勅令第二百五十六號及明治二十九年勅令第十七號は之を廢止す

第五條　當分の內第二條の府縣以外の書記官警部長の年俸は第一條の規定に拘らず書記官に在りては千五百圓警部長に在りては千百圓を給することを得

第六條　本令施行の際別に辭令を受けざる者は現に受くる俸給額に相當する等級俸又は第五條の俸給額を受く但し別に加俸を受くべき者に在りては現に受くる俸給額本令に定むる加俸額に相當する部分を以て其の加俸と看做し其の他の部分を以て等級俸と看做す

## 資料二

### ▲警視廳高等官俸給令（明治三十三年五月勅令第二百二十二號）

第一條　警視廳高等官の年俸は左の如し

| | | |
|---|---|---|
| 警視總監 | | 四千圓 |
| 警視主事、第一部長、第二部長に補する者 | 一級 | 二千四百圓 |
| | 二級 | 二千二百圓 |
| | 三級 | 二千圓 |
| 警察醫長 | 四級 | 千八百圓 |
| | 五級 | 千六百圓 |
| | 六級 | 千四百圓 |
| 典獄第四部長に補する者 | 一級 | 千六百圓 |
| | 二級 | 千四百圓 |
| | 三級 | 千二百圓 |
| | 四級 | 千圓 |
| 警視 | 一級 | 千四百圓 |
| | 二級 | 千二百圓 |

警視警察署長に補する者　三級　千　圓
典獄監獄所長に補する者　四級　九百圓
　　五級　八百圓
　　六級　七百圓
　　七級　六百圓

第二條　警察署長に補する警視の俸給區別は內務大臣其警察署に就て之を指定すべし

**三十三年四月監獄事務を司法省に移管す**　內務省官制監中監獄局を置き此年七月より施行せられた。(一)從來內務省の主管たりし監獄及假出獄、監視假免に關する事項を司法大臣の管理に屬せしめ、尙恩赦、復權、免幽閉、死刑執行、出獄人保護に關する事務を追加せられ、職員も亦從來職員の外吏に技師一名、屬十五人を增した。今回の監獄事務主管の變更理由は明かでないが、監獄行政事務は司法行政事務と密接なる關係を有し、就中裁判檢察事務と聯繫を保つの要あるを認められ、之が移管を見るに至つたものと思はれる。

(一)　1、明治三十三年四月司法省官制中改正（勅令第一六六號）
　　2、明治三十三年七月司法省秘第一三六司法省分課規程を定む。（資料一）
　　3、明治三十三年四月監獄則中內務大臣とあるを司法大臣と改む。（勅令第一七二號）



**資料一**　▲司法省分課規程（三十三年七月秘第一三六號）

第一條　大臣官房に於ては左の事務を掌る
一　機密文書に關すること
二　機密事務に關すること
三　大臣の官印及省印の管守に關すること
四　雇外國人の身分に關すること
五　翻譯に關すること

第二條　總務局に職員課、庶務課、會計課、營繕課を置き其の事務を分掌す

第三條　職員課に於ては左の事務を掌る
一　官吏の進退身分に關すること
二　裁判所附屬吏員及辯護士の身分に關すること
三　判事檢事登用試驗、裁判所書記登用試驗竝辯護士、公證人及執達吏の試驗に關すること
四　官吏の出張に關すること
五　裁判所の設立、廢止及管轄區域竝其の變更に關すること

第四條　庶務課に於ては左の事務を掌る
一　公文書類及成案文書の接受發送に關すること
二　文書の淨寫に關すること
三　總務長官の官印の管守に關すること
四　民事、刑事及非訟事件の統計報告及官報揭載に關すること
五　犯罪人名簿調製に關すること

六　公文書類の編纂保存に關すること
七　各局課の主掌に屬せざること

第五條　會計課に於ては左の事務を掌る
一　本省所管の經費及諸收入の豫算決算竝會計に關すること
二　會計の監査に關すること
三　本省所管の物品に關すること
四　保管金雜部金の收支及領置物品の出納に關すること
五　廳内取締に關すること
六　雇人使役監督に關すること

第六條　營繕課に於ては左の事務を掌る
一　本省裁判所監獄及附屬建物の建築修繕に關すること
二　本省所管の官有財産に關すること

第七條　民刑局に於ては左の事務を掌る
一　民事、刑事及非訟事件に關すること
二　裁判及檢察の事務に關すること
三　戸籍に關すること

第八條　監獄局に獄務課、經理課、統計課を置き其の事務を分掌す

第九條　獄務課に於ては左の事務を掌る
一　恩赦、復權、假出獄、免幽閉、監視假免、出獄人保護及死刑執行に關すること
二　獄務に關すること

第十條　經理課に於ては左の事務を掌る
一　監獄の經濟竝作業に關すること

第十一條　統計課に於ては左の事務を掌る
一　監獄の統計報告に關すること

**三十三年四月嶋嶼在勤手當**

明治三十三年四月交通至難なる島嶼に在勤する判事、檢事、書記、看守長、看守等に對して月手當を給與することゝした。(一)當時監獄所在地にして之が給與を受くるに至りたるは警視廳小笠原支署及沖繩縣宮古嶋、八重山の兩支署にして其の金額は判任官は月額六圓、看守雇員は各月額五圓であつた。(二)

(一)　明治三十三年三月勅令七七、交通至難の島嶼に在勤する者に月手當支給の件に基き同年四月司法省令第一三號を以て島嶼在勤者月手當給與細則を定む。(資料一)

(二)　其の後大正九年十月勅令を以て島嶼在勤手當の件を改正し、僻地在勤者に手當支給の件を公布し、翌十年三月司法省令を以て僻地在勤手當支給細則を定めた。

**資料一**

**▲勅令第七七號**（明治三十三年三月）

交通至難の島嶼に設置したる裁判所檢事局區裁判所出張所及監獄に在勤する判事檢事裁判所書記監獄書記看守長看守雇員には別表定むる所に依り月手當を給することを得其の場所及給與細則は司法大臣之を定む

附　則

本令は明治三十三年四月一日より之を施行す

（別　表）

| | |
|---|---|
| 判　事 | 十圓以内 |
| 檢　事 | 十圓以内 |
| 裁判所書記 | 六圓以内 |
| 監獄書記 | 六圓以内 |
| 看　守　長 | 六圓以内 |
| 看　守 | 五圓以内 |
| 雇　員 | 五圓以内 |

○島嶼在勤者月手當給與細則（明治三十三年四月司法省令第一三號）

明治三十三年勅令第七十七號に據り月手當を給與すべき場所及給與細則左の通り相定む

島嶼在勤者月手當給與細則

第一條　月手當は別表に據り左の島嶼に在勤する者に之を給す

千島國　國後島　擇捉島

伊豆國　大島　新島　神津島

三宅島　八丈島　青ケ島



琉球國　宮古島　八重山島

小笠原島　父島　母島

第二條　新に赴任のものは住所へ到達の翌日より支給す

第三條　前條の外手當支給に關しては各俸給支給の例に依る

（別表）略

## 第五節　監獄制度確立の時代

**三十六年三月監獄官制發布に依り監獄は總て司法省直轄となる**　監獄官制を發布し總ての監獄を司法省の直轄に屬せしめ各監獄の種類名稱を定め又監獄則中從來の地方廳の複監督に關する規定を削除した。(一)(二)

監獄直轄の制は(1)、啻に廳府縣の複監督に因る手續上の煩瑣を除き事務の簡捷を圖るのみならず之に依りて(2)、囚人處遇の統一を圖り(3)、且又監獄の廢置、分合を行ひ分類拘禁制度の確立を期せんとするの趣旨に出でたるものにして、我國監獄制度確立上多年待望せられたる事項の一つであつた。本制度の實施に付ては部內に於ても監督力の薄弱となる處ありとして極力反對するものあり、或は又自己の地位擁護等の爲之を喜ばざるものありて司法當局も聊か躊躇の色ありしも、實施後の實績は特に弊失の擧ぐべきものなく、寧ろ各典獄に於て府縣知事の掣肘を受くる事なく、自由に手腕を發揮し得るに至り、監獄改良事業は玆に劃期的の躍進を遂ぐるに至つたことは特筆せらるべきである。

尙今回監獄官制の制定に伴ひ俸給令其の他官吏制度の上に幾多の改廢ありたるを以て其の重なる事項に付項を別ちて解說
することゝする。

（一）　明治三六年三月勅令第三五號（資料一）
（二）　同　第三七號

## 資料一

### ▲監獄官制（三六年三月勅三五號）

朕監獄官制を裁可し玆に之を公布せしむ（三六年勅二一五號を以て本令中改正）

監獄官制

第一條　監獄は司法大臣の管理に屬す

第二條　司法大臣は須要に應し分監を置くことを得

第三條　各監獄を通じて左の職員を置く

| | | |
|---|---|---|
| 典獄 | 五十七人 | 奏任 |
| 看守長 | 專任七百三十四人 | 判任 |
| 技手 | 專任二十二人 | |
| 通譯 | 專任十四人 | 判任 |

第四條　典獄は監獄の長となり司法大臣の指揮監督を承け監獄の事務を掌理し所部の職員を指揮監督す
典獄は判任待遇職員の任免を專行す



第五條　典獄事故あるときは上席看守長其の職務を代理す

第六條　分監の長は看守長を以て之に充つ

第七條　看守長は上官の指揮を承け監獄の戒護及庶務に從事し看守及女監取締を指揮監督す
分監の長たる看守長は典獄の指揮監督を承け分監の事務を掌理し部下の職員を指揮監督す

第八條　技手は上官の指揮を承け技術に關する事務に從事す

第九條　通譯は上官の指揮を承け翻譯通辯に從事す

第十條　監獄には第三條に揭げたる職員の外監獄醫、教誨師、教師、藥劑師、看守及女監取締を置く
其の定員、職務及懲戒に關する規程は司法大臣之を定む

第十一條　監獄醫及教誨師は奏任待遇若は判任待遇とし教師、藥劑師、看守及女監取締は判任待遇とす
事務の分課竝處務の規程は司法大臣之を定む

第十二條　監獄の名稱及位置は別表に依る
各監獄の種類は司法大臣之を指定す

附　則

本令は明治三十六年四月一日より之を施行す
集治監假留監官制及明治二十九年勅令第三百六十二號は之を廢止す
別表略

### 三十六年三月典獄俸給令の制定

從來典獄の俸給は集治監、警視廳府縣、北海道廳等其の官制を異にするに從ひ各別に規定せられたるも、今回之を統一し一級千六百圓とし、別に指定地典獄に對しては二百圓以內の加俸を給することゝした。從來集治監典獄

の一級は千八百圓にして何等變更を見さるも、全體としては其の待遇は幾分の改善を見たのであつた。明治十四年監獄官名稱統一以來の典獄俸給（最高俸）の變遷は左の如くである。

○典獄俸給變遷一覽

| 年次 | 集治監 | 警視廳 | 府縣 | 北海道廳 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 明治十四年 | 一、八〇〇圓 | 九〇〇圓 | 九〇〇圓 | 不詳 | 集治監は奏任年俸其他は判任年額 |
| 明治二十三年 | 一、八〇〇圓 | 九〇〇圓 | 八〇〇圓 | 不詳 | 警視廳は判任年額其他は奏任年俸 |
| 明治二十四年 | 一、八〇〇圓 | 一、二〇〇圓 | 大阪 八〇〇圓<br>一、〇〇〇圓 | 八〇〇圓 | 此年以後總て奏任年俸とす指定地八〇〇圓其他六〇〇圓 |
| 明治二十六年 | 一、八〇〇圓 | 一、〇〇〇圓 | 大阪 八〇〇圓<br>一、〇〇〇圓 | 八〇〇圓<br>一、〇〇〇圓 | 二四年七月一、〇〇〇圓となる |
| 明治三十年 | 一、八〇〇圓 | 典獄 八〇〇圓<br>第四部長を兼ぬるもの 一、四〇〇圓 | 大阪 一、八〇〇圓<br>一、〇〇〇圓 | 一、二〇〇圓 | |
| 明治三十一年 | 一、八〇〇圓 | 典獄 八〇〇圓<br>第四部長を兼ぬるもの 一、四〇〇圓<br>外に三百圓以上五百圓以內年功加俸 | 大阪 八〇〇圓<br>一、〇〇〇圓<br>外に三百圓以內年功加俸 | 一、〇〇〇圓<br>外に三百圓以內年功加俸 | |
| 明治三十三年 | 一、八〇〇圓 | 監獄署長 一、四〇〇圓<br>第四部長を兼ぬるもの 一、六〇〇圓<br>外に指定地二百圓以內加俸 | 一、〇〇〇圓<br>外に指定地二百圓以內加俸外に三百圓以內年功加俸 | | |
| 明治三十六年 | 全國統一 一級 一、六〇〇圓<br>外に指定地二百圓以內加俸 | | | | 監獄官官制改正 |



| | |
|---|---|
| | 一級 二、〇〇〇圓<br>外に指定地二百圓以內加俸 |
| | |
| | |
| | |

（一）明治三六年三月勅令第四六號典獄俸給令（資料一）

## 資料一

### ▲典獄俸給令（明治三六、三、勅令第四六號）

第一條　典獄の年俸左表の如し

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級 | 千六百圓 | 二級 | 千四百圓 | 三級 | 千二百圓 | 四級 | 千圓 |
| 五級 | 九百圓 | 六級 | 八百圓 | 七級 | 七百圓 | 八級 | 六百圓 |

第二條　司法大臣が八箇所以內に於て特に持定したる監獄の典獄は別に二百圓の加俸を受く

附　則

本令は明治三十六年四月一日より之を施行す

**三十六年三月監獄判任待遇職員懲戒規程**

監獄官制の定むる所に依り、司法省は新に監獄判任待遇職員懲戒規程(一)を制定した、看守の懲罰は監獄官名稱創定當時は一般官吏懲戒例(二)に明治十六年以後は巡査懲罰例に依つたが(三)、監獄官吏の特殊性に鑑みて、今回遂に他の待遇職員を包括して、獨立の懲戒規程を設くるに至つたのである。尚監獄奏任待遇職員の懲戒は一般文官懲戒令中高等官に關する規程を準用する事とした。(四)

（一）明治三十六年三月司法省令第七號（資料一）

（二）1、明治十四年八月石川縣に對する指令（資料二）

2、看守名稱統一前は守卒獄丁等は本屬長官の見込を以て適宜處分せしめた。(資料三)

(三) 明治十六年四月內務省達乙第一七號(資料四)

(四) 明治三十六年三月司法省訓令第六號監獄奏任待遇職員懲戒規程(資料五)

## 資料一

▲監獄判任待遇職員懲戒規程 (司法省令第七號 明治三十六年三月)

監獄官制第十條第一項に依り監獄判任待遇職員の懲戒規程左の通相定む

監獄判任待遇職員懲戒規程

第一條 監獄判任待遇職員の懲戒を受くべき場合は左の如し

一 職務上の義務に違背したるとき

二 職務に怠慢の所爲ありたるとき

三 職務の內外を問はず監獄官吏たるの威信を失ふべき所爲ありたるとき

第二條 懲戒は左の如し

一 免職

二 減俸 一箇月以上五箇月以下月俸百分の二十以下を減ず

三 譴責

第三條 懲戒は懲戒委員會の決議に依りこれを行ふ但譴責は典獄之を專行す

第四條 懲戒委員會には委員長一名委員二名乃至四名書記一名を置く

第五條 委員長は典獄とす



委員は看守長の中より典獄之を命じ司法大臣に報告すべし

書記は委員長之を命ず

委員長事故あるときは上席の委員之を代理す

第六條 委員會は委員長委員二名以上出席するにあらざれば之を開くことを得ず

委員會の議事は多數決とし可否同數なるときは委員長之を決す

委員長又は委員中自己の親屬に關する事件には議決に加はることを得ず

第七條 書記は委員長の命を承け庶務に從事す

第八條 典獄は判任待遇職員にして懲戒に當るべき所爲ありと認めたるときは證憑を具へ書面を以て懲戒委員會の審査を要求すべし

前項の要求ありたるときは委員長は隨時委員會を開き其決議の事由を典獄に報告すべし

委員會は必要と認むるときは本人を召喚し取調を爲すことを得

第九條 懲戒は辭令書を作りこれを本人に達すべし

## 資料一

▲看守懲罰之儀伺 (公文編年錄 明治一四、八、四達濟)

石川縣

御指令案左に相伺候也

案

書面の趣官吏懲戒例に依り處分する儀と可相心得事

**資料 三**　▲守卒獄丁懲戒內則之儀に付伺　（公文編年錄 一二、一〇、二四達濟）

當縣監獄署奉職の守卒獄丁中規則に違背又は怠慢失誤之者是迄官吏懲戒例に依り處分致し候故假令看守怠慢より罪囚を逃走せしむる者も譴責に處するの外各條苛酷にして照準致し難く依て自今巡査懲罰例に照し處分せんとするも守卒獄丁は何れも拾錢以上貳拾錢以下の日給に付月俸ある巡査と異なるを以て巡査懲罰例に照すも尙ほ其苛酷を覺え差向處分上差支候條東京警視監獄署の如く當縣限りに別紙の通懲戒內則を定め處分致し懲收の贖金は官吏懲戒罰金に準し大藏省へ上納候樣取計候而不苦哉此段相伺候也

明治十二年九月九日　高知縣より內務卿へ

守卒、獄丁懲戒內則

一、規則に違背し及ひ失誤あるものを懲戒する爲其犯情を審案し半日より少からず三日より多からざる苦使に處し又は五錢より少からず三拾錢より多からざる贖金を追奪し輕きものは呵責に處し又は警戒に止む

但苦使追奪併行するを得ず

一、苦使とは非番の日休息を許さず職務に使役するを云ふ

| | | |
|---|---|---|
| 苦使半日 | 贖金五錢 | |
| 同　一日 | 同　拾錢 | |
| 同一日半 | 同拾五錢 | |
| 同　二日 | 同貳拾錢 | |
| 同二日半 | 同貳拾五錢 | |
| 同　三日 | 同三拾錢 | |

怠慢失誤三犯以上の者は職務を免黜することあるべし

一、一日と稱するは二十四時を以てす

一、贖金は每月の俸金を控除して完納せしむ免職死亡する者は追徵を免す

守卒、獄丁懲戒內則の儀に付伺

右伺の趣官吏に準する等身分取扱有之候者に無之日給傭に候得ば該地方長官に於而適宜處罰不苦候筋に付左案御指令相成可然候候哉

案

伺之通

**資料 四**　▲巡査懲罰例別紙之通改正候條此旨相達候事　（明治九年八月 內務省達乙九二）

（別紙）

巡査懲罰例

第一條　凡そ職務の規則に違背し及怠慢失誤する者は其の情狀を審按し俸給一ケ月百分の一より少からず一ケ月より多からざる罰金を科し輕き者は呵責に止む

第二條　凡犯狀の職務を恥かしむるものは免職す

第三條　凡罰金未だ完納せざる中免職死亡等に係るものは追徵することを免す

△內務省達乙第十七號（明治十六年四月）警視廳、府縣、集治監

看守懲罰の儀は自今巡査懲罰例に準據すべし此旨相達候事

## 資料五

▲監獄奏任待遇職員懲戒規程（明治三六、三 司法省令第六號）

監獄官制第十條第一項に依り監獄奏任待遇職員の懲戒規程左の通相定む

監獄所屬の職員中奏任待遇者の懲戒には文官懲戒令中高等官に關する規程を準用す

**監獄官制發布に伴ふ職員の改置**　監獄官制の發布に伴ひ監獄職員は該官制並に司法省令に依つてそれぞれ改置せられたが、(一)此等職員定員の明治年間に於ける變遷を擧ぐれば左表の如くである。

○監獄官制發布以來監獄職員定員表（毎年十月一日現在）

| 年次 / 官職名 | 明治三六年 | 三七年 | 三八年 | 三九年 | 四〇年 | 四一年 | 四二年 | 四三年 | 四四年 | 四五年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 典獄 | 五七 | 五六 | 五六 | 五六 | 五六 | 五六 | 五六 | 五六 | 五六 | 五六 |
| 看守長 | 七七二 | 七三四 | 七二一 | 七二一 | 七二七 | 七二八 | 七八四 | 六三二 | 六三二 | 六三二 |
| 技手 | 二三 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 二二 | 一七 | 一七 | 一七 |
| 通譯 | 一五 | 一四 | 一四 | 一四 | 一四 | 一四 | 一四 | 一二 | 一二 | 一二 |
| 監獄醫 | 二〇六 | 二〇〇 | 一九八 | 一九八 | 一九九 | 一九九 | 一九九 | 二二五 | 二二五 | 二二五 |
| 教誨師 | 一八〇 | 一八〇 | 一七八 | 一七八 | 一七九 | 二二〇 | 二二〇 | 二二〇 | 二二〇 | 二二〇 |
| 教師 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 四五 | 四五 | 四五 | 四五 | 四五 | 四五 | 四五 |
| 藥劑師 | 五二 | 五二 | 四七 | 四七 | 四七 | 四七 | 四七 | 四七 | 四七 | 四七 |
| 看守 | 八、四五五 | 八、四二五 | 八、三〇七 | 八、三〇七 | 八、三五五 | 八、三八〇 | 八、二三〇 | 八、二三〇 | 八、二三〇 | 八、七〇〇 |
| 女監取締 | 四二五 | 四二五 | 四二五 | 四二五 | 四三〇 | 四三一 | 四三一 | 四三一 | 四三一 | 四三一 |

備考

1、三十七年　仙臺監獄廢止等に伴ふ減員あり。
2、三十八年　經費節約の爲分監を廢止し出張所と爲したるに因る減員あり。
3、四十年　地方裁判所支部開設並に樺太分監開設に伴ふ增員あり。
4、四十一年　地方裁判所支部開設並區裁判所檢事配置に伴ふ增員あり。
5、四十二年　看守の減員は經費節約の爲の減員にして看守長の增員は改正刑法及新監獄法の實施並累犯取調上の事務增加に因る增員なり。
6、四十三年　看守長通譯技手の減員は行政整理並官吏增俸に伴ふ減員なり。

（一）分監長監獄書記を廢止し技手通譯を新置す。（勅令第三五號）
教師藥劑師を新置す。（省令第五號）（資料一）

## 資料一

▲監獄醫、教誨師、教師、藥劑師、看守及女監取締の定員（三六年三月司省令五號）

監獄官制第十條第一項に依り監獄醫、教誨師、教師、藥劑師、看守及女監取締の定員左の通相定む但教習中の看守は定員外とす（三七年司省令一一號を以て改正を加ふ）

| | |
|---|---|
| 監獄醫 | 二百六人 |
| 教誨師 | 百八十 八 |
| 教師 | 三十 八 |

藥劑師　五十二人
看守　八千四百二十五人
女監取締　四百二十五人

**三十六年四月監獄分課及處務規程を定む**　監獄分課は先に明治二十五年四課二所制を採り、翌二十六年三課一所制に改めたが、當時は單に準則を示せるに過ぎざりし爲、各府縣必ずしも之に依らず、警視廳は四課一所制を採り、石川縣は二課一所制を採る等、頗る區々たるものありしが、今回官制制定と共に第一課、第二課、第三課、醫務所、教務所の三課二所制とし、各課長及所長を置き之(一)が處務規程を定めた。

（一）明治三十六年四月監獄分課及處務規程（資料一）

## 資料一

### ▲監獄分課及處務規程　明治三十六年四月

司法省監秘發第三一號訓令

監獄官制第十一條に依り監獄分課及處務規程左の通り相定む

監獄分課

第一條　監獄に第一課第二課第三課醫務所及教務所を置く

第二條　第一課に於ては左の事務を掌る

一　官印廳印の管守に關すること
一　文書の往復及記錄編纂に關すること
一　吏員の進退身分に關すること
一　報告及統計に關すること
一　豫算決算及金錢の出納に關すること
一　在監人の出入特赦假出獄假出場等に關すること
一　在監人の領置貨物差入金品に關すること
一　他課所の主管に屬せざること

第三條　第二課に於ては左の事務を掌る

一　監獄の戒護及在監人の檢束紀律に關すること
一　看守女監取締の點檢訓授に關すること
一　在監人の行狀及願訴に關すること
一　在監人の書信接見に關すること

第四條　第三課に於ては左の事務を掌る

一　作業及丁錢に關すること
一　物品の出納保管に關すること
一　建築修繕に關すること
一　官有財産の保管に關すること

第五條　醫務所に於ては左の事務を掌る

一　監獄の衛生に關すること
一　在監人の檢診治療及調劑に關すること

第六條　教務所に於ては左の事務を掌る

一　教誨及教育に關すること
一　在監人看讀用の書籍に關すること
一　在監人出獄後の狀況調査に關すること

第七條　前數條の規定は司法大臣の認可を得て之を變更することを得
分監には課所を置かず前數條の規定に準じ相當の係を設けて司法大臣に報告すべし

處務規定

第八條　各課所に課所長を置く
課長は看守長醫務所長は監獄醫教務所長は教誨師を以て之に充つ

第九條　各課所長は典獄の命を承けて其の分掌の事務を掌理す

第十條　公文書は第一課長に於て取纏め一定の時期に於て典獄に提出すべし但し至急を要するもの及上級官廳又は裁判所より送付に係るものは直に典獄に提出すべし

第十一條　典獄は前條の文書を開緘査閲し課所長に交付して其の處分方を指示すべし

第十二條　典獄は毎週三回以上一定の時間看守長監獄醫教誨師を集め會議を開くべし
典獄に於て必要と認めたるときは前項以外の吏員をして其の會議に參列せしむることを得

第十三條　會議の諮問に付すべき事項左の如し（四十一年八月監甲第五五七號ヲ以テ改正）

一　特赦、假出獄、假出場に關すること
二　在監者の行狀査定に關すること
三　監獄法第二條第二項及ひ第三項の適用に關すること
四　在監者の監房及工場の指定に關すること



五　獨居拘禁及び其期間の更新に關すること
六　刑の執行停止に關すること
七　作業の新設、改廢、就業時間に關すること
八　作業の指定作業科程、作業賞與金に關すること
九　手當金の給與に關すること
十　受刑者に施す教育の時間及び學科に關すること
十一　衣類臥具及び雜具の增減に關すること
十二　糧食の種類及び分量に關すること
十三　在監者の病院移送に關すること
十四　沒入若くは廢棄に關すること
十五　賞遇に關すること
十六　歸住旅費及ひ衣類の給與に關すること
十七　釋放後の保護に關すること
十八　監獄の經費及び建築修繕に關すること
前項に掲げたるもの、外典獄に於て必要と認めたる事項

第十四條　典獄は會議に於て職務上必要なる事項を訓授すべし

第十五條　會議には一名の書記を置き其の議事の要領を會議錄に記せしむべし

第十六條　文書記錄の保存方法及其の取扱順序は別に定むる所に依る

第十七條　典獄は毎年一回以上所轄の分監留置場及出張所を巡視し其の狀況及意見を具し司法大臣に報告すべし

**三十六年四月監獄醫教誨師等の職務及俸給規程を設く**　監獄官制の發布に依り監獄醫及教誨師に對しては奏任待遇昇格の道開かれたるも、當時海軍擴張に伴ふ國家財政の窮乏等に制せられて容易に之が實現を期する能はず、已むなく從來の各種俸給規程等を統一せんが爲取敢ず司法省訓令として監獄醫、教誨師、教師、藥劑師職務規程及同俸給規程を設け、判任待遇者月俸を十級に分ち監獄(一)(二)十五圓以上七十五圓以下教誨師、教師は十圓以上五十圓以下藥劑師は九圓以上三十圓以下と定めた。

（一）明治三十六年四月訓令監秘第三〇號監獄醫、教誨師教師藥劑師職務規程（資料一）
（二）明治三十六年四月訓令第二五號監獄醫教誨師教師藥劑師俸給規程

## 資料一

### ▲監獄醫教誨師教師藥劑師職務規程（明治三六、四、司法省訓令監秘發第三〇號）

監獄官制第十條第一項に依り監獄醫教誨師教師藥劑師の職務規程左の通相定む

第一章　監獄醫の職務

第一條　監獄醫は典獄の指揮を承け在監人の檢診治療及監獄衛生に關する一切の事務を掌理す

第二條　常に監房工場其の他溝渠廁并場便所等を視察すべし

第三條　作業の種類就業の方法又は監房工場等の設備に付ては常に衛生上の關係を審査すべし

第四條　在監人の身體被服臥具等の清潔に注意し入浴洗濯乾燥等に關する規定の施行を督勵すべし

第五條　新入監者ありたるときは其の身體を檢診し健康診斷簿及身分帳に其の要領を記載すべし

第六條　在監人に對し每年少くも二回健康診斷を行ひ其の結果を健康診斷簿に記載すべし

第七條　流行病發生の兆あるか又は該患者あるときは直に典獄に稟議し其の病症及感染の狀況を詳悉し豫防消毒を勵行すべし

前項の場合に於ては差入及食物購求の停止等の處分に關し其の意見を典獄に具申すべし

第八條　分房者其の他健康上特に視察を要すべき在監人に對し時々其の居所に就て視察を遂げ其の狀況を典獄に報告すべし

第九條　刑事被告人無定役囚分房囚其の他健康上必要ある者の運動に付ては特に其の適否を監視すべし

第十條　在監人中精神異常の疑ありと認めたる者あるときは速に其の處遇の方法に就て意見を典獄に具申すべし

第十一條　懲罰に處せらるべき者あるときは其の執行前健康診斷を行ひ執行に妨げなきや否やの意見を典獄に具申すべし

第十二條　作業の賦課に付ては當該者の健康狀態に對する適否の意見を典獄に具申すべし

第十三條　病者を診察したるときは其の氏名病性徵候既往症及處方等を病床日誌若くは調治簿に記載し典獄の檢閱に供すべし

第十四條　病者にして病監に收容するを要すべきものと認めたるときは其の旨を典獄に具申すべし

第十五條　急發病者ありたる場合に於ては何時にても直に診察治療すべし

第十六條　在監人にして疾病を隱蔽故造若くは虛構したる者ありと認めたるときは其の旨を典獄に具申すべし

第十七條　疾病快復したるときは其の堪ゆべき役業の種類を指定し典獄に具申すべし

第十八條　危險の虞ある手術を施すの必要ありと認めたるときは豫め其の旨を典獄に具申し許可を受くべし

第十九條　病監患者は病症の輕重若くは其の症狀に應じ其の室房を隔離すべし殊に傳染性病者の所用に係る衣類食器其の他の物品は總て他のものと區別し消毒を行ふべし

第二十條　每日一回以上病監に臨み清潔溫度換氣等の實況に注目し尙患者攝生看護の方法に就て病監擔當の吏員に指示

すべし

第二十一條　健康上の必要に因り特別の衣類物品等を下附するの必要ありと認めたるときは其の事由を詳記し典獄に具申すべし

第二十二條　癈篤疾若くは危篤に至りたる者あるときは直に其の旨を典獄に具申すべし

第二十三條　在監人中死亡したる者あるときは檢屍の上其の死亡の原由及病症死狀等を詳記し死亡證書又は檢案書を作製すべし

第二十四條　死後に解剖を請ふ者あるときは其の旨を典獄に具申すべし

第二十五條　在監人に給與すべき糧食の品目數量等に付ては豫め主任者と協議を遂げ且又時々炊烹の狀況を視察し保健上不適當なりと認めたるものあるときは其の意見を典獄に具申すべし

差入食糧及購求食物は其の都度檢定すべし

第二十六條　在監人に貸與の被服臥具にして衛生上不適當なりと認めたるときは其の旨を典獄に具申すべし

第二十七條　看護夫に對しては常に看護心得及救急療法等を講說し其の他看護上必要なる事項を練習せしめ其の看護夫たるに適するや否やを監督すべし

第二十八條　監獄醫の取扱に屬する帳簿左の如し

病床日誌

調治簿

健康診斷簿

種痘簿

第二十九條　看守志願者の體格を檢査し其の他典獄の命に依り吏員の診斷を行ふべし

## 第二章　教誨師の職務

第三十條　教誨師は典獄の指揮を承け在監人に對し專ら其の德性涵養の任務に從事す

第三十一條　教誨師は囚人の罪質犯數性情教育職業等其の他身上に關する諸般の情況を審査し常に適切の個人教誨を行ふべし

第三十二條　日曜日及祝祭日に於ては在監人に對し一般教誨を行ふべし

平日と雖も成るべく休暇時間等を利用して教誨を行ふべし

第三十三條　特赦免幽閉假出獄假出場假免懲罰の言渡又は賞表授與式に立會ひ教誨を行ふべし

第三十四條　分房者及在病監者に對しては一週一回以上其の他機宜に應じ適當の教誨を行ふべし

囚人の喪に遭ひたるとき若くは其の他機宜に應じ適當の教誨を行ふべし

第三十五條　教誨師は常に監房工場を巡回して在監人の動靜を視察すべし

第三十六條　在監人の賞罰に關する典獄の諸詢に對し其の意見を具申すべし

第三十七條　懲罰を受けたる者に對しては特に時々其の動靜を視察すべし

第三十八條　死刑の宣告を受けたる者に對しては愼密の注意を以て教誨を行ひ特に精神の慰安を圖るべし

第三十九條　在監人にして死亡者ありたるときは特に棺前教誨を行ふべし

第四十條　在監人を他監に移送する場合に於ては特に教誨上に於ける注意其の他身上に關する意見を具して到着監獄に回送すべし

第四十一條　新入囚、出獄囚に對しては特に個人教誨を施し成るべく保護の方法を講すべし

第四十二條　在監人にして書籍の看讀を請ふ者あるときは適否の意見を典獄に具申すべし

第四十三條　教誨師の取扱に屬する帳簿左の如し

第四十四條　教師を存置せざる監獄に於ては教師の職務は教誨師之を行ふ

第三章　教師の職務

第四十五條　教師は典獄の指揮を承け在監人の教育に從事す

第四十六條　就學者に對しては其年齡、智能、性情、境遇等を斟酌して成るべく各個人に適當なる教育を施すべし

第四十七條　就學者の就學年月卒業の科目學業の優劣等を詳細に簿冊に記載し典獄の檢閱に供すべし

第四十八條　授學上に要する書籍器具等を管理し散失破損せざる樣注意すべし

第四章　藥劑師の職務

第四十九條　藥劑師　典獄の指揮を承け調劑の事務を掌理す

監內衛生に關する事項に付ては監獄醫の職務を補助すべし

第五十條　藥品及其の他治療の物品は愼密の注意を以て之を取扱ひ總て一定の鍵ある戶棚に藏置し劇藥毒藥等は別に之を藏置すべし

第五十一條　醫療器械器具等は鄭寧に之を保管し其の淸潔と秩序を保ち病者に貸與する藥壜の類は常に之を洗滌若くは消毒すべし

第五十二條　井水其の他飮食物の分析鑑識其の他衛生上必要なりと認めたる事項は其の旨を典獄に具申すべし

第五十三條　藥品及雜品受拂表は每月之を調製して典獄の檢閱に供すべし

**三十六年四月女監取締の判任待遇**　女監取締は今回の官制改正に依り看守と同樣判任官の待遇を受くることゝなりたるを以て之が俸給規程を設け月俸を十級に分ち六圓以上十五圓以下と定めた。(一)

(一)　明治三十六年四月女監取締俸給規程

**三十九年十月奏任及判任待遇監獄職員給與令の發布**　越て三十九年三月多年の懸案たりし監獄醫、教誨師の奏任待遇實施に伴ふ豫算の成立を見同年十月奏任及判任待遇監獄職員給與令の發布となり、(一)新に奏任待遇監獄醫及教誨師の俸給を定め、監獄醫一級千二百圓教誨師仝九百圓とし、特に功勞ある者は前者は千八百圓後者は千二百圓に至ることを得せしめ、判任待遇の監獄醫は二十圓乃至七十五圓、教誨師、教師は十四圓乃至五十圓、藥劑師は十二圓乃至四十圓と改め、同時に看守の月俸を十二圓乃至二十圓とし、看守部長たる看守には二十五圓迄を給することを得せしめ、看守俸給最高額に於て五圓最低額に於て三圓を上ぼし、四十年度豫算額に於ては看守俸給二圓五十錢を增額し一人平均十五圓とした。其の他特別手當、勤務手當、宿料を給する等監獄待遇職員仝般に亙つて著しき待遇の改善を見るに至つた。

(一)　明治三十九年十月勅令第二七六號奏任及判任待遇職員給與令（資料一）

## 資料一

▲奏任及判任待遇監獄職員給與令（明治三九、一〇、一一　勅令第二七六號）

第一條　監獄醫、教誨師、教師及藥劑師の俸給は別表に依る但し月俸三十圓未滿の者に限り各所定の最低俸給額を下らざる範圍內に於て適宜の金額を定め之を給することを得

看守の月俸は十二圓乃至二十圓とす但し看守部長たる看守には二十五圓迄を給することを得

教習中の看守の月俸は九圓乃至十一圓とす

女監取締の月俸は八圓乃至十五圓とす但し女監取締部長たる女監取締には二十圓迄を給することを得

第二條　奏任待遇を受くる監獄醫又は教誨師にして一級俸を受け特に功勞ある者は監獄醫に在りては千八百圓、教誨師に在りては千二百圓迄增給することを得

判任待遇を受くる監獄醫、教誨師、教師又は藥劑師にして一級俸を受け五年を踰え事務練熟優等なる者は監獄醫は在りては百圓、教誨師、教師に在りては七十五圓、藥劑師に在りては五十圓迄增給することを得

第三條　初めて監獄醫、教誨師、教師又は藥劑師を命ぜらるる者の俸給は各其五級俸以下、看守又は女監取締を命ぜらるる者の俸給は各十五圓又は十一圓以下とす但し醫務所長又は教務所長を命ぜらるる者に在りては四級俸までを給することを得

監獄醫、教誨師、教師又は藥劑師の職に在りたる者が獄監醫、教誨師、教師又は藥劑師を命ぜらるる場合には第一條及第二條に定めたる範圍內に於て前俸給額以內の俸給を給することを得

判任官以上の官職に在りたる者、看守又は女監取締の職に在りたる者が看守又は女監取締を命ぜらるる場合には第一條に定めたる範圍內に於て前俸給額以內の月俸を給することを得

第四條　監獄醫、教誨師、教師、又は藥劑師にして別表四級俸以上の俸給を受くる者は一箇年を經過するに非ざれば昇級することを得ず

看守及女監取締の月俸の增給は三圓を超ゆることを得ず

十五圓以上の月俸を受くる女監取締には六箇月を經過するに非ざれば增給することを得ず十五圓又は十一圓未滿の月俸を受くる看守又女監取締にして十五圓又は十一圓以上に增給する場合亦同じ

第五條　看守部長たる看守、女監取締部長たる女監取締及通譯其の他特別の技能を有する看守及女監取締には第三條及第四條を適用せず



第六條　休職看守にして陸軍又は海軍に於て受くる俸給又は給料の月額休職を命ぜられたる當時の月俸額より寡少なるときは其の不足額に相當する金額以內の休職給を給することを得

第七條　通譯其の他特別の技能を有する看守又は女監取締には一箇月二十圓以內の特別手當を給することを得

第八條　非番の日に於て臨時勤務に服したる看守及女監取締には一日五十錢以內の勤務手當を給することを得

第九條　看守及女監取締には一箇月五圓以內の宿料を給することを得

第十條　年俸は十二分して每月之を給す

第十一條　月俸は新任、增俸、減俸及復職の場合に於ては其の翌日より、退職の場合に於ては其の當日迄日割を以て給す但し左の各號の一に該當する者には其の月俸額の全額を給す

一　職務上の傷痍又は疾病に因り其職に堪へず退職したる者

二　廢廳の爲退職したる者

三　身體若は精神の衰弱又は事務の都合に依り退職を命ぜられたる者

四　休職を命ぜられたる者

五　在職中死亡したる者

休職當月復職したる者には其の月の月俸は更に之を給せず

第十二條　休職給は休職の翌月より之を給す

第十三條　病氣の爲執務せざること六十日を踰ゆる者又は私事の故障に依り執務せざること二十日を踰ゆる者は日割を以て俸給の半額を減ず但し公務の爲傷痍を受け若は疾病に罹り又は服忌を受くる者は此の限に在らず

附　則

第十四條　地方の狀況に依り當分の內看守に最下俸以下九圓迄女監取締に最下俸以下六圓迄の月俸を給することを得

第十五條　本令施行の際別に辭令を受けざる者は現に受くる俸給及特別手當を給せらるるものとす

第十六條　巡査看守俸給令及明治二十八年勅令第百五十九號は之を廢止す

（別表）

奏任待遇年俸

| | 一級 | 二級 | 三級 | 四級 | 五級 | 六級 | 七級 | 八級 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 監獄醫 | 千二百圓 | 千圓 | 九百圓 | 八百圓 | 七百圓 | 六百圓 | 五百五十圓 | 五百圓 |
| 教誨師 | 九百圓 | 八百圓 | 七百圓 | 六百圓 | 五百五十圓 | 五百圓 | 四百五十圓 | 四百圓 |

判任待遇月俸

| | 一級 | 二級 | 三級 | 四級 | 五級 | 六級 | 七級 | 八級 | 九級 | 十級 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 監獄醫 | 七十五圓 | 六十圓 | 五十圓 | 四十五圓 | 四十圓 | 三十五圓 | 三十圓 | 二十五圓 | 二十圓 | |
| 教誨師 | 五十圓 | 四十圓 | 三十五圓 | 三十圓 | 二十五圓 | 二十二圓 | 二十圓 | 十八圓 | 十六圓 | 十四圓 |
| 藥劑師 | 四十圓 | 三十五圓 | 三十圓 | 二十五圓 | 二十二圓 | 二十圓 | 十八圓 | 十六圓 | 十四圓 | 十二圓 |

**四十一年監獄法の制定ありたるも待遇に變化なし**　其の後明治四十年三月刑法改正の事あり、翌四十一年三月新に監獄法及監獄法施行規則の制定を見、近代獄制の基礎漸く定まるに至り、典獄其の他一般司獄官の待遇の如きも之に伴ひ益々改善を要するものがあつたのであるが、一般俸給令改正の儀に制せられて容易に實現するに至らなかつた。

**四十二年四月監獄協會經營第一回監獄官練習所の開設**　明治三十七年警察監獄學校閉鎖後、監獄事業は歳と共に進歩し、就中昨年來刑事法規の改廢ありて、行刑制度の變改と實務上の取扱を異にするものあるに至り、監獄幹部養成の必要は益々緊切を加へたるに因り、玆に監獄協會主催となり監獄官練習所開設の運びとなつたのである。所長は小山監獄局長之に當り、講師には專任の者なく主として司法省の高等官に囑託し、幹事には山上典獄豐野監獄事務官之に當つた。講習期間は四月十五日より八月十五日迄の四ヶ月とし、練習所規則及練習所生徒心得を制定し、此月十五日其開所式を擧げた。開所式には小山練習所長の挨拶、清浦總裁の式辭に次で、横田大審院長、岡部司法大臣並に平田内務大臣の祝辭があつた。

講習科目は正科として監獄學、監獄法規、刑事訴訟法、個人識別法の五科目があり、補助科目として刑事政策、監獄の構造、監獄統計、教誨、犯罪心理學、衛生學、監獄教育、監獄經濟、操練等の諸科目があつた。經費は旅費及滯在手當は司法省に於て負擔し、（約三千円）教師謝金其他雜費は協會之を負擔した（約二千円）練習生は各監獄より一名若は二名の現任看守長を選拔し、總計五十八名であつた。

**四十二年六月典獄及看守長略服竝看守服制を改正す**　明治廿九年典獄、分監長、看守長及看守の服制を制定し越えて三十年十月典獄分監長看守長の略服を定め、玆に一と先づ監獄官服制の整備を見たのであるが、明治四十一年二月警察官の服制改正ありて、極めて簡素にして威嚴あるものとなるや、監獄官服制に付ても之が改正の要望部内に擡頭し、遂に典獄以下略服並看守服制を改正することゝなつたのである。其の後官制の改正其の他時代の推移に伴ひ一部の改正を見たるも殆ど共のまゝ現在に至つてゐる。

（一）　1、明治四十二年六月勅令第一七〇號典獄看守長略服（資料一）
　　2、同　勅令第一七一號看守服制（資料二）

## ▲典獄、看守長略服（明治四二、六、勅令第一七〇號）

### 典獄、看守長略服圖例

| | 典獄 | 看守長 |
|---|---|---|
| 帽 地質 | 濃紺又は黒羅紗 | 同上 |
| 帽 製式 | 圓形黒革製前庇及幅三分五厘の黒革製頤紐を附し頤紐の兩端は帽の兩側に於て徑三分五厘の圓形内櫻花章金色釦各一箇を以て留め幅一寸二分にして隆起線三條を織出したる黒縞織緣を纏ふ天井喰出は幅一分とす但し夏は白布を覆ふ | 幅四分にして隆起線一條を織出したる黒縞織緣を纏ふ餘は同上 |
| 帽 徽章 | 徑七分の黒天鵞絨製の臺に徑六分の銀色略日章を附し臺の周圍は金色繩線二條を以て纏ひ其周圍を「モール」製金色櫻（莖は銀色）を以て包攏す其の縱徑一寸三分橫徑一寸八分とす | 同上 |
| 上衣 地質 | 濃紺又は黒羅紗但し夏衣は白布 | 同上 |
| 上衣 製式 | 立襟一行釦長ジヤケット前面の左右に各二箇の物入を附す左右各上部の物入には蓋を附す | 同上 |
| 上衣 袖章 | 幅一分五厘の黒蛇腹組絲三條を連ねたるものを一分の間隔を以て二通り平列せしめ其の上部連一分を隔て同蛇腹組絲一條を纏ひ其の中央を徑一寸の輪狀と爲す各線何れも表半面に纏ふものとす但し夏衣は白色三分線三條を纏ふ | 幅一分五厘の黒蛇腹組絲三條を連ね其の上部に一分を隔て同蛇腹組絲一條を纏ひ其の中央を徑一寸の輪狀と爲す各線何れも表半面に纏ふものとす但し夏衣は白色三分線二條を纏ふ |
| 上衣 肩章 | 長四寸幅一寸七分地質濃紺又は黒羅紗兩緣及上端緣は幅一分の圈套銀絲繩目組を施し其の中間に幅四分の平織金絲二條を縱に附し徑四分の金色釦一箇及徑五分の金色櫻花章二箇を附す | 平織金絲一條を附し金色櫻花章一箇を附す餘は同上 |
| 上衣 釦 | 金色梨地徑六分のもの五箇を前部に附し左右上部の物入には同徑五分のもの各一箇を附す但し夏衣は何れも銀色とす | 同上 |
| 上衣 領章 | 徑三分の金色櫻花章二箇を附す但し夏衣は銀色とす | 同上 |
| 袴 地質 | 濃紺又は黒羅紗但し夏袴は白布 | 同上 |
| 袴 製式 | 普通長袴兩股に一箇の物入を附す | 同上 |



| | 短銃 |
|---|---|
| 地質 | 袴に同し |
| 製式 | 長劍上に止も裾口を裂くこと五寸之に釦各四箇を附し陣股に各一箇の物入を附す |

備考

一　夏衣には肩章を裝著せざるものとす。

一　平常勤務の場合に於ては肩章を用ゐざることを得。

一　短袴は長靴脚絆又は「ゲートル」を用うるとき之を著用するものとす。

一　土地の狀況に依り防寒具の必要あるときは司法大臣之を定む。

一　外套、刀及刀帶は明治二十九年勅令第三百六十六號の式に依る但し刀帶中第二の釣革は乘馬の際之を用ゐざることを得。

一　刀緒は前號に揭ぐる勅令に規定する常緒を用う。

附則

明治四十三年五月三十一日迄は仍從前の制服を着用することを得

看守長
典獄


典獄


看守長


徽章


典獄


看守長






典獄
看守長


袖章
典獄
看守長


夏衣袖章
典獄
看守長

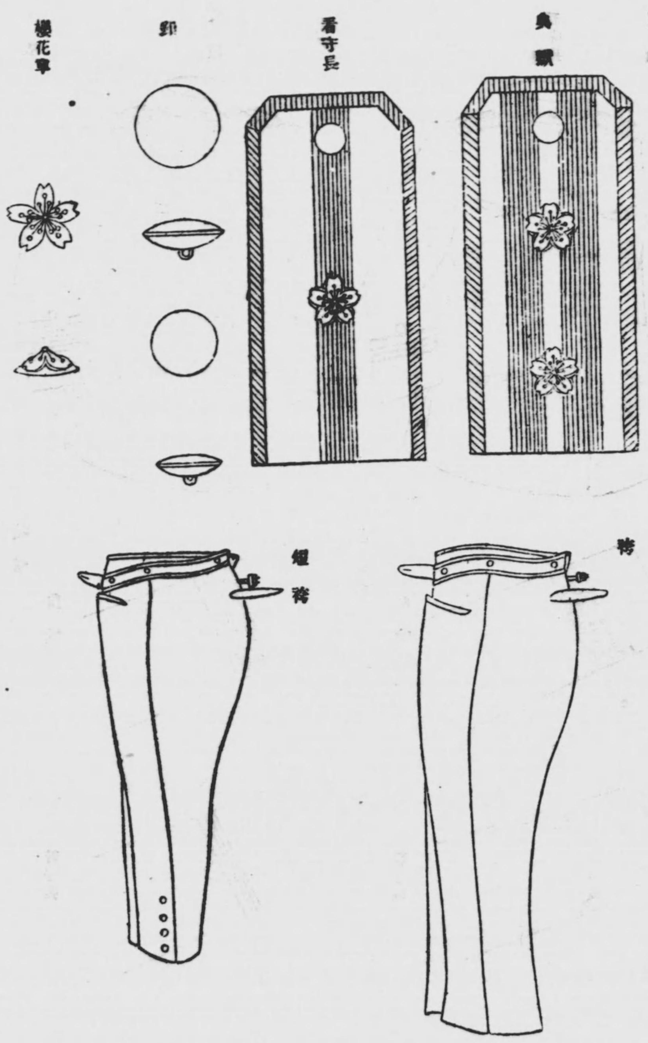




## 資料二

▲看守服制（四二、六、勅令第一七一號）

看守服制圖例

看守部長

| | | |
|---|---|---|
| 帽 | 地質 | 濃紺又は黒羅紗 |
| | 製式 | 間形黒革製前庇及幅三分五厘の黒革製頤紐を附し頤紐の兩端は帽の兩側に於て徑三分五厘の間形内櫻花章眞鍮釦各一箇を以て留む天井喰出は幅一分とす但し夏は白布を覆ふ |
| | 徽章 | 徑六分の略日章を櫻を以て包擁し共に眞鍮製打出と爲す其の縦徑一寸二分横徑一寸五分とす |
| 上衣 | 地質 | 濃紺又は黒羅紗但し夏衣は白雲齋 |
| | 製式 | 立襟一行釦長ジヤケット前面の左右に各二箇の物入を附す左右上部の物入には蓋を附す |
| | 袖章 | 副一分五厘の黒蛇腹組線二條を表半面に纏ふ其の間隔は一分とし上線の中央を徑一寸の輪狀と爲す但し夏衣は袖口より上二寸の所に白色三分線一條を纏ふ |
| | 肩章 | 長四寸幅一寸七分地質濃紺又は黒羅紗兩線及上端縁は幅三分の平織銀線其の中間に徑一分の平織銀線一條を縦に附し徑四分の金色釦一箇及徑五分の金色花櫻章一箇を附す |
| | 釦 | 徑六分の無地眞鍮釦五箇を前部に附し左右上部の物入には同徑五分のもの各一箇を附す |
| | 領章 | 徑三分の眞鍮櫻花章二箇を附す |
| 袴 | 地質 | 濃紺又は黒羅紗但し夏袴は白雲齋 |
| | 製式 | 普通長袴兩股に各一箇の物入を附す |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 短袴 | 地質 | 袴に同し | | | | | | | | | |
| | 製式 | 長髁上に止む裾口を裂くこと五寸之に各釦四箇を附し兩股に各一箇の物入を附す | | | | | | | | | |
| 外套 | 甲種 | 地質 | 濃紺又は黒羅紗 | | | | | | | | |
| | | 製式 | 長は靴踵上際を距ること約八寸袖の長は腕關節より延ること五分襟の幅は二寸立襟胸二重徑七分五厘眞鍮圓形内に櫻花を鍍刻せる釦六箇二行側部に同各三箇敷紐同一箇を附す覆面に徑五分五厘黒角釦三箇襟部に同五箇後面は裾を裂き同四箇を附す左右の腰部に物入各一箇を設く | | | | | | | | |
| | | 袖章 | 袖口より約二寸の部に徑三分五厘の眞鍮櫻花章二箇を表半面に附す | | | | | | | | |
| | 乙種 | 地質 | 甲種に同し | | | | | | | | |
| | | 製式 | 通常マント形長前面襟下より約一尺六寸背面約一尺八寸五分襟の幅二寸胸部に徑五分五厘黒角釦三箇襟部に同五箇を附す | | | | | | | | |
| 刀 | | | 柄は黒革眞鍮線巻背面を覆ひたる金具は眞鍮長四寸乃至六寸鍔は眞鍮精は磨鐵長一尺六寸乃至二尺兩箇の釣鐶を附す中身は日本刀但し乗馬勤務の者に限り柄の背面を覆ひたる金具は鐵長四寸乃至六寸鍔は鐵をニッケル鍍とし鞘は長二尺七寸迄とし一箇の釣鐶を附す | | | | | | | | |
| 刀帶 | | | 黒象皮長適宜幅一寸二分釣革長第一の分二寸以内にして幅六分五厘締輪幅五分前金具の左右に各一箇を附す前金具は徑一寸四分金具は總て眞鍮但し乗馬勤務の者に限り釣革は長一尺二寸以内一本とし革を鎖に代ふることを得 | | | | | | | | |
| 刀緒 | | | 茶色革 | | | | | | | | |

備考

一　夏衣には肩章を裝着せざるものとす。

一　短袴は長靴、脚絆又は「ゲートル」を用うるとき之を着用するものとす。

一　土地の狀況に依り防寒具の必要あるときは司法大臣之を定む。

附則

本令は明治四十二年十月一日より之を施行す



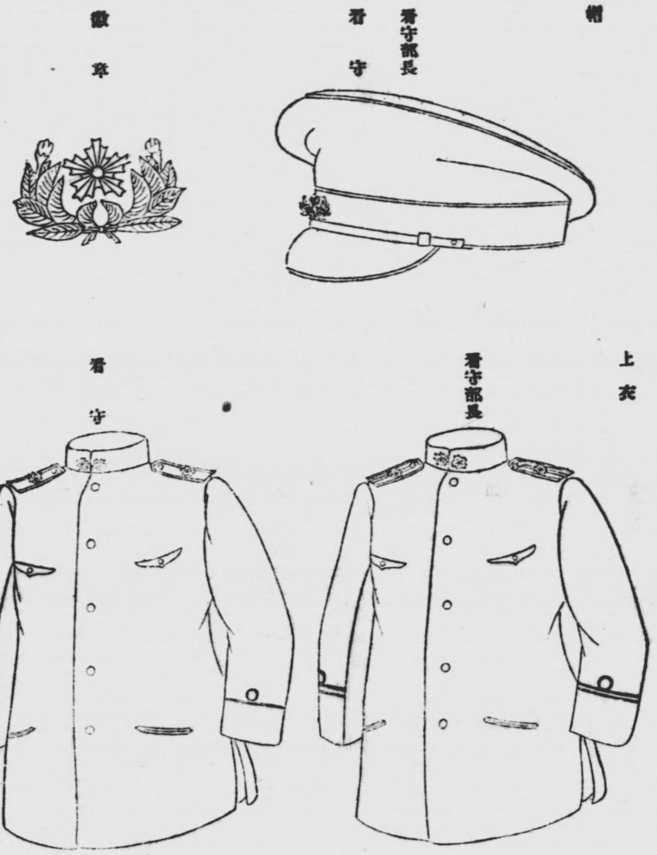

袖章

看守部長

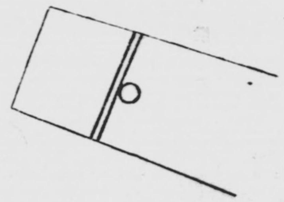

夏衣袖章

看守部長

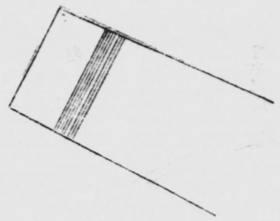

看守

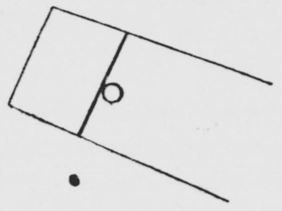

看守

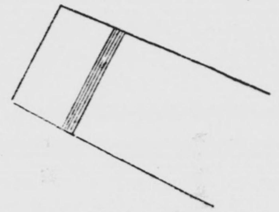

肩章

看守部長

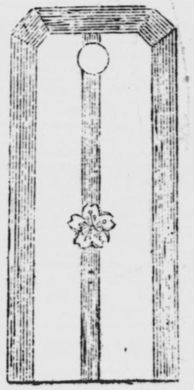

看守

釦

後面

守部長 甲種 外套前面

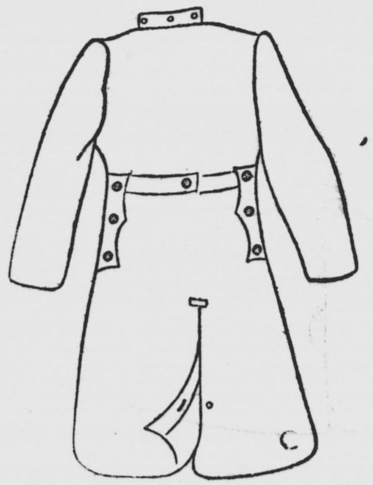

袖章

看守部長

看守

外套釦

襟章

帽章

乙種外套



刀

刀帶

刀緒

**四十三年高等官判任官俸給令改正に伴ひ典獄以下待遇向上す**　明治四十三年所謂第一次行政整理行はれ、同年三月高等官等俸給令の改正（勅令第一三四號）に伴ひ、典獄は同令別表第二表第三號に依る待遇を受け最高二千圓となり、別に二百圓以内の加俸（東京、巣鴨、大阪、横濱、京都、神戸、三池、樺戸の指定監獄勤務者）を受くるに至つた。(一)明治三十六年官制改革當時の待遇に比し著しき改善の跡あるを見るも、これ一般官吏優遇の餘澤に過ぎず、而も他の從來の同等の待遇を受けし官吏に比すれば寧ろ不利益なる改正に會せるものにして、之を例へば從來略同等の待遇を受けし陸軍海軍の編修、陸地測量師、千住製絨所事務官の如き或は府縣警察部長、港務長の如き孰れも第二表第二號若しくは之と同等の待遇を受くるに至りたるも、典獄に付ては何等改善を見なかつたのである。尚同時に判任官俸給令の改正ありて、最低十五圓を二十圓最高一級七十五圓を九十五圓に改められた。全體を通じ約三割の增俸を見、當時物價の昂騰に惱む下級職員にとりては大なる福音であつた。(二)監獄醫其の他待遇職員の待遇に付ては其の後何等の變更を見ず、たゞ(三)四十四年一月に至り監獄醫、教誨師、教師、藥劑師の採用難緩和の必要上、其の初任級の制限を監獄醫に在りては三級俸其の他の職員は四級俸以下と改めたに過ぎない。

（一）典獄一人平均豫算額一、一〇〇圓を一、四三〇圓に增額す。（司法省豫算記錄）
（二）看守長一人平均豫算額二九四圓を三八三圓に增額す。（同）
（三）但し看守の宿料支給豫算額一人一ヶ月一圓四十八錢を二圓に增額す。（同）

**行政整理に因る判任官の減員**　前記行政整理に伴ひ監獄職員中看守長百五十二人、通譯二人、技手五人を減ぜられた。今次の行政整理は國家財政の計畫上眞に已むを得ざるの措置なりとするも、當時在監者の增加に伴ひ監獄事務の益々複雜困難を加へつゝあるに際し幹部職員の三割に近き整理は獄務の運營上非常なる打擊であつた。



# 第三章　遇囚戒護

## 第一節　明治初頭の徒場及囚獄に於ける遇囚狀況一班

**國民安撫國威發揚の聖旨漸次獄政の上に及ぶ**　舊來の陋習を破り天地の公道に基き知識を世界に求め、大に皇基を振興し國力の伸展を期せんとするのが明治維新の理想であつた。而して此の興國の大精神を最も力强く宣言せられたのが卽ち五箇條の御誓文である。明治天皇は此の御抱負をば天地神明に誓はせられたが、更に國民安撫、國威發揚の勅語を賜はり、「天下億兆一人も其の所を得ざる時は皆朕が罪なれば、朕自ら身骨を勞し心志を苦めん」と仰せられた。この金鵄の如き御決心と之を奉戴せんとする輔弼臣僚の盡忠報國の赤誠とに依つて明治維新が完成せられたのである。

かくて新政府は元年十月刑律を假定し(一)新に徒刑の制度を採用し用刑も國民安撫國威發揚の御聖旨に則り專ら苛酷を除き、寬弊を革めしめ、幕年ならずして獄監改良の曙光を認むるに至つた。

（一）1、假律は德川御定書（所謂百ヶ條）の大部分を斥け、大寶の律を骨子として支那法制を參酌し、刑種を笞刑、徒刑、流刑

各三種とし、贖金の制を設け死刑は府藩縣共に勅裁を經べきことを命じ、其の愼重を期した。
2、明治元年十一月、四刑各三等を以て假に輕重を配當し、徒は一年、一年半、二年の三種とした。

**石出帶刀其の職を免ぜられ單に囚獄掛となる**　獄政改革の手は先づ獄吏の上に及び、延寶以來囚獄（監獄の長）の職を世々にせる石出帶刀は七月其の職を免ぜられ單に囚獄掛となり、新に大久保與七郎隊長佈瑳卿輔囚獄取締を命ぜられた。數百年間其の職を世襲し且多數の組同心下役を支配し絕大なる勢力の根を下せる特別の官吏を罷免することは實に容易ならざる改革であつた。仍て先づ其の囚獄の長たることを免じ翌二年二月に至り其の官職を解くことゝした。

**東京府判事の囚獄一同に對する過囚に關する布達**　次で九月東京府判事は囚獄一同に對し左の如き布達を發し獄政の事又仁愛寬恕の精神に據るべき旨を懇諭し積年の弊政を改めんことを期した。

「大政御一新之折柄有罪の者たりとも憫然に被思食候處刑律は難被爲廢候に付罪狀は逐一御糺問可相成候間囚獄不取締無之樣精々心付罪人共勞り遣し可申候事」

此の布達は東京府權判事片桐省介の左記「囚獄內の改善等に付建白書」に基くものと認められるゝのであるが、要するに皇基振興、國力伸展の大精神の發露に外ならぬのである。

「臣直方伏惟れば方今大政御一新億兆を子育するの隆時に當り苟も生活すべきの道あらば縱ひ有罪の者と雖も寃枉を懷き獄中に久しく繫在せしむべからず況やその罪模糊にして繫在する者をや且つ舊幕の弊風未だ一洗せず獄吏の恤むなきに苦み又所謂牢頭なる者の凌虐に苦む者尤多し故に罪を犯して囹圄に入る時多く金を持する者は獄に在りと雖も其安逸誠に家に在るが如し苟も一金持せずして囹圄に入れば外には獄吏の憐恤なく內には牢頭の凌虐を受け其甚しき者は衣服を剝ぎ飮食を絕ち辱罵萬狀實に至らざる所なし其尤甚き者は終に○○するに至る又その罪模糊決し難く年月を經る者は○○を用ると稱し姦吏此を○○して○○すと誣ゆ誠に人命を視る事草芥の如し此等の宿弊早々御洗滌有之度偏に冀ふ所なり臣今其職に在り敢て言ずんばある可からず臣直方誠恐誠懼

辰八月」

**大解部小原重哉獄政に關する意見書を提出す**　翌二年十月刑部省大解部小原重哉亦「獄政に關する意見書」を刑部卿正親町三條公に致し獄內の弊弊就中衞生狀態の驚くべき不良と牢名主、役付制度の宿弊とを指摘し「嗚呼彼も同胞ならずや、何ぞ慘酷此の如くなる」と述べ、獄制改良の急務なるを強調した。

**中央に於て囚獄司の官職設けられ各地方には徒場新設を見る**　公議輿論は尊重せられ此等の建言は直ちに採納する所となり、此の年十二月刑部省內に新に囚獄司の官職を置き、中央の獄舍は總て刑部省の直轄に移され(一)、囚獄の事再び王朝の古制に復した(二)。而して其の間各府藩縣亦漸次囚獄の制を整へ、一面又土地の便宜に從ひ新に徒刑の制を樹つるものありて、獄制諸般の施設上にも建設創業の意氣の磅礴たるものがあつた。

(一)　十二八日東京府管轄の囚獄を總て刑部省に移す（憲法類編）
(二)　第二章司獄官制度及第六章作業の部參照

**小原重哉獄政改革は囚獄司の廢止に因り頓挫を來す**　かくて三年二月大解部小原重哉は獄政改革の重大使命を帶びて囚獄司權正に任ぜられた。氏は維新の際獄中に投ぜられ具に辛酸苦楚を嘗めたる憂國の志士であるが、自ら進んで此の難局に當り全身全力を獄內の刷新に傾けた。氏は獄制改革の第一着手として獄內百弊の源泉たる牢名主制度並に差入物の制度を改め且封建的社會組織の遺

制たる「溜」の非人頭管守を廢止する等着々中央獄政を改革し爾年ならざるに獄内の面目を一新するに至つた。然るに翌四年八月に至り突如として囚獄司の職は廢せられ、中央に於ける囚獄、徒場の事務は東京府に屬せしめられ獄政改革の事も一頓挫を來すに至つた。

尙地方に於ても專ら封建的遺風の釐革に努めたるも地方財政の困難等に制せられて、革新の手は容易に囚獄の上に及ばず未已遇囚諸般の取扱は概ね仍ほ舊滯の制を襲ひ、久しく舊規舊慣を改むることを得なかつた。

**監倉制度の一般的採用**　明治五年八月司法省職務定制を制定し其の中に「裁判所內監倉規則」を定めた。監倉設備は新律綱領閏刑の規定に發し、明治三年十二月刑部省に隣接せる舊閑老邸の屋舍を補修して監倉事務取扱所を創設せるに始まるのである。本制度は最初士族分離の拘禁を目的として採用せられたのであるが、今回發布の監倉規則に於ては「犯人を捕縛し至り、其の罪狀疑ありて未だ其證を得ざる者並に不時糺問すべき者は之を監倉に留む。糺問して實を得れば重輕に隨ひ或は之を囚獄に送り或は管轄官吏町村役人若は親類等に保責して管照せしめ其の無罪なるは放還す」と規定し、一般未決囚の一時拘禁所に使用するに至つた。(一)而も其の實際に於ては漸次拘禁期間は延長せられ殆ど囚獄と同樣の目的に使用せられ、囚獄、監倉の拘禁區分は一に裁判官の便宜に隨ふに至つた。東京に於ける監倉事務取扱所は司法省の直轄とし、其の他は各裁判所之を管したが、明治九年二月、大警視川路利良の上陳に因り內務省の總轄に移し、東京は警視廳、地方は其の所在地の使府縣に司管せしめた。移管當時監倉の設備ある地方は、司法省の外大阪、神奈川、兵庫等十六ケ所であつた。監倉內の處遇は概ね囚獄に同じく、婦女、兒童、病囚を分禁し、每日一時間の運動、每月六回の入浴を爲さしめ、囚人病あれば醫員をして診察せしめ、重病者は病室に移し治療せしめた。

（一）司法職務定制（明治五年八月）（資料一）

**資料一**　▲司法職務定制（明治五年八月三日　司法省へ達）

第二十二章　裁判所內監倉規則

第九十五條　犯人を捕縛し至り其罪狀疑ありて未だ其證を得ざる者並に不時糺問すべき者は之を監倉に留む糺問して實を得れば重輕に隨ひ或は之を囚獄に送り或は之を管轄官吏町村役人若くは親類等に保責して管照せしめ其無罪なるは放還す

第九十六條　守卒は晝夜を論ぜず番直し夜は不寢番をなし十二字に交代す

第九十七條　監倉中婦女兒童病囚を分て之を置く

第九十八條　捕縛し至るの囚人は守卒之を露體檢索し其貨物及兇器錢器を包藏するや否やを嚴察して後凡携帶諸物皆收めて之を領置し檢部に送付す

第九十九條　囚人を鞫場に呼び出す時は各囚に守卒二人づつ守送し見座に付す

第百條　監倉外運動所を設け每日四字より五字に至る迄行步運養せしむ守卒之を看守す

第百一條　監倉外浴場を設け每月六次囚人に湯浴せしむ暑中は隔日にす浴時は守卒二人之を看守す男女浴場を別にす

第百二條　夏時の臥具は毛布一枚（フランケット）蓆一枚（ゴザ）冬時は毛布二枚、草褥（ワラノフトン）一枚とす

第百三條　囚人の親戚衣食を贈與せんと乞ふ者あれば之を聽す檢部檢照して包藏物を嚴查す

第百四條　囚人願情ある時は自ら筆記せしめ其自ら筆記すること能はざる者は守卒代て其旨意を記し檢部に呈付す

第百五條　守卒書籍を管藏し囚人の乞に應じ觀誦せしむ

第百六條　火災非常の節は囚人輕重を論ぜず守卒之を繩繫し檢部の指揮を受け火迫近なれば引て之を他所に避く

第百七條　囚人病あれば輕重を論ぜず醫員をして診察せしめ檢部に具狀し其指揮を受け重症は病囚室に移し囚人の內